

第4期 安八町地域福祉計画

第3期 安八町地域福祉活動計画

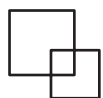
第3次 安八町おたがいさま計画

令和5年度 ▶▶▶ 令和9年度



安八町

安八町社会福祉協議会



は じ め に



『おたがいさま計画』は、平成20年に最初の計画を策定してから、15年が経過しました。この間に町の人口は減少に転じ、18歳以下の割合が減り、65歳以上の割合が増え続けています。

また、私たちのライフスタイルにも大きな変化がありました。誰もがスマートフォンやインターネットを利用すれば、新しい情報を瞬時に知ることができ、遠方の見知らぬ人とも簡単につながることができるようになりました。

令和元年末から流行がはじまった新型コロナウイルス感染症によっては、これまで経験したことがない状況に置かれ、働き方や生活様式を変更せざるを得なくもなりました。

このようなことから、持続可能な社会づくりが求められ、多様な価値観も相まって、家族や地域社会のあり方も変化してきています。それでも、変わらないもの、変わってはいけないものがあることを、私たちは、今のこの状況を踏まえて再認識しなければなりません。

人と人との絆は、「おたがいさま」という譲り合いの関係性や心のゆとりを生みだします。共に支えあい、いつまでもいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、町民一人ひとりが、この絆を大切に育み、この町に愛着や誇りを持って暮らしていくことを切に願っています。

結びに、この計画の策定にあたり、福祉のまちづくりについてご討議いただきました地域福祉計画策定委員会の皆さま、アンケート調査に際して貴重なご意見、ご提案等をいただきました多くの町民の皆さまに、厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

安八町長 堀 正

安八町社会福祉協議会会長 高木 安三

第 1 部 計画の概要

1 はじめに	2	2 他の計画との関連	7
(1) 計画策定の背景	2	3 計画の期間	7
(2) 地域福祉とは	3	4 計画の策定・推進方法	8
(3) 地域福祉計画	4	(1) 計画の策定方法	8
(4) 地域福祉活動計画	5	(2) 地域福祉に関する意識・意向調査の実施	8
(5) 二計画の一体的な策定と位置づけ	5	(3) 計画の推進方法	9
(6) 地域福祉に関するその他の法律に基づ く計画の策定と位置づけ	5		

第 2 部 現状と課題

第 1 章 安八町の状況 / 12

1 安八町の概況	12	5 要配慮者とサービス	22
2 人口構造	13	(1) 要配慮者等の人数	22
(1) 年齢 3 区分別人口の推移	13	(2) 要配慮者に対する基本的サービス	23
(2) 人口ピラミッド	14	6 地域福祉	25
(3) 高齢化率	15	(1) 地域の単位	25
(4) 人口動態	16	(2) 小学校区別の地域福祉を支える主な 人・団体	25
3 世帯と住居の状況	17	(3) 小学校区と公共的施設等	26
(1) 世帯の推移	17	(4) 元気サポーター	27
(2) 家族数	18	(5) ファミリーサポートセンターのサポー ト会員	27
(3) 平均世帯人員	18	(6) 委嘱型地域福祉推進者	28
(4) 住宅の所有関係	18	(7) ボランティア団体	28
4 就業等の状況	19	(8) 福祉サービス事業者	29
(1) 産業分類別就業者数	19	(9) 町社会福祉協議会	29
(2) 産業分類別就業率の推移	20		
(3) 就業・通学先の状況	20		

第 2 章 地域福祉に関する意識・意向調査 / 32

1 アンケート	32	(5) 「ふれあいサロン」の担い手としての 参加意向	38
(1) 安八町のめざす福祉のまち	32	(6) 住民・ボランティアによる地域福祉活 動	39
(2) 地域の支えあいの状況	34	(7) 社会福祉協議会・民生児童委員等の認 知度	43
(3) 地域福祉の推進に必要なこと	35	(8) 生活上の問題の相談相手	45
(4) ボランティア活動への参加意向と参加 状況	36		

(9) 新しい互助システムの構築	46	(2) 地域福祉へのかかわりを広めるために ..	53
(10) ひきこもりの状況	49	(3) 地域福祉活動の推進に向けて	54
(11) 福祉サービスへの抵抗感	51	(4) 福祉サービス等の充実に向けて	56
2 記述式回答	52	(5) その他	58
(1) 地域福祉への関心を高めるために	52		

第3章 前期実施計画の評価 / 59

1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち	59	(2) 新しいふるさとづくり	62
(1) 福祉の心を育む取組み	59	(3) 新たな活動への支援	63
(2) ボランティア活動の推進	60	(4) 高齢者や障がいのある人にやさしいまちづくり	63
2 おたがいさまで共に暮らせるまち	60	4 充実した福祉サービスと情報のあるまち	64
(1) 身近でできる関係づくり	60	(1) 相談・情報提供体制の充実	64
(2) 安心して暮らせる地域づくり	61	(2) きめ細やかなサービス事業	64
(3) 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり	61	(3) 社会福祉事業の健全な発達	64
(4) 小地域福祉活動の推進	61	(4) 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携	65
3 誰もがいきいきと暮らせるまち	62		
(1) きっかけづくりの推進と活動支援	62		

第4章 安八町の地域特性と課題の整理 / 66

第3部 計 画

第1章 基本理念・基本目標等 / 70

1 基本理念と計画の名称	70	4 計画の体系	73
2 基本目標	71	5 重点施策	74
(1) 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち	71	(1) 一人ひとりの暮らしと生きがいに着目した地域づくり	74
(2) おたがいさまで共に暮らせるまち	71	(2) 重層的支援体制整備事業の推進	74
(3) 誰もがいきいきと暮らせるまち	71	(3) ノーマライゼーションとインクルージョンの普及	76
(4) 充実した福祉サービスと情報のあるまち	71	(4) ボランティアセンターの強化	76
3 成果指標	72		

第2章 基本計画 / 77

◆◆◆ 第1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち ◆◆◆

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 福祉の心を育む取組み…………… 77 | 2 ボランティア活動の推進…………… 79 |
|----------------------|-----------------------|

◆◆◆ 第2 おたがいさまで共に暮らせるまち ◆◆◆

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 身近でできる関係づくり…………… 82 | 3 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり 87 |
| 2 安心して暮らせる環境づくり…………… 84 | 4 小地域福祉活動による地域づくり… 88 |

◆◆◆ 第3 誰もがいきいきと暮らせるまち ◆◆◆

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 きっかけづくりの推進と活動支援… 91 | 3 新たな活動への支援…………… 94 |
| 2 新しいふるさとづくり…………… 92 | 4 人にやさしいまちづくり…………… 95 |

◆◆◆ 第4 充実した福祉サービスと情報のあるまち ◆◆◆

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1 相談・情報提供体制の充実…………… 98 | 4 社会福祉協議会の強化と社会資源との
連携…………… 104 |
| 2 きめ細かなサービス事業…………… 102 | |
| 3 社会福祉事業の健全な発達…………… 103 | |

第3章 実施計画 / 106

◆◆◆ 第1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち ◆◆◆

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 福祉の心を育む取組み…………… 106 | 2 ボランティア活動の推進…………… 107 |
|-----------------------|------------------------|

◆◆◆ 第2 おたがいさまで共に暮らせるまち ◆◆◆

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 身近でできる関係づくり…………… 107 | 3 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり 108 |
| 2 安心して暮らせる環境づくり…………… 108 | 4 小地域福祉活動による地域づくり… 109 |

◆◆◆ 第3 誰もがいきいきと暮らせるまち ◆◆◆

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 きっかけづくりの推進と活動支援… 109 | 3 新たな活動への支援…………… 110 |
| 2 新しいふるさとづくり…………… 109 | 4 人にやさしいまちづくり…………… 110 |

◆◆◆ 第4 充実した福祉サービスと情報のあるまち ◆◆◆

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1 相談・情報提供体制の充実…………… 111 | 3 社会福祉事業の健全な発達…………… 112 |
| 2 きめ細かなサービス事業…………… 112 | 4 社会福祉協議会の強化と社会資源との
連携…………… 112 |

第4部 資 料

1 安八町おたがいさま計画策定経緯・・	116	(2) 安八町地域福祉計画策定委員会名簿・・・	119
2 安八町おたがいさま計画策定体制・・	117	3 用語解説	120
(1) 安八町地域福祉計画策定委員会設置 要綱	117		

第1部 計画の概要

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

平成12年度に導入された介護保険制度により、高齢者を中心とした介護サービスは、めざましい充実が続けています。しかし、介護が必要な高齢者が介護サービスだけで住み慣れた地域で暮らし続けることができるでしょうか。高齢者の入所施設が数多く建設されましたが、常に満杯で入所するにはかなりの期間待たなければならないという状態が続いています。ひとり暮らしの要介護高齢者であれば施設入所もやむをえないかもしれませんが、家族と同居していて施設入所となった要介護高齢者のなかには家族とともに暮らしたいと望んでいた人も少なからずいると考えられます。しかし、家族介護者の苦勞も並大抵ではありません。家族、親族、介護・医療サービス、さらには隣近所をはじめとした地域の支援があつてこそ、要介護高齢者の在宅生活が維持されるのではないのでしょうか。

平成18年度から障害者自立支援法（平成25年4月1日からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改称）が施行されました。この障害者総合支援法においては、入所施設や精神科病院入院者が退所・退院して地域で暮らすことができるよう、計画的に障害福祉サービス等の充実を図ることを地方公共団体に義務づけています。また、平成25年度からは難病患者もこの法律の対象となりました。

子育て分野においては、平成15年に次世代育成支援対策推進法が公布されました。この法律では、地方公共団体および事業主に対し、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定が義務付けられました。平成24年には、子ども・子育て支援法が公布され、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。平成26年度に策定した「第3期あんばちっ子すくすくプラン」においては、町が行う各種子育てサービス等のほかに、地域住民やボランティアなどによる子どもの見守り活動や子育てサークルなどの運営促進を図るとしています。

上記の高齢者等に対する「老人福祉計画・介護保険事業計画」、障がいのある人に対する「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」および児童に対する「子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画」を作成・推進したことによって、わが国の福祉は大きく前進したと評価されます。しかし、これらの計画は、行政サービスを中心に据えた計画であり、計画対象となる当事者が地域住民として生活していくという視点が弱いという指摘があります。さらに、高齢者、障がいのある人、児童に関する計画というタテ割りの弊害も散見されます。

平成12年に改正された社会福祉法においては、増大・多様化する国民の福祉への要求に対応するため、社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることを明確にしました。これは、地域における福祉関係者の協働のもと、住民の社会福祉に関する活動への積極的参加や地域に根ざした地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会が重要な存在であると考えられているからです。この社会福祉法においては、市町村に地域福祉計画の策定についての努力規定を設けています。これを受けて、安八町は平成19年度に地域福祉計画（第1期）を策定し、平成24年度には町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化した「安八町おたがいさま計画」を策定しました。

平成29年6月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携による解決が図られることをめざす旨が明記されました。これは、地域住民が他人事を「我が事」として感じ、地域で「丸ごと」受け止めるという「我が事・丸ごと」の理念を法文化したものです。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、行政だけではなく、住民自らの自発的で積極的な取組みと地域の各種団体、民生児童委員・主任児童委員、ボランティアやNPO、社会福祉協議会、福祉サービス提供者、企業や商店等との協働により、子育てや介護、高齢者や障がいのある人等の支援、その他さまざまな日常生活上の不安や困りごとの解消を図り、助けあい、支えあいによる住みよい地域社会をつくっていくことだと考えます。

助けあい、支えあいによる住みよい地域社会づくりは、健康づくりをはじめ災害時の要支援者の安否確認や避難、ひとり暮らしや夫婦のみ等の高齢者世帯の見守り、子どもの連れ去りや消費者被害の防止、買い物やゴミ出しなどが困難な人に対する支援、子育て支援、三世代交流、まちづくりなど、人々の暮らしとまちに深くかかわっています。

「地域福祉」は一部の人のためのものではなく、また、難しいものでもありません。住民一人ひとりに身近なものであり、自分自身の問題としてみんなで考えていくものです。それぞれの地域での取組みを一步ずつ進めることが地域福祉を育んでいくことにつながるのです。

(3) 地域福祉計画

社会福祉法は、社会福祉制度を従来のような限られた人に対する保護・救済にとどめるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心した生活が送れるよう自立を支援する制度へ変えたものです。具体的には、サービス利用者本位の仕組みとするため、利用者と提供者の対等な関係の確立、サービス利用者の保護、苦情解決や情報開示などの仕組みを導入しました。

地域福祉計画の策定を法定化した理由としては、従来の地域のコミュニティ機能が脆弱化するなどの地域の変化と、少子高齢社会の進行が従来の法律等の制度に基づいたサービスに加え、ボランティアや近隣による支援を必要としている地域住民がいることなどをあげることができます。特に、かつてのお互いに助けあうという地域のコミュニティ機能を取り戻すことは難しく、新たな互助システムを構築する必要があります。地域住民が支える社会福祉に変えていくためには、地域住民の参加と行動が不可欠であり、そのために、地域をあげて取り組むための指針となる計画が求められるということです。

平成29年の社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画で定める事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」の2項目が加えられました。

「包括的な支援体制の整備に関する事項」については、さらに令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、障がいの有無や年齢を問わない①相談支援、②社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

図表1-1 重層的支援体制整備事業の概要

①包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化、複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
→多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
→アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見みつける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
②参加支援事業	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

ひきこもりなど社会的孤立をはじめ、生きる上での困難さや生きづらさがあっても既存の制度の対象となりにくいケースや、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えていて課題全体を捉えてかかわっていくことが必要なケースなどに、地域全体で対応していくための制度です。

市町村においてこの重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めることとされています。図表１－１の重層的支援体制整備事業における各事業は、いずれも地域福祉の推進に関する取組みに位置づけられることから、これらを含む計画として策定することとしました。

(4) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられています。この社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画が地域福祉活動計画です。つまり、地域福祉の推進のためには、地域住民の協力が不可欠であり、行政計画である地域福祉計画だけでは対応することができないのです。

介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革により、福祉の枠組みが大きく変わり、地域福祉は制度や行政に頼るのではなく、地域住民が自主的に取り組むことこそ重要であるという考え方に変わってきました。この計画は、あくまでも住民の視点に立ち、住民の行動計画であることを基本に、住民参加のもとでさまざまな意見を取り入れて策定作業を進めました。

(5) 二計画の一体的な策定と位置づけ

町および町社会福祉協議会は、地域福祉計画と地域福祉活動計画のめざすところは同じであり、一体となって地域福祉を推進するため、意識調査や計画策定作業等を協働して行い、計画の推進にあたっても協働して推進していくことから、両計画を一体化して策定することとしました。

(6) 地域福祉に関するその他の法律に基づく計画の策定と位置づけ

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布されました。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域社会全体で支える重要な手段ではありますが、平成12年の制度開始から10年以上経っても十分に利用が進んでいません。そのため、制度の利用促

進に向け、国において成年後見制度利用促進基本計画が策定され、これを勘案して安八町では令和3年に「安八町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。

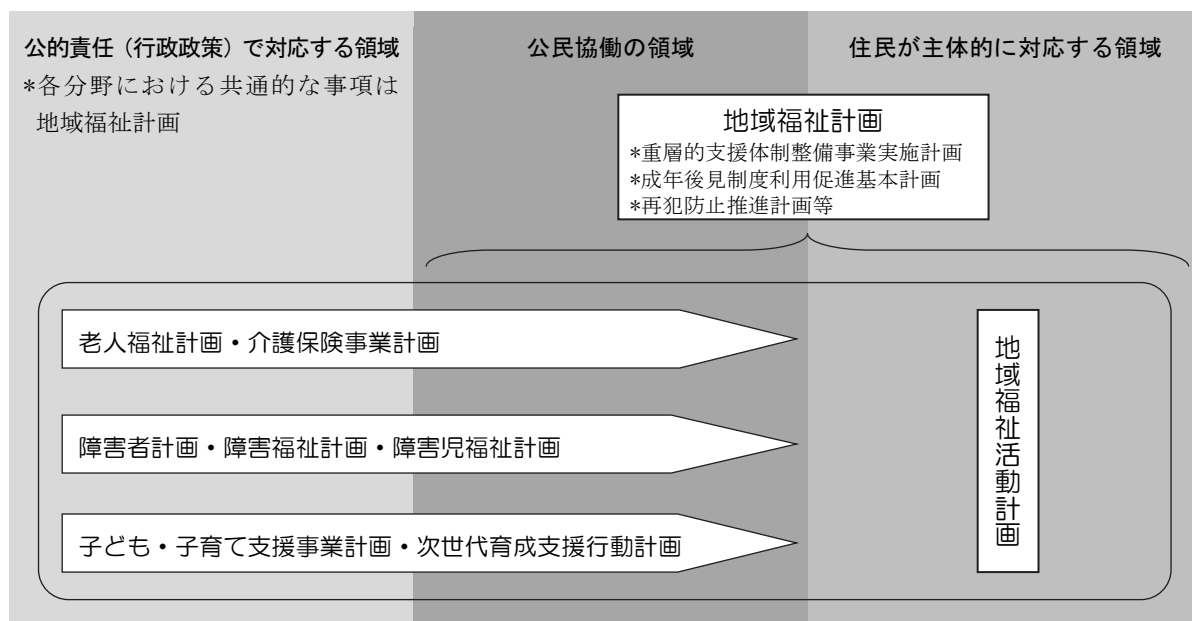
また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした人が再び犯罪をすることを防ぐことで、非行少年の非行をなくすことや再び非行少年となることを防ぐことも含むとされ、こうした人たちの社会復帰に向けた支援を行うことにより、安全で安心な地域社会を実現しようとするものです。再犯の防止等の推進にあたっては、国に再犯防止推進計画の策定が義務づけられ、地方公共団体はこれを勘案した地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされています。

いずれも地域福祉の推進に関する取組みに位置づけられることから、成年後見制度利用促進基本計画および再犯防止推進計画を含む計画として策定することとしました。

2 他の計画との関連

この計画は、安八町第六次総合計画を上位計画とし、老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画など、福祉分野の計画との整合性を図りながら策定します。さらに、高齢者、障がいのある人、子育て家庭をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画です。

図表 1－2 他の福祉関連計画との関係



3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度～令和9年度の5年間とします。なお、社会情勢の変化や地域住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

図表 1－3 計画の期間

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地域福祉計画	第2期					第3期					第4期				
地域福祉活動計画	第1期					第2期					第3期				

4 計画の策定・推進方法

この計画は、公民協働で策定する計画であり、その策定方法が重要です。そのため、次のような体制・手法を採り入れ、町と町社会福祉協議会とが連携して策定を進めました。

(1) 計画の策定方法

福祉課職員および町社会福祉協議会職員により構成する安八町地域福祉計画作業部会において計画（案）を策定し、安八町地域福祉計画策定委員会の審議を経て、計画を策定しました。

(2) 地域福祉に関する意識・意向調査の実施

① 地域福祉に関する住民意識調査の実施

地域福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町内にお住まいの18歳以上の人を対象としてアンケートを実施しました。この調査は、地域（住民）のために「何ができるか」を問うことをねらいとして実施しました。また、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についてもお聞きしました。

② 民生児童委員等からの意見・要望の聴取

民生児童委員および主任児童委員に、地域の福祉課題や行政・社会福祉協議会に対する意見・要望をお聞きする記述式アンケートを行いました。

③ ボランティアおよび福祉サービス事業者からの意見・要望の聴取

町内で地域福祉活動を行っているボランティアや福祉サービス事業者にも同様に、意見・要望をお聞きする記述式のアンケートを行いました。

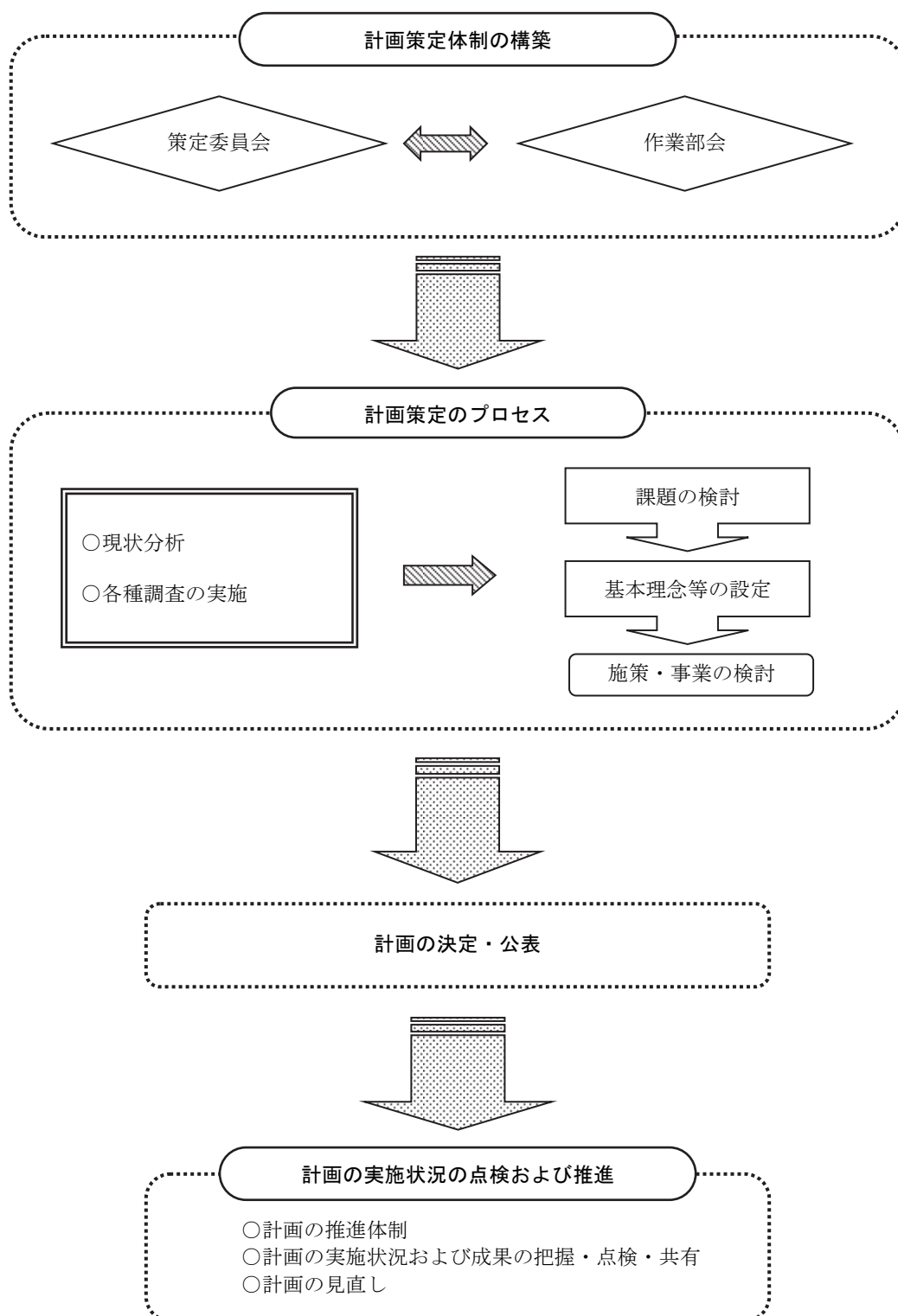
図表1-4 調査の概要と回収結果

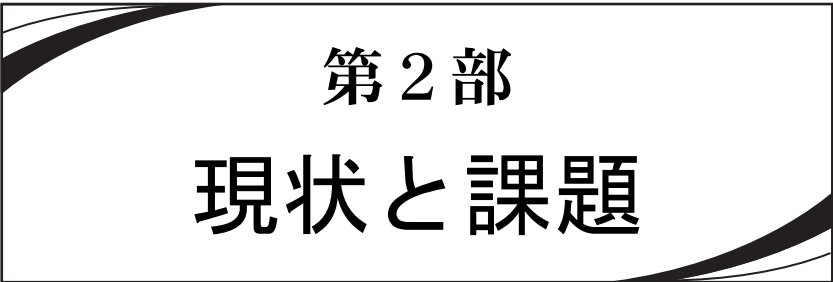
区 分	住民意識調査	民生児童委員等	ボランティア	福祉サービス事業者
調 査 対 象 者	18歳以上の町民	民生児童委員・主任児童委員	ボランティア	介護保険・障害福祉サービス事業者等
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収	手渡し配布・郵送回収		
調 査 期 間	令和4年6月1～21日	令和4年9月		
配 布 数	1,800	27	73	10
有 効 回 答 数	829	20	25	5
有 効 回 答 率 (%)	46.1	74.1	34.2	50.0

(3) 計画の推進方法

町および町社会福祉協議会が連携して第3部第3章の実施計画を推進し、定期的に進捗状況を把握、点検、共有します。また、第3部第1章に示す成果指標の進捗状況についても定期的に把握し、地域みんなで共有することにより、さらなる計画の推進を図ります。

図表 1－5 計画策定・推進の手順





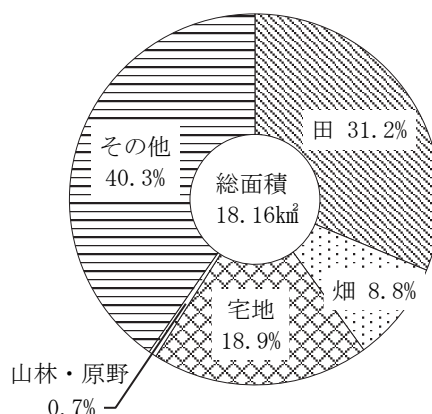
第2部 現状と課題

第1章 安八町の状況

1 安八町の概況

本町は、濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川・長良川の一級河川に挟まれた、南北約9km、東西約3kmにわたる細長い地形であり、面積は18.16㎢です。町のほとんどが海拔4～5m内外の平坦地であり、揖斐川・長良川からの流出土による沖積層からなる肥沃な地質で形成されています。冬季は伊吹山の影響により西からの季節風が強く、空気は乾燥し、気温が低くなり、夏季は南東の季節風により高温多湿となる傾向にあります。総じて暮らしやすい温和な地域です。

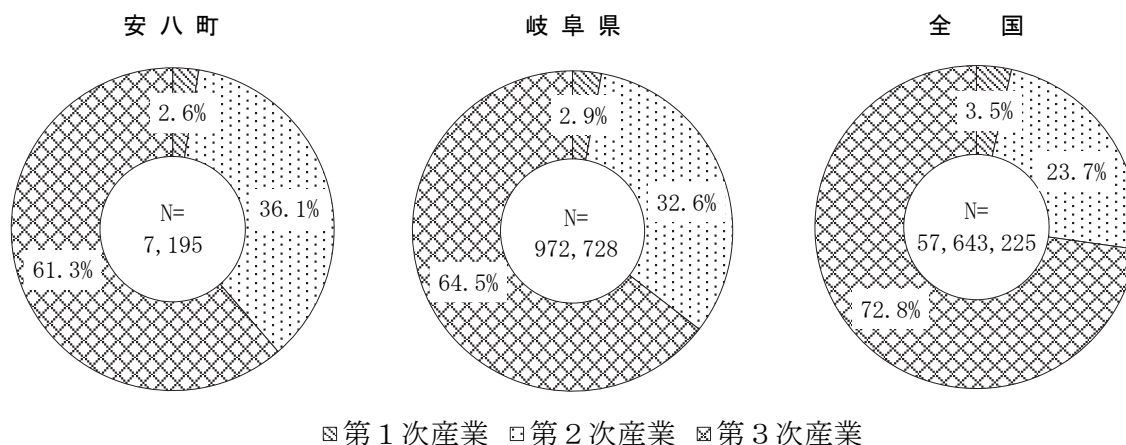
図表2-1 土地の地目別面積
(令和4年)



図表2-1をみると、田および畑で本町の面積の4割を占めています。しかし、図表2-2の産業分類別就業者比率をみると、農業（第1次産業）は2.6%にすぎません。

本町は、JR東海道新幹線、名神高速道路、主要幹線道路などの交通の利便性に富むことや良質な地下水に恵まれていることにより、企業等の立地条件に適しているため大手企業の進出もあり、豊かな田園工業都市を形成しています。主な産業としては、肥沃な土壌を活用した水稻・新鮮野菜の栽培および情報機器関連産業・先端技術産業・化学工業等があげられます。また、安八百梅園など観光施設も充実し、来町者も多くあります。

図表2-2 産業分類別就業者比率



資料：「国勢調査」（令和2年）

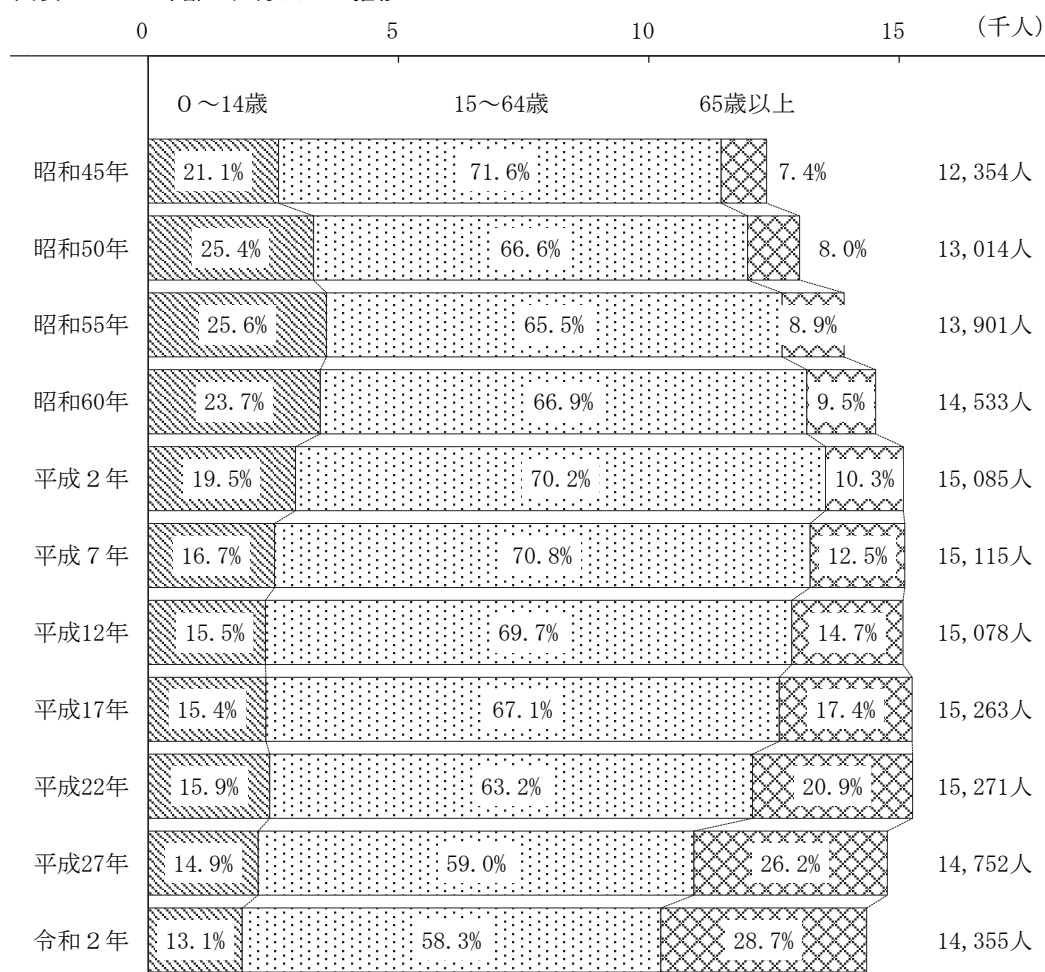
2 人口構造

(1) 年齢3区分別人口の推移

昭和45年から平成22年にかけて、本町の総人口は増加を続け、平成22年には15,271人となりましたが、平成27年には14,752人と減少に転じ、令和2年では14,355人となっています。この減少傾向は、今後も続くと推計されています。

年齢3区分別にみると、令和2年の0～14歳の年少人口の比率はピークである昭和55年から10ポイント以上低下しており、65歳以上の老年人口の比率（高齢化率）は昭和45年以降上昇を続け、令和2年は昭和45年の4倍近くになっています。令和2年の全国の人口の割合は、年少人口比率が12.1%、15～64歳の生産年齢人口比率が59.2%、老年人口比率が28.7%となっており、これと比較すると、本町は年少人口比率とが生産年齢人口比率が少し高くなっています。最も特徴的なことは、全国的に年少人口比率が低下しているなかで、本町の年少人口比率は平成12年から平成22年まで低下していないことです。

図表2-3 年齢3区分人口の推移

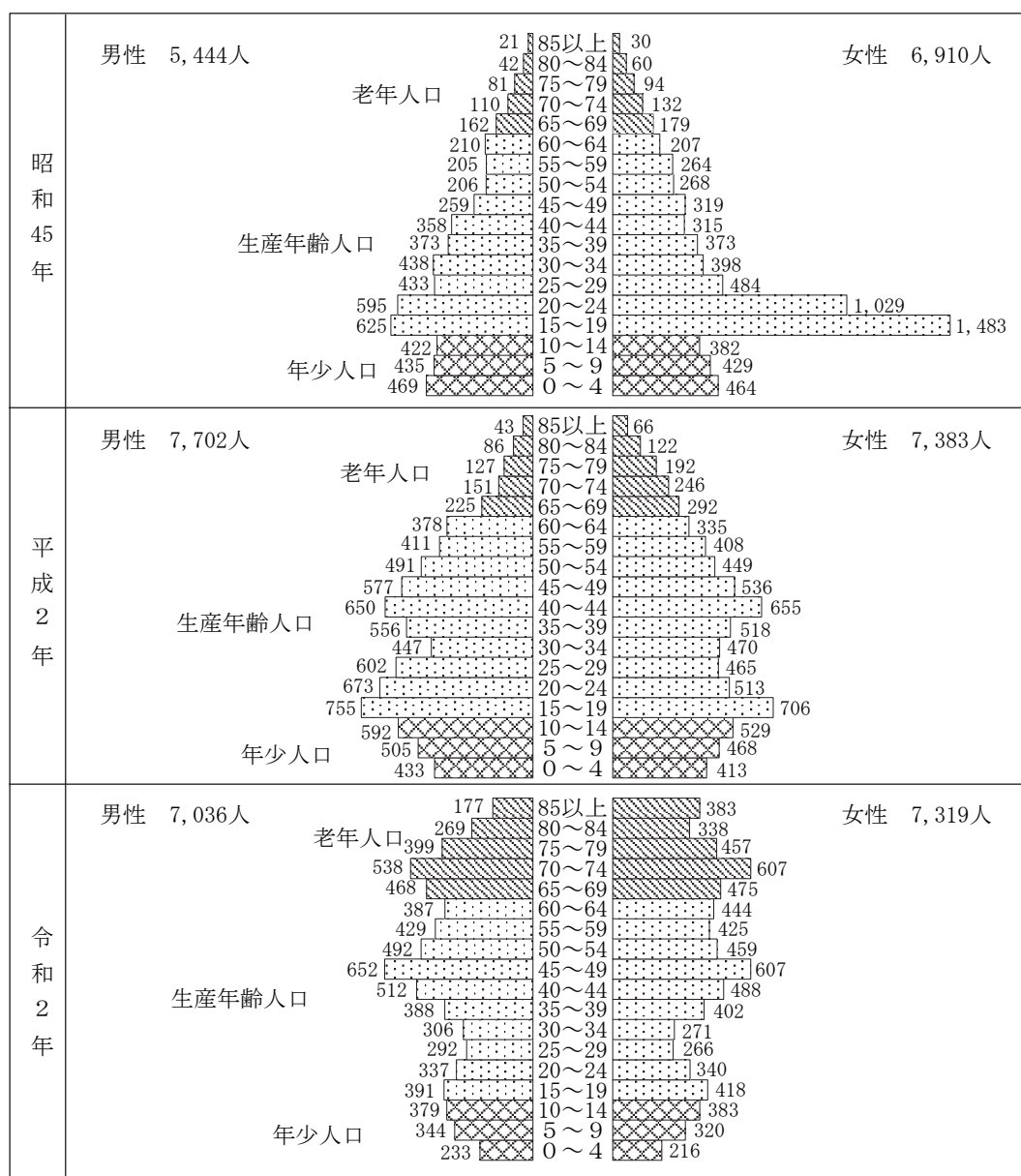


資料：「国勢調査」

(2) 人口ピラミッド

安八町の総人口は、昭和40年代の大規模工場の進出により大幅に増加しました。この間は15～64歳の生産年齢人口の増加が主たるものです。図表2-4の昭和45年の人口ピラミッドの15～19歳および20～24歳がとび抜けて多いのがこのことを物語っています。令和2年になると、45～49歳および70～74歳が多くなっています。70～74歳は昭和22～24年生まれの子育て世代、45～49歳は昭和46～49生まれの第2次子育て世代です。

図表2-4 人口ピラミッド



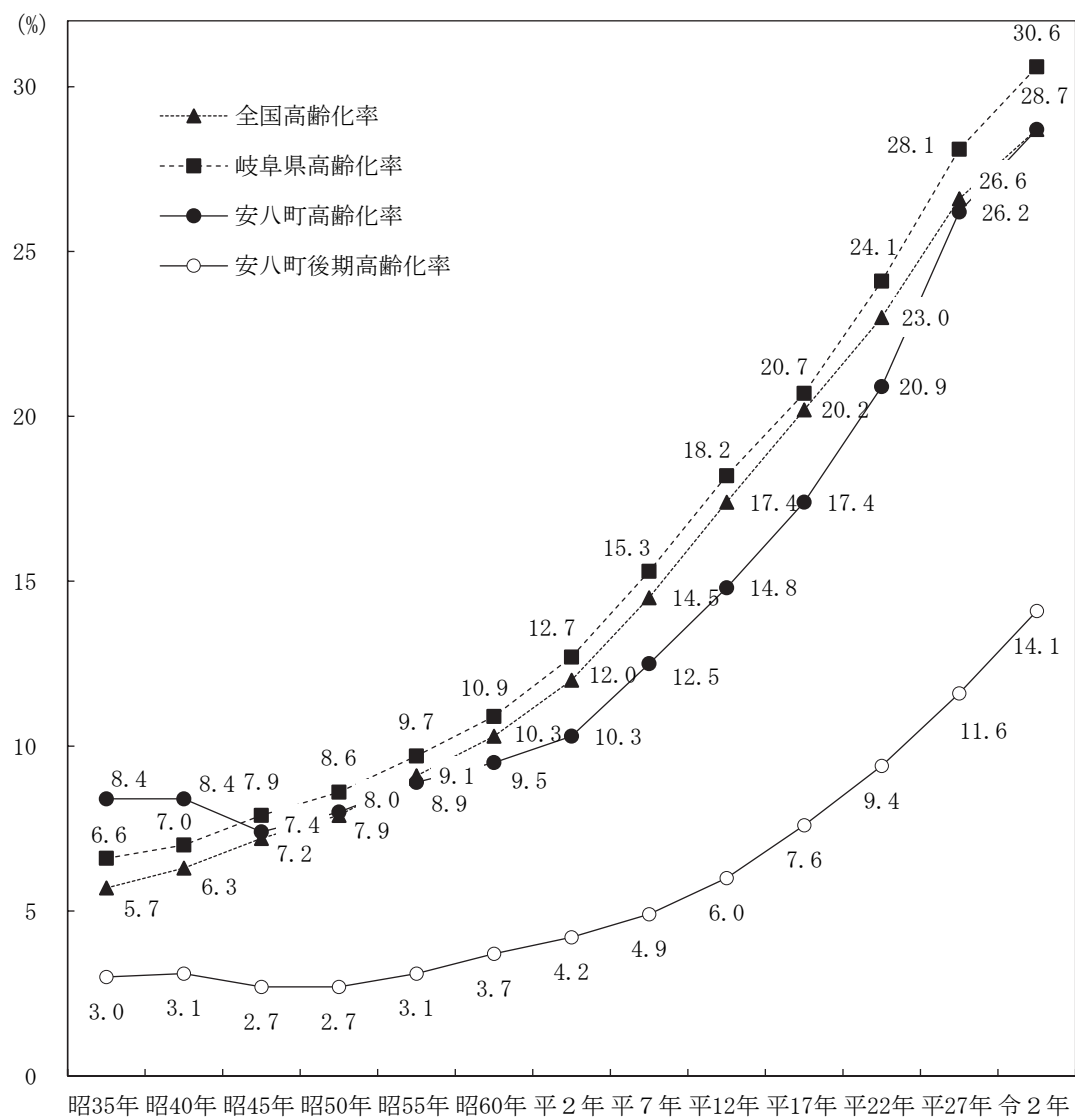
資料：「国勢調査」

(3) 高齢化率

図表2-5は、全国、岐阜県および本町の高齢化率の比較と、本町の総人口に占める75歳以上人口の割合（後期高齢化率）をグラフ化したものです。昭和55年以降の本町の高齢化率は、全国および岐阜県より低い数値で推移していますが、令和2年には28.7%と、全国と並びました。

後期高齢化率は、今後も上昇を続けると考えられます。

図表2-5 高齢化率の推移



資料：「国勢調査」

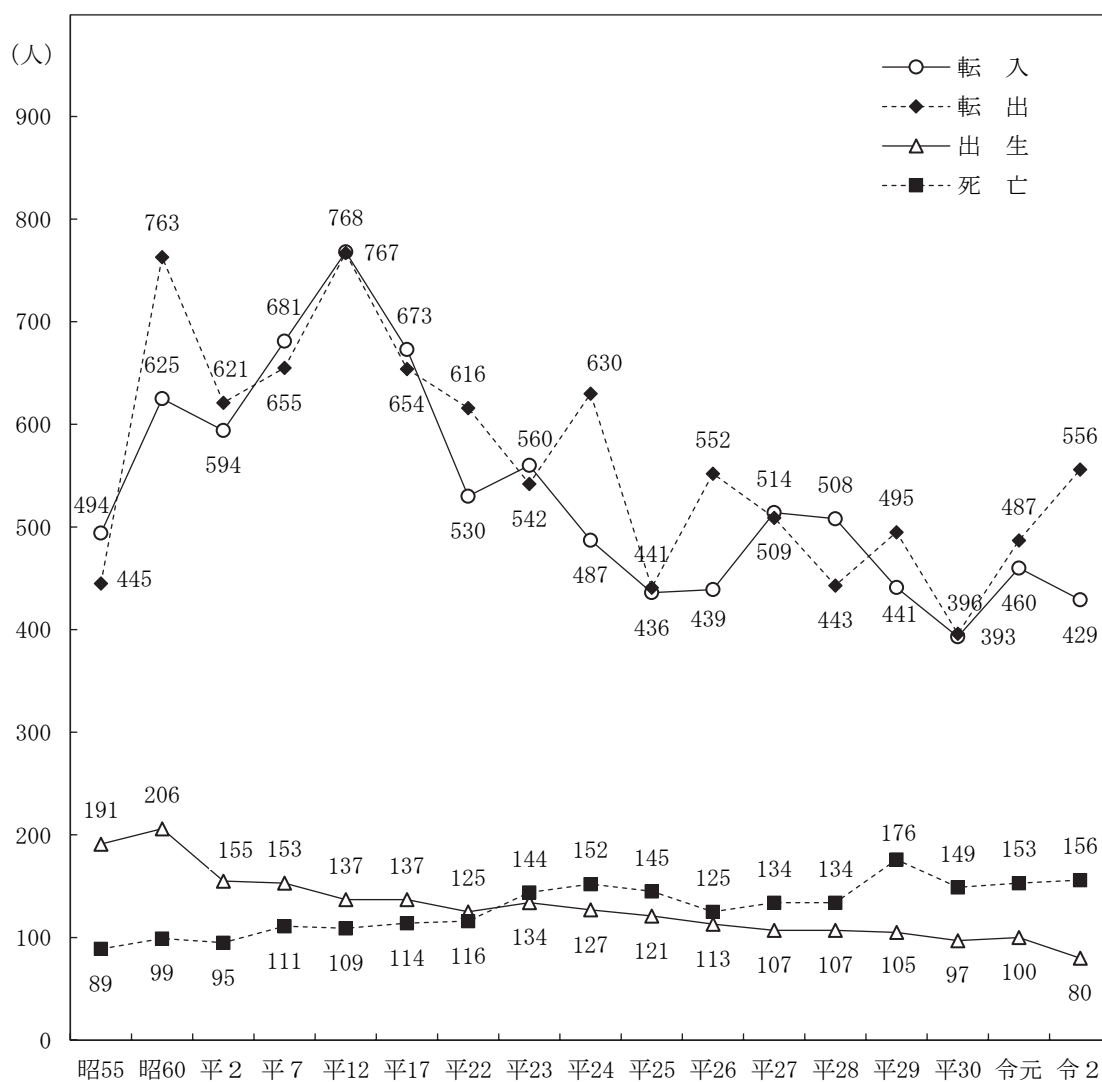
(4) 人口動態

ここでは、「転入」「転出」の社会動態と、「出生」「死亡」の自然動態についてみることにします。

平成28年は、転出443人に対して転入508人と、大幅な転入増となりましたが、その後は再び転出増の傾向が続き、令和2年は転出556人に対して転入429人と、大幅な転出増となっています。平成23年から令和2年の10年間でみると、転出が5,051人、転入が4,667人と、転出が384人上回っています。

平成22年までの自然動態は、死亡より出生が上回っていましたが、その後は出生より死亡が上回っており、直近5年の自然減は279人と急増しています。

図表2-6 人口動態の推移



(注)「転入」「転出」は前年10月1日～該当年9月30日、「出生」「死亡」は該当年1月1日～12月31日

資料：「岐阜県統計書」「西濃地域の公衆衛生」

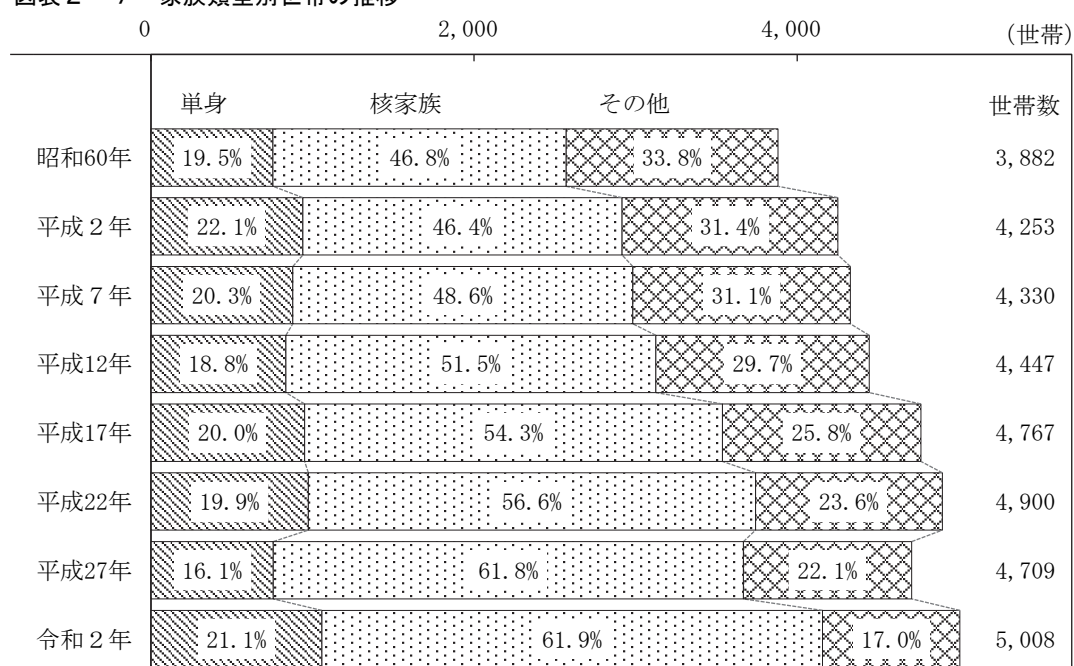
3 世帯と住居の状況

(1) 世帯の推移

総世帯数は、再び増加に転じています。「核家族世帯」の増加、三世帯世帯や四世代世帯を含む「その他の世帯」の減少が続いています（図表2-7）。

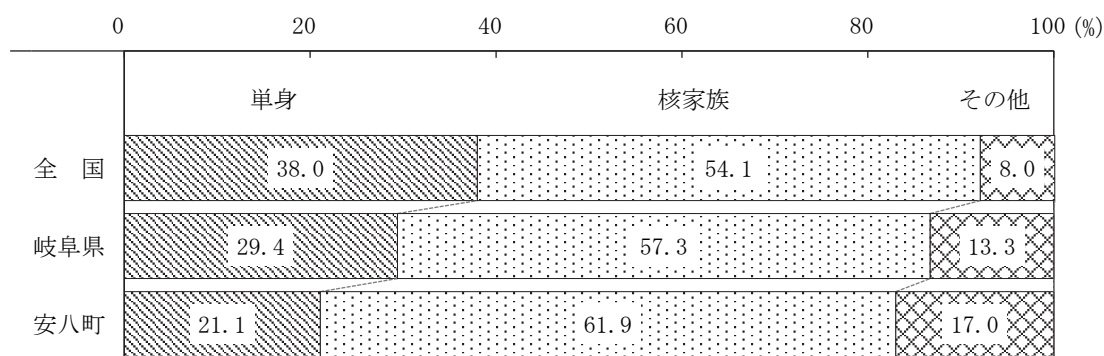
また、図表2-8をみると、本町の「その他の世帯」の割合は、全国より9.0ポイント、岐阜県より3.7ポイント高く、「単身世帯」は、全国より16.9ポイント、岐阜県より8.3ポイント低くなっています。

図表2-7 家族類型別世帯の推移



資料：「国勢調査」

図表2-8 家族類型別世帯の比率（令和2年）

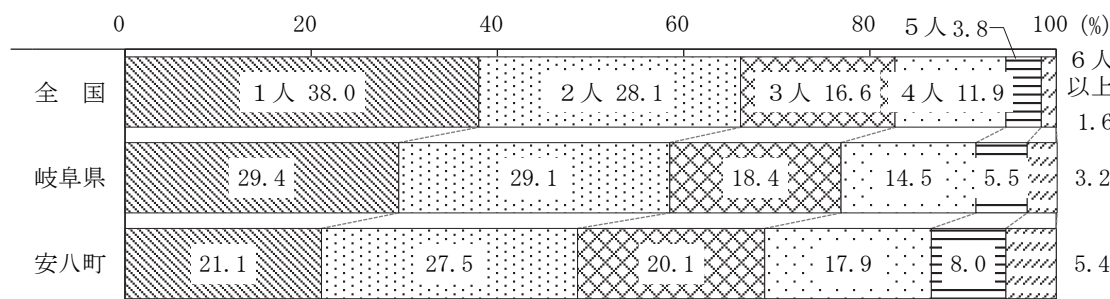


資料：「国勢調査」

(2) 家族数

本町の世帯人員別割合をみると、2人が27.5%で最も高くなっています。全国、岐阜県と比較すると、本町は1人と2人が低く、3人以上が高くなっています。

図表2-9 世帯人員別世帯の比率（令和2年）

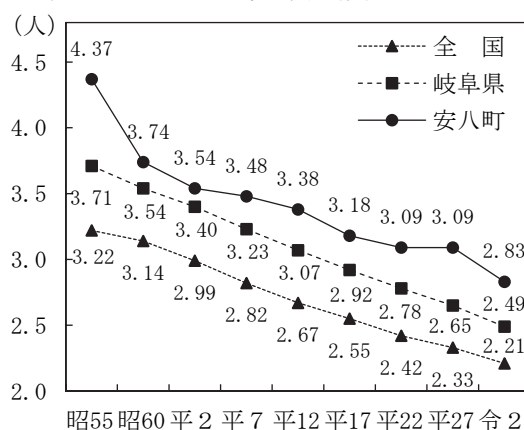


資料：「国勢調査」

(3) 平均世帯人員

図表2-10は、全国、岐阜県および本町の平均世帯人員の推移を表したものです。全国、岐阜県、本町とも少子化・核家族化の進行等により世帯人員が減少しています。本町の世帯人員は、全国平均および岐阜県平均を上回った人数で推移しています。昭和55年～令和2年の40年間の平均世帯人員の減少は、全国1.01人、岐阜県1.22人、本町1.54人となっています。

図表2-10 平均世帯人員の推移

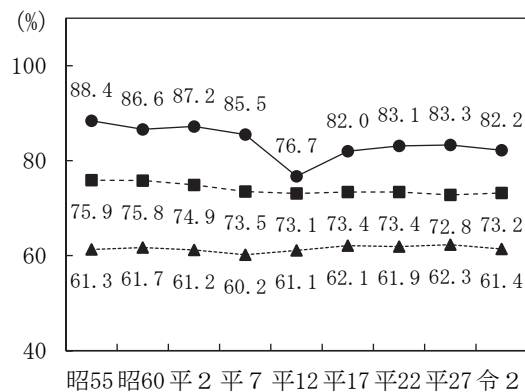


資料：「国勢調査」

(4) 住宅の所有関係

図表2-11は、持ち家率の推移を表したものです。令和2年の本町の持ち家率は、最も高い昭和55年より6.2ポイント下回っています。しかし、本町の持ち家率は、全国および岐阜県を上回った率で推移しています。

図表2-11 持ち家率の推移



資料：「国勢調査」

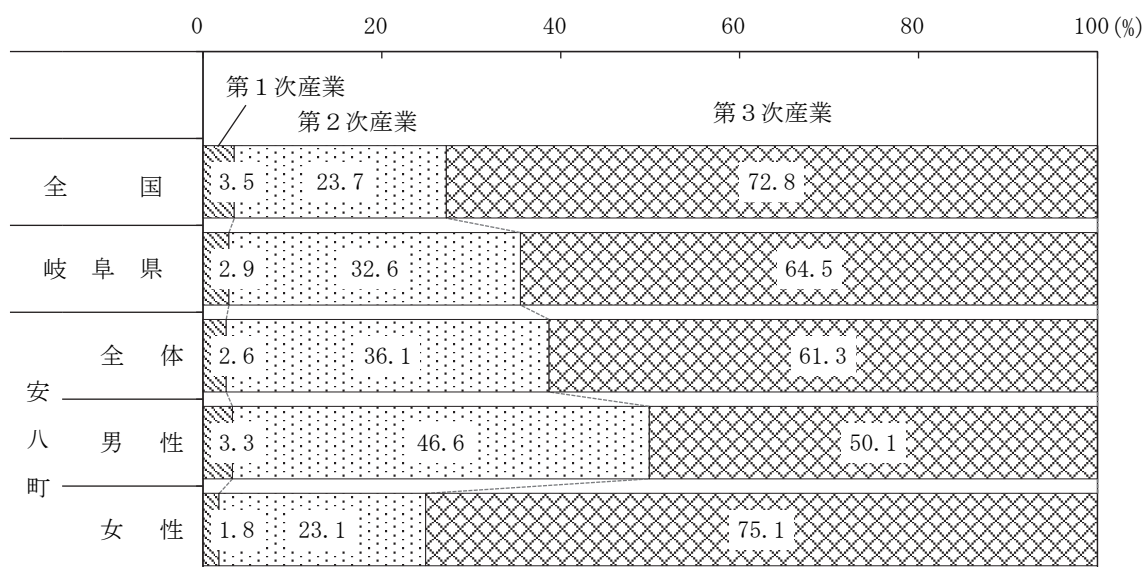
4 就業等の状況

(1) 産業分類別就業者数

令和2年時点での安八町民の就業者総数は7,195人です。内訳は、第1次産業2.6%、第2次産業36.1%、第3次産業61.3%となっています。全国、岐阜県と比較すると、第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています（図表2-12）。

業種別に就業者数をみると、製造業（1,937人）が最も多く、次いで卸売業、小売業（1,098人）、医療、福祉（777人）、建設業（632人）、運輸業、郵便業（474人）などとなっています。男性は第二次産業である建設業や製造業が多く、女性は第三次産業である卸売業、小売業や医療、福祉などが多くなっています（図表2-13）。

図表2-12 産業分類別就業者比率（令和2年）



資料：「国勢調査」

図表2-13 業種別就業者数（令和2年）

単位：人

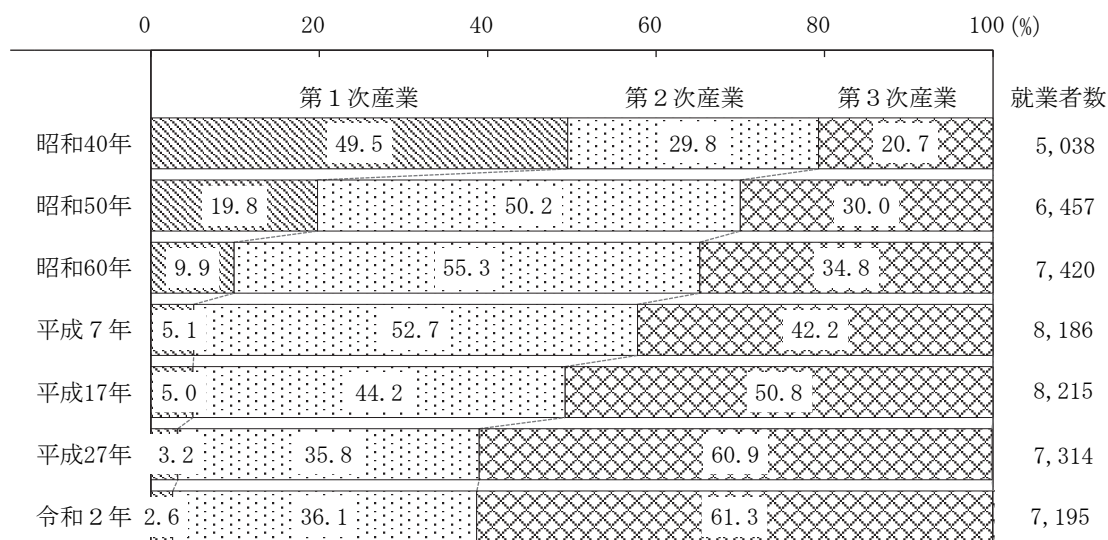
区 分	農 業	建設業	製造業	情報通 信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	教育、学 習支援業	医療 福祉	その他	計
男 性	130	515	1,314	85	330	499	97	161	834	3,965
女 性	58	117	623	32	144	599	210	616	831	3,230
合 計	188	632	1,937	117	474	1,098	307	777	1,665	7,195

資料：「国勢調査」

(2) 産業分類別就業率の推移

安八町の産業分類別就業率の推移をみたのが図表2-14です。昭和40年に49.5%あった第1次産業は、令和2年には2.6%に激減し、第2次産業は、昭和60年をピークに年々減少し、第3次産業は年々増加を続けています。

図表2-14 産業分類別就業率の推移



資料：「国勢調査」

(3) 就業・通学先の状況

令和2年の本町に常住する15歳以上の就業・通学者は7,949人ですが、本町での就業・通学者は6,027人です（図表2-15）。本町は、昼間人口より夜間人口の方が多くなっています。町外の主な就業・通学先は、大垣市、岐阜市、羽島市、名古屋市、瑞穂市、輪之内町などです。町外に住んでいて本町を就業・通学先としている人が多いのも、大垣市、岐阜市、羽島市、瑞穂市、輪之内町などです（図表2-16）。

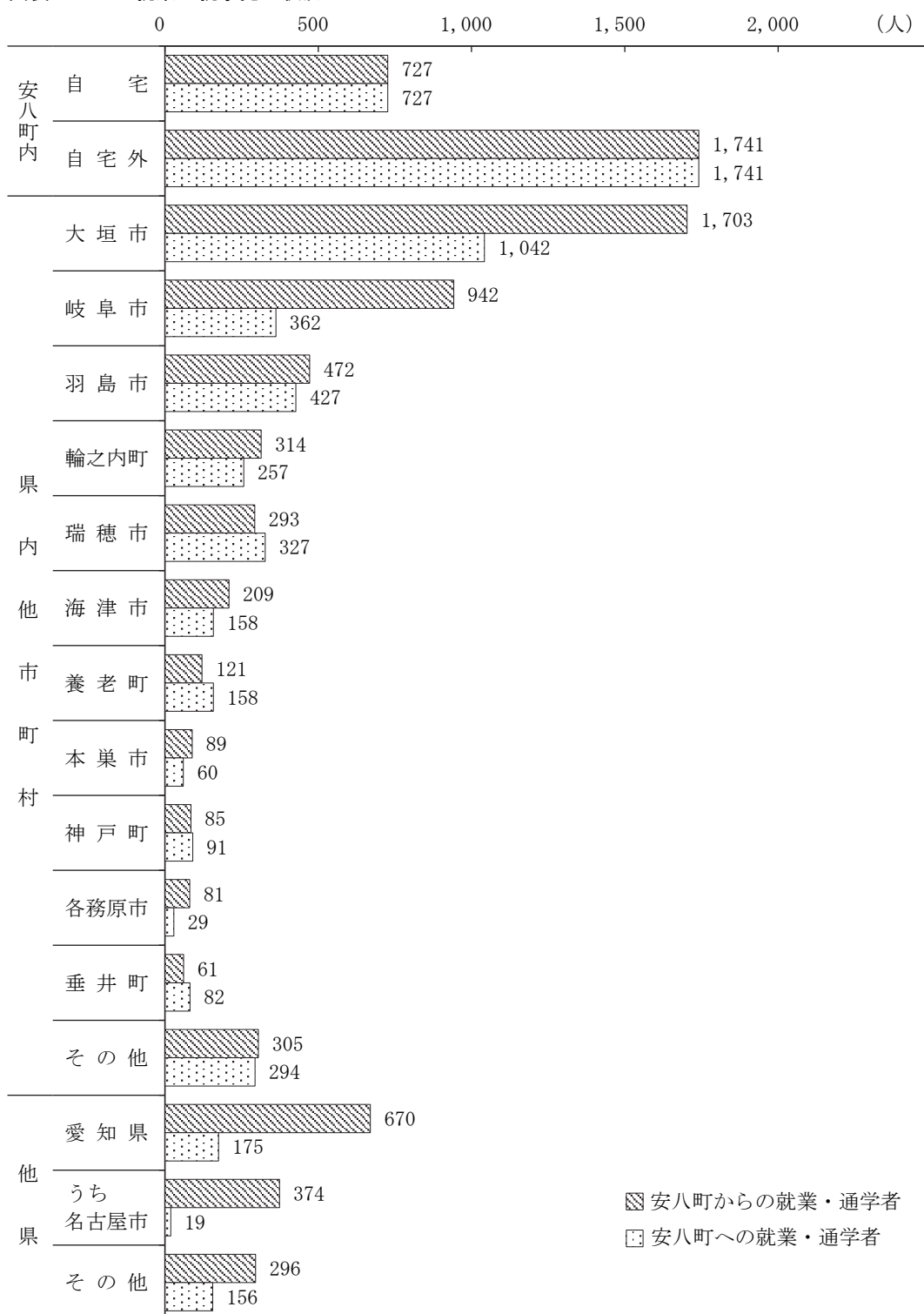
行政は、市町村単位で施策や事業等を行っていますが、特に就業という側面においては、市町村という垣根がなくなっていると言えます。

図表2-15 安八町での就業・通学者数

安八町に常住する 就業・通学者 7,949人	－	安八町民であって 他市町村での就業・通学者 5,419人	＋	他市町村民であって 安八町での就業・通学者 3,497人	＝	安八町での就業・通学者 6,027人
------------------------------	---	------------------------------------	---	------------------------------------	---	-----------------------

資料：「国勢調査」（令和2年）

図表2-16 就業・就学先の状況



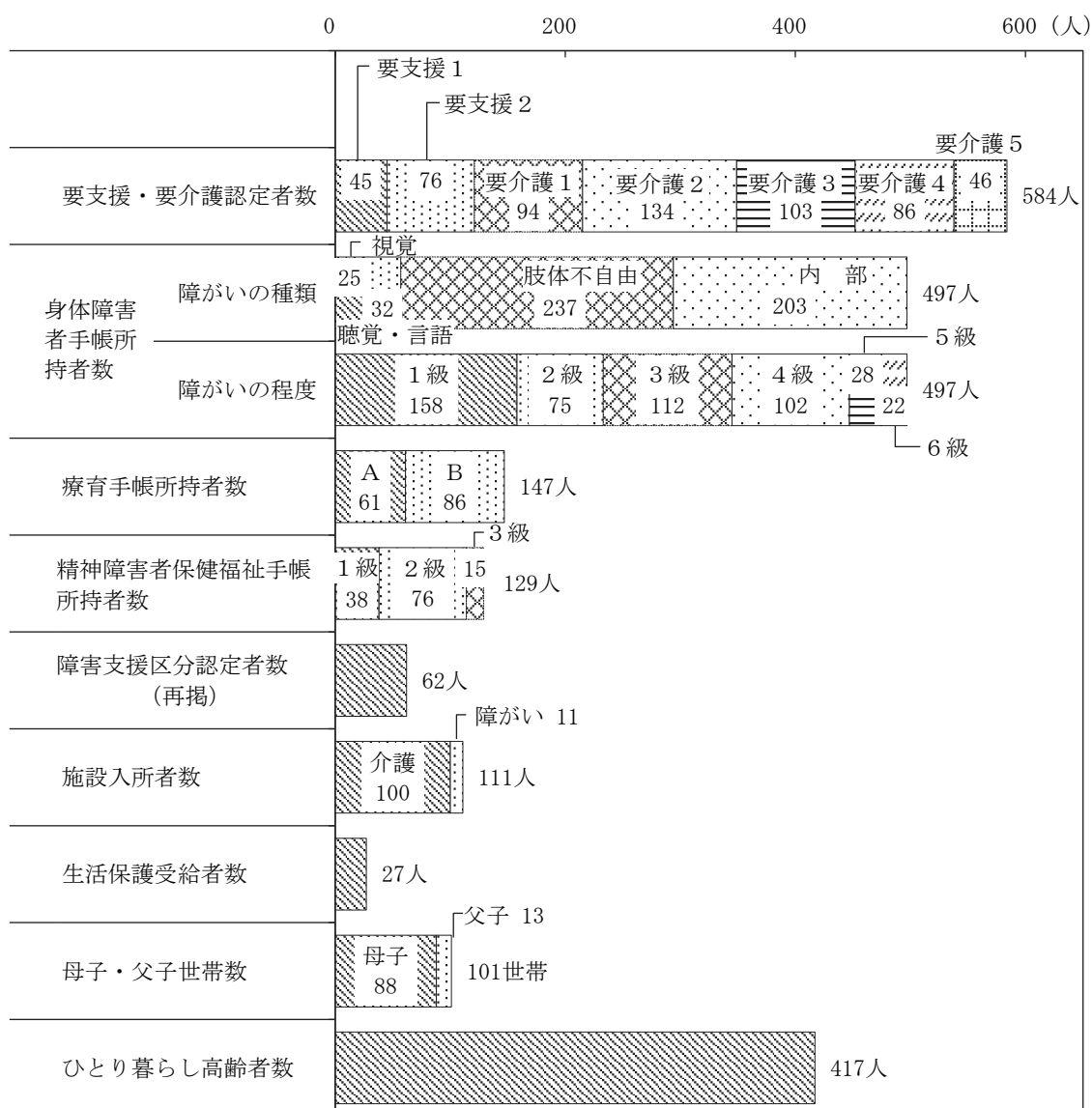
資料：「国勢調査」（令和2年）

5 要配慮者とサービス

(1) 要配慮者等の人数

図表2-17は、令和4年3月現在の要配慮者等の人数（母子・父子世帯は「世帯数」）です。要支援・要介護認定者が584人、身体障害者手帳所持者が497人などとなっていますが、このなかには、要介護認定者であって身体障害者手帳を所持している人、身体障害者手帳と療育手帳を所持していて生活保護を受けている人などもあり、この合計数が本町の要配慮者数とは言えません。なお、身体障害者手帳所持者の7割以上が65歳以上です。なお、ひとり暮らし高齢者は、要配慮者とは言えませんが、現在417人で、今後増加が見込まれます。

図表2-17 要配慮者等の人数（令和4年3月現在）



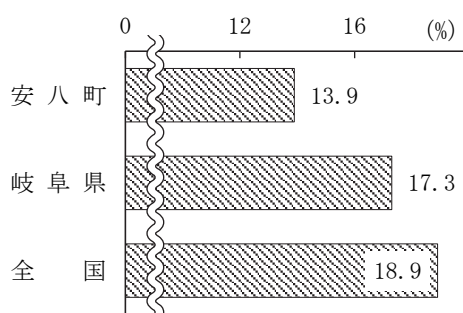
(2) 要配慮者に対する基本的サービス

① 介護保険

図表2-18は、安八郡、岐阜県および全国の令和3年度から令和5年度の65歳以上の人の介護保険料です。安八郡の保険料は、全国平均より414円、岐阜県平均より331円低くなっています。本町の65歳以上人口に占める要支援・要介護認定率は、全国・岐阜県平均より低く（図表2-19）、介護保険施設入所者の割合は、全国・岐阜県平均よりやや低くなっています（図表2-20）。厚生労働省の介護給付費等実態統計月報（令和4年3月審査分）によれば、全国平均の介護保険サービス受給者一人あたり費用額は、居宅サービス110千円、地域密着型サービス167千円、施設サービス287千円と報告されています。

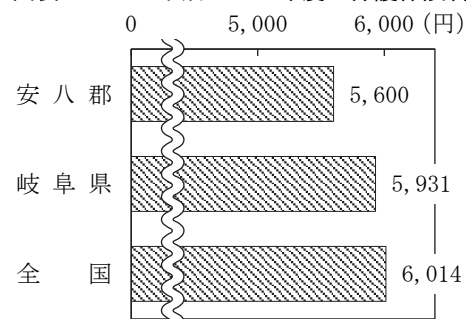
核家族化、高齢化などによって、家族だけで介護することがむずかしくなってきました。居宅サービスの利用や地域・近隣で助けあって在宅生活を続けるという選択肢の存在を提示していく必要があります。

図表2-19 要支援・要介護認定率



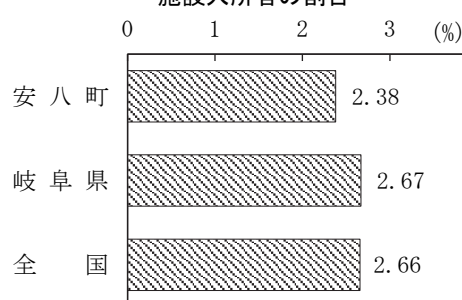
（注）要支援・要介護認定率＝65歳以上の要支援・要介護認定者数÷65歳以上人口×100
資料：「岐阜県」および「全国」は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）（令和4年3月分）」

図表2-18 平成27～29年度の介護保険料



（注）「岐阜県」および「全国」は、第1号被保険者1人あたり平均額
資料：「岐阜県」および「全国」は、令和3年5月14日厚生労働省老健局介護保険計画課「第8期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」

図表2-20 65歳以上人口に占める介護保険施設入所者の割合



（注）65歳以上人口に占める介護保険施設入所者の割合＝介護保険施設入所者数÷65歳以上人口×100
資料：「岐阜県」および「全国」は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）（令和4年3月分）」

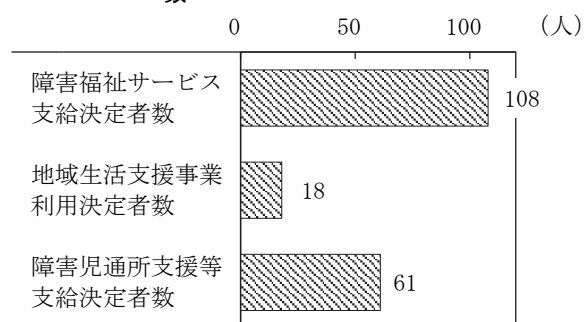
② 障害福祉サービス等

障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するためには障害福祉サービス支給決定を、地域生活支援事業を利用するためには地域生活支援事業利用決定を受けなければなりません。また、児童福祉法の障害児通所支援等を利用するためには受給者証を取得する必要があります。

令和4年3月現在、障害福祉サービス支給決定者は108人、地域生活支援事業利用決定者は18人、障害児通所支援等支給決定者は61人です。

なお、障害福祉サービスとは居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労継続支援、短期入所、グループホーム、施設入所支援など国が定めたサービスをいい、地域生活支援事業とは地域の特性や利用者の状況に応じ市町村が定めることができるサービスで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援などがあります。障害児通所支援等には、児童発達支援、放課後等デイサービスなどがあります。

図表2-21 障害福祉サービス等支給決定者数

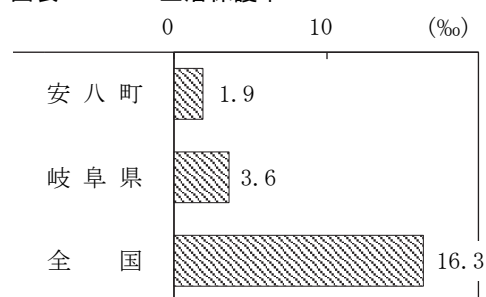


(注) 令和4年3月現在

③ 生活保護率

全国的に生活保護受給者の増加が社会問題化していますが、人口千人あたりの生活保護率は、岐阜県は全国の5分の1程度であり、安八町は9分の1程度という低さです。生活保護率が低いことは、豊かな県、町であるといえます。

図表2-22 生活保護率



(注) ‰ (パーミル) は1000分率を表す単位
資料：岐阜県および全国は、厚生労働省「令和2年度被保護者調査」

④ 成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助を親族や専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などが行う成

年後見人制度の利用者は、令和4年3月現在、4人となっています。成年後見制度を利用したくても、申し立てができる親族がおらず、申立てができない場合に、町長が家庭裁判所に申し立てをすることができ、必要に応じて、申立費用や後見人への報酬の助成事業を行っていますが、令和元年度以降、事業の利用はありません。

6 地域福祉

(1) 地域の単位

地域で生活していくためには、地域を単位とするかかわりが必要となってきます。安八町においては、住民に最も身近な地域の単位としては26の町内会があります。また、町内に小学校が3校あり、この小学校区も地域の単位となっています。

図表2-23 小学校区別・年齢3区分別人口等（令和4年3月末現在）

区 分	結	名 森	牧	合 計
0～14歳（人）	618	1,004	179	1,801
15～64歳（人）	2,789	4,761	969	8,519
65歳～（人）	1,505	2,099	592	4,196
合 計（人）	4,912	7,864	1,740	14,516
町 内 会 数	11	12	3	26

(2) 小学校区別の地域福祉を支える主な人・団体

地域で生活していくためには、行政だけでなく、多くの人や団体とのかかわりが必要です。

図表2-24は、小学校区別の地域福祉を支える主な人・団体です。

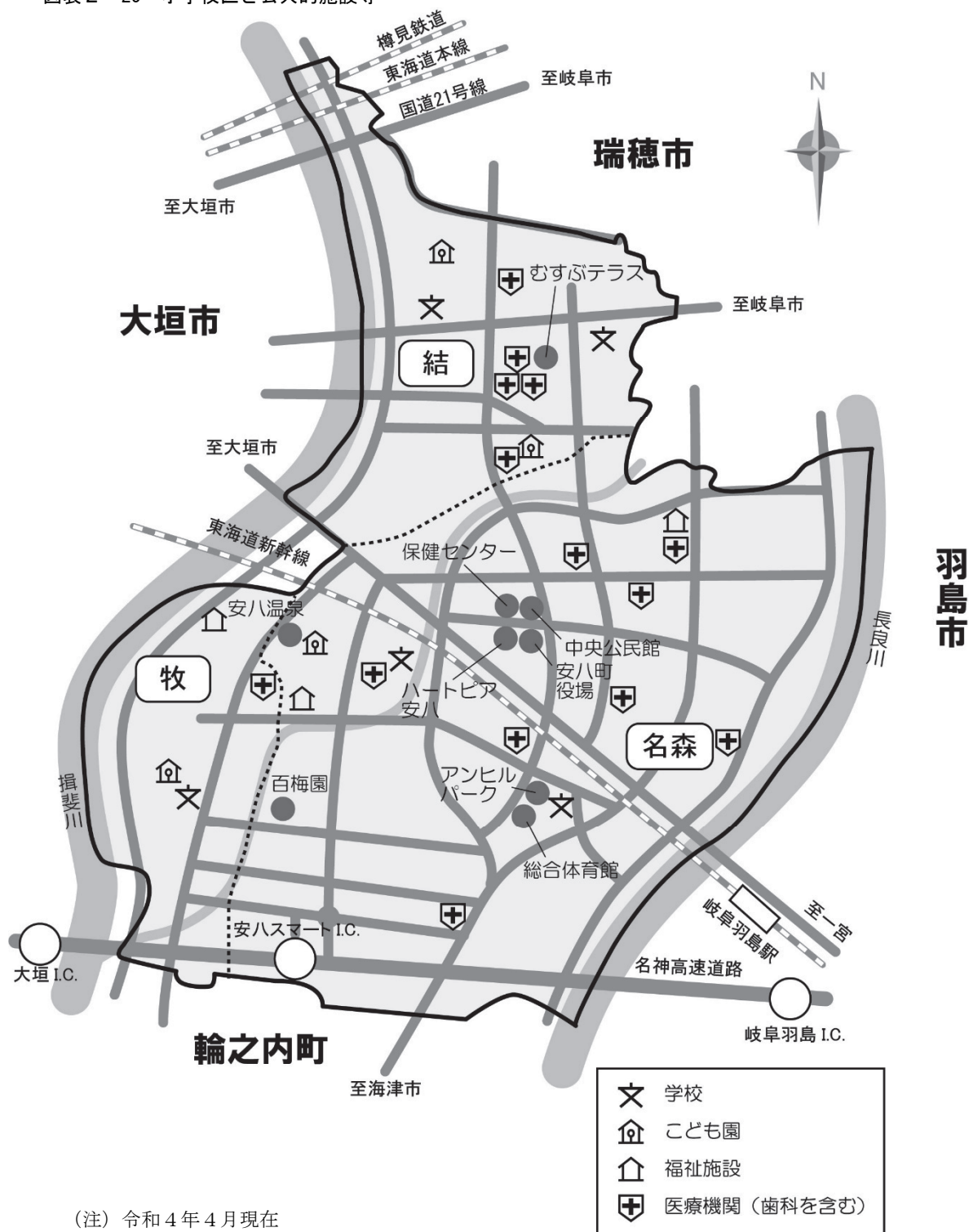
図表2-24 小学校区別の地域福祉を支える主な人・団体（令和4年4月現在）

区 分		結	名 森	牧	合 計
民生児童委員数（人）		8	13	4	25
こども会	こども会数	11	17	8	36
	会員数（人）	439	668	114	1,221
老人クラブ	単位クラブ数	6	19	12	37
	会員数（人）	216	1,234	1,051	2,501
青少年育成地区推進委員数（人）		2	1	1	4
食生活改善協議会員数（人）		8	20	3	31
学校安全サポーター（人）		0	2	2	4

(3) 小学校区と公共的施設等

図表2-25は、3つの小学校区と公共的施設等を表しています。令和4年4月現在、本町には4か所のこども園がありますが、町の面積、人口規模および他市町の状況と比較すると、少なくないと考えられます。

図表2-25 小学校区と公共的施設等



(注) 令和4年4月現在

(4) 元気サポーター

元気サポーターは、介護予防・生活支援サービス事業の担い手として、平成28年度から養成講座を行い、平成29年度から活動を順次実施しています。令和4年4月現在、元気サポーターは61人となっています。

図表2-26 元気サポーター（令和4年4月現在）

区 分	結	名森	牧	合計
サポーター数	22	27	12	61

① 日常生活支援サービス（ワンコインサービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのゴミ出し、掃除、買い物、草取りなどをワンコイン（100円・500円）で行います。

② 元気百梅クラブ

元気百梅クラブは、高齢者の運動機能向上、認知症予防を目的とした体操教室で、町内3か所11教室を週1回開催しています。元気サポーターは、会場の準備、片付けなどを行っています。

③ ほんわりカフェ（認知症カフェ）

ほんわりカフェは、認知症についての啓発活動を目的としており、町内3か所で月3回開催しています。元気サポーターは、会場の準備、片付けのほか、参加者との交流を図っています。

④ フレイルチェック

元気サポーターが一定の研修を受けてフレイルサポーターとなり、地域の集まりの場で、高齢者の心身の活動の度合いを測定し、フレイルの兆候をチェックしています。

(5) ファミリーサポートセンターのサポート会員

ファミリーサポートセンターとは、子育て家庭が困っていることをサポート会員が援助する有償の相互援助活動を行う会員組織で、町が設置しています。令和4年4月現在、サポート会員は3人となっています。

(6) 委嘱型地域福祉推進者

町や国等の委嘱により、地域において要配慮者等の見守り活動等を行っている人たち（以下「委嘱型地域福祉推進者」といいます）は次表のとおりです。元気サポーターを置いているため、近隣市町の社会福祉協議会が地域住民に委嘱している福祉委員あるいは福祉推進委員は置いていません。

図表2-27 委嘱型地域福祉推進者（令和4年4月現在）

名 称	委 嘱 者	人 数	役 割
区 長	安八町	26人	区域内の世話役、行政等との連絡
民 生 児 童 委 員	厚生労働大臣	25人	区域内の要配慮者の見守り、行政等との連絡
主 任 児 童 委 員	厚生労働大臣	2人	地域の子育て家庭等の相談支援
食生活改善協議会員	安八町	31人	保健センターと連携して、地域における食生活改善活動の推進
身体障害者相談員	安八町	3人	地域の身体に障がいのある人の支援
知的障害者相談員	安八町	1人	地域の知的障がいのある人の支援
青少年育成地区推進委員	安八町	4人	青少年の健全な育成の支援

(7) ボランティア団体

町内のボランティア団体は、図表2-28のとおりです。ボランティア団体が9団体、延べ会員数は2,917人となっています。

図表2-28 町内のボランティア団体（令和4年度）

団 体 名	会員数	主な活動内容	活動回数	対 象 者
安八町赤十字奉仕団	10人	高齢者友愛訪問	年2回	ひとり暮らし高齢者
安八町食生活改善協議会	31人	食育活動	年20回	幼児、成人、高齢者
安八町老人クラブ連合会	2,501人	就労センターボランティア	年27回	障がいのある人
百梅園ボランティア	31人	梅園の清掃活動	年14回	
アンヒルパークボランティア	22人	公園の清掃活動	年10回	
結見守り隊	51人	登下校の見守り	登校日	児童
登龍校区子どもサポート隊	250人	登下校の見守り	登校日	児童・生徒
本の修理ボランティア	17人	本の修理	年3回	こども園
パソコンボランティア	4人	パソコンの指導、補助	週3回	

なお、上記以外に、安八町ファミリーサポートセンターに所属するボランティアが3人おり、介護予防・生活支援サービスを中心に元気サポーター61人も活動しています。

(8) 福祉サービス事業者

町内にある福祉サービス事業者は、図表2-29のとおりです。介護保険サービス事業や障害福祉サービス事業などを中心に充実してきました。

図表2-29 町内の福祉サービス事業者（令和4年4月現在）

名 称	法人区分	福祉サービスの種類
あすわ苑	一部事務組合	特別養護老人ホーム、ショートステイ
サンライズ長良	社会福祉法人	特別養護老人ホーム、ショートステイ等
グループホーム まき	営利法人	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
いろは	営利法人	有料老人ホーム
プランニングケアステーション	営利法人	訪問介護
ささゆり	営利法人	訪問看護
サンサンひかり	営利法人	訪問介護 障害者居宅介護
みらい	営利法人	障害者計画相談支援、障害児相談支援
げんき	営利法人	児童発達支援、放課後等デイサービス
キッズボンド安八	営利法人	児童発達支援、放課後等デイサービス
トマト	非営利活動法人	障害者就労継続支援（B型）
あんぱちケアマネセンター （安八町社会福祉協議会）	社会福祉法人	居宅介護支援
安八町相談支援事業所ひかり （安八町社会福祉協議会）	社会福祉法人	障害者計画相談支援、障害児相談支援
安八町社会就労センターひかり の里（安八町社会福祉協議会）	社会福祉法人 （指定管理者）	障害者就労継続支援（B型）、生活介護
安八町地域包括支援センター	町	介護予防支援等
あすなろの園	町	児童発達支援
ハートピア安八児童館	町	小型児童館

(9) 町社会福祉協議会

① 活動拠点

役場庁舎に隣接した保健センターの事務室と同じ部屋にあった町社会福祉協議会事務室は、保健センターと町社会福祉協議会の連携はとりやすいものの、町民にとって町社会福祉協議会の存在がわかりづらいという声もあったため、平成27年4月、中央公民館2階へ移転しました。

② 事務局体制

介護保険事業や障害福祉サービス等の従事者を除いた事務局職員は、事務局長、福祉活動専門員（事務員兼務）およびボランティアコーディネーターの3人です。この体制は、同規模の町と比較すると、人数が少ないと言えます。

③ 社協事業

○在宅福祉事業

・長寿のお祝い事業

町内にお住まいの99歳および100歳の方の長寿を褒賞しています。

・ふれあいサロン事業

平成21年度から開始したふれあいサロン（旧ふれあいいいききサロン）事業は、令和4年4月現在、7団体が実施しています。課題としては、開催回数が2か月に1回と少ないこと、開催場所の増加が望まれることがあげられます。

○広報活動

広報事業としては、広報誌「あんぱち社協だより」の年3回発行、社協のホームページなどがあります。

○ボランティア事業

町内の3小学校と2中学校における福祉教育活動（障がい等の疑似体験など）を支援しています。

○ボランティアネットワーク交流会事業

ボランティアやボランティア団体同士の情報交換の場として、また、ボランティアやボランティア団体同士の連携を強化するため、交流会を開催しています。

○共同募金配分事業

ひとり暮らし高齢者、母子家庭、父子家庭および低所得者の一部の方に、慰問金を配布しています。また、閉じこもりや認知症の予防のため、ひとり暮らし高齢者のふれあい交流事業である「あい愛サロン」を開催しています。

○日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行うものです。令和3年度は、2人の利用がありました。

○相談事業

・心配ごと・児童相談

民生児童委員・主任児童委員（以下「民生児童委員等」といいます）を相談員とした心配ごと・児童相談は、毎月第2水曜日（心配ごと・児童相談）・第4水曜日（心配ごと相談）に実施しています。また、弁護士を相談員とする法律相談も行っています。

・しあわせ相談サロン（結婚相談）

独身男女を対象に、民生児童委員等を相談員とした結婚相談を毎月第2土曜日に実施しています。

・しあわせ発見事業

結婚を希望する男女の出会いの場の提供と交際の機会を育むことを目的とする「しあわせ発見事業」を実施しています。

○生活福祉資金貸付事業

低所得者の経済的自立と生活の安定を図ることを目的に、生活福祉資金貸付事業を行っています。

第2章 地域福祉に関する意識・意向調査

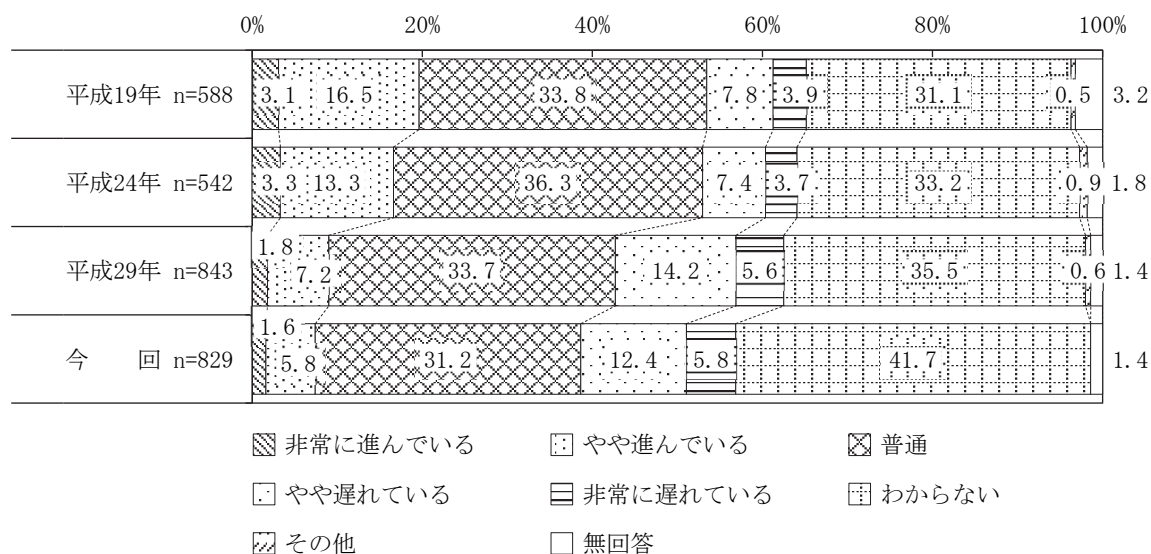
1 アンケート

(1) 安八町のめざす福祉のまち

安八町の現在の福祉水準は、「普通」と感じている人が31.2%で、「わからない」が41.7%と最も高くなっています。「進んでいる」（「非常に進んでいる」＋「やや進んでいる」）が7.4%、「遅れている」（「非常に遅れている」＋「やや遅れている」）が18.2%となっています。「進んでいる」は、「遅れている」を10.8ポイント下回っています。この差は平成29年と同じで、「普通」もほぼ同率です。

「わからない」の上昇が続かないよう、住民の福祉への関心やかかわりを高めるとともに、福祉水準の高まりを実感できる仕組みづくりが必要といえます。

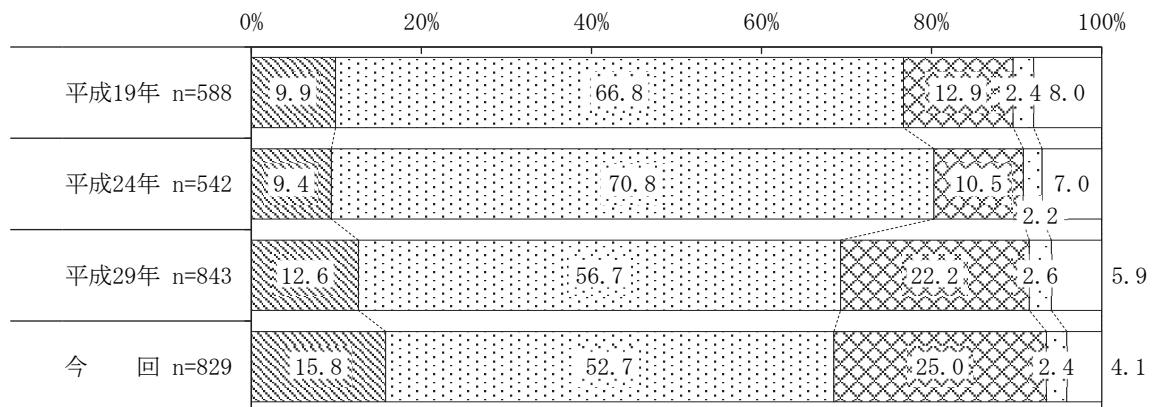
図表2-30 安八町の福祉水準



それでは、福祉水準が高いまち（福祉が充実しているまち）とはどのようなまちだと思うかをたずねたところ、「基本的な公的サービスはもちろんだが、住民の福祉意識が高く、地域の支え合いやボランティア活動が地域に根づいているまち」が過去の調査に比べて低くなっているものの、52.7%と依然として高い率となっています。

まさに、今後の安八町の福祉がめざすべき方向として、住民参加による地域福祉の推進が求められているといえます。

図表2-31 福祉水準が高いまちとは



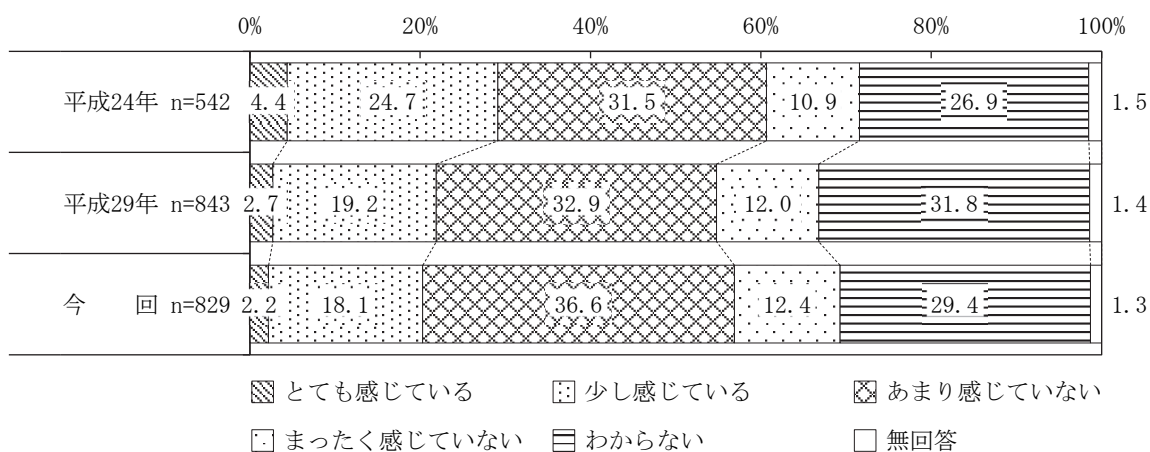
- 福祉施設や福祉サービス事業者が多いまち
- 支え合いやボランティア活動が地域に根づいているまち
- 公的サービスの種類が多く、福祉関係手当の金額などが高いまち
- その他
- 無回答

(2) 地域の支えあいの状況

自分の住んでいる地域で、高齢者や障がいのある人などを含め、お互いの生活を地域全体で支えあっていると感じているかたずねたところ、「感じている」（「とても感じている」＋「少し感じている」）が20.3%、「感じていない」（「まったく感じていない」＋「あまり感じていない」）が49.0%となっています。「感じている」は、「感じていない」を大きく下回っています。また、「わからない」が29.4%となっています。過去の調査と比較すると、「感じている」が低下し、「感じていない」が上昇しています。

住民参加による地域福祉の推進が求められているものの、住民の福祉への関心やかかわりが高まっていないことによるものと考えられます。

図表2-32 地域の支えあいの状況



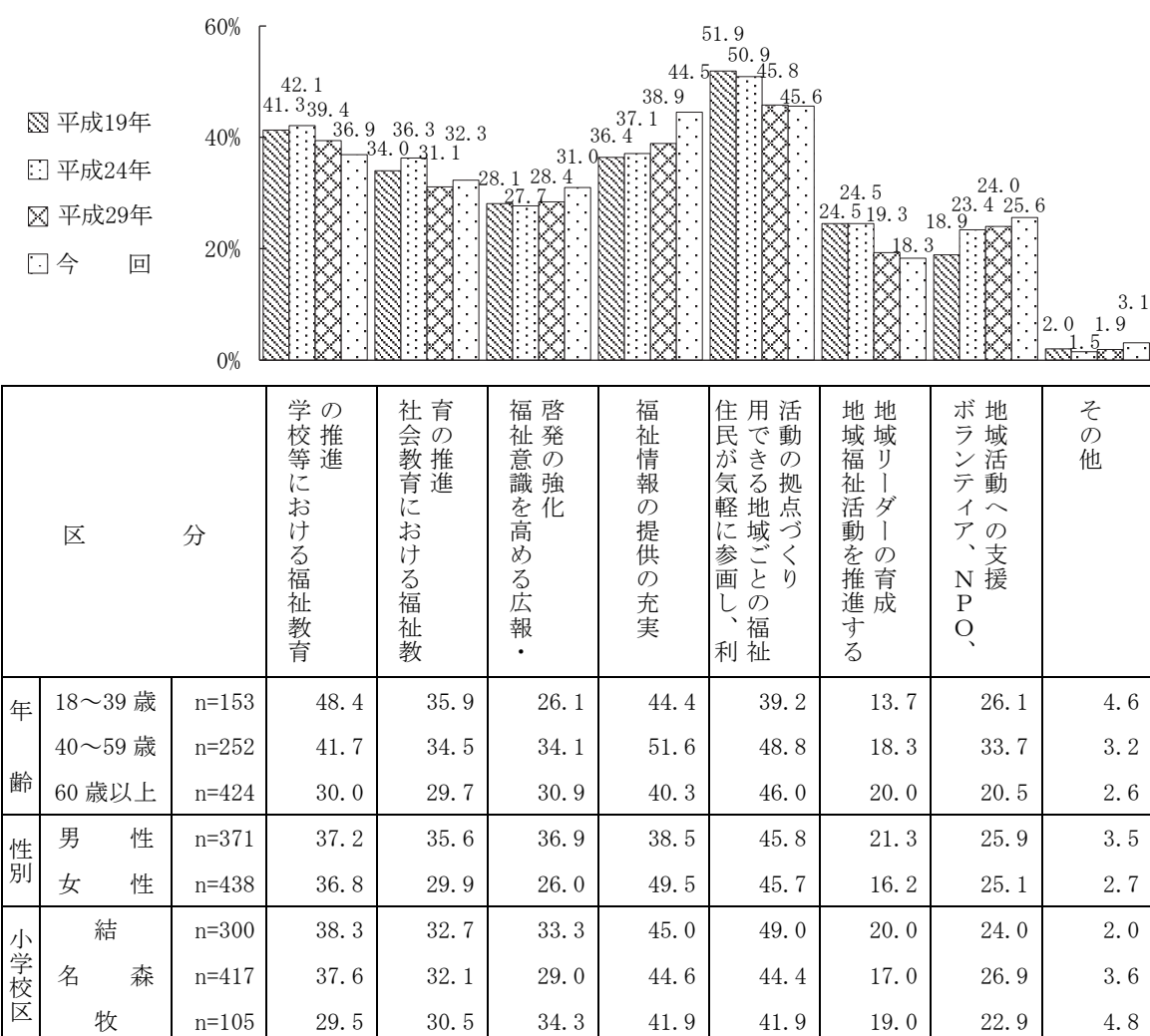
(3) 地域福祉の推進に必要なこと

地域福祉を推進するために何が必要だと思うかたずねたところ、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が45.6%と最も高くなっています。高齢者、障がいのある人、子育て中の家族等が気軽集える場、気軽にボランティア等の活動に参加できる場が求められているといえます。次いで、「福祉情報の提供の充実」が44.5%となっており、これは、「ボランティア、NPO、地域活動への支援」とともに、多くの選択肢が過去の調査を下回るなか、上昇傾向にあります。

住民の福祉への関心を高めるために「福祉情報の提供の充実」に努めるとともに、福祉へのかかわりを広めるために「ボランティア、NPO、地域活動への支援」に取り組む必要があるといえます。

なお、小学校区別にみると、結は「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が、名森と牧はこれと「福祉情報の提供の充実」が最も高くなっています。

図表2-33 地域福祉を推進するために必要なこと（複数回答）

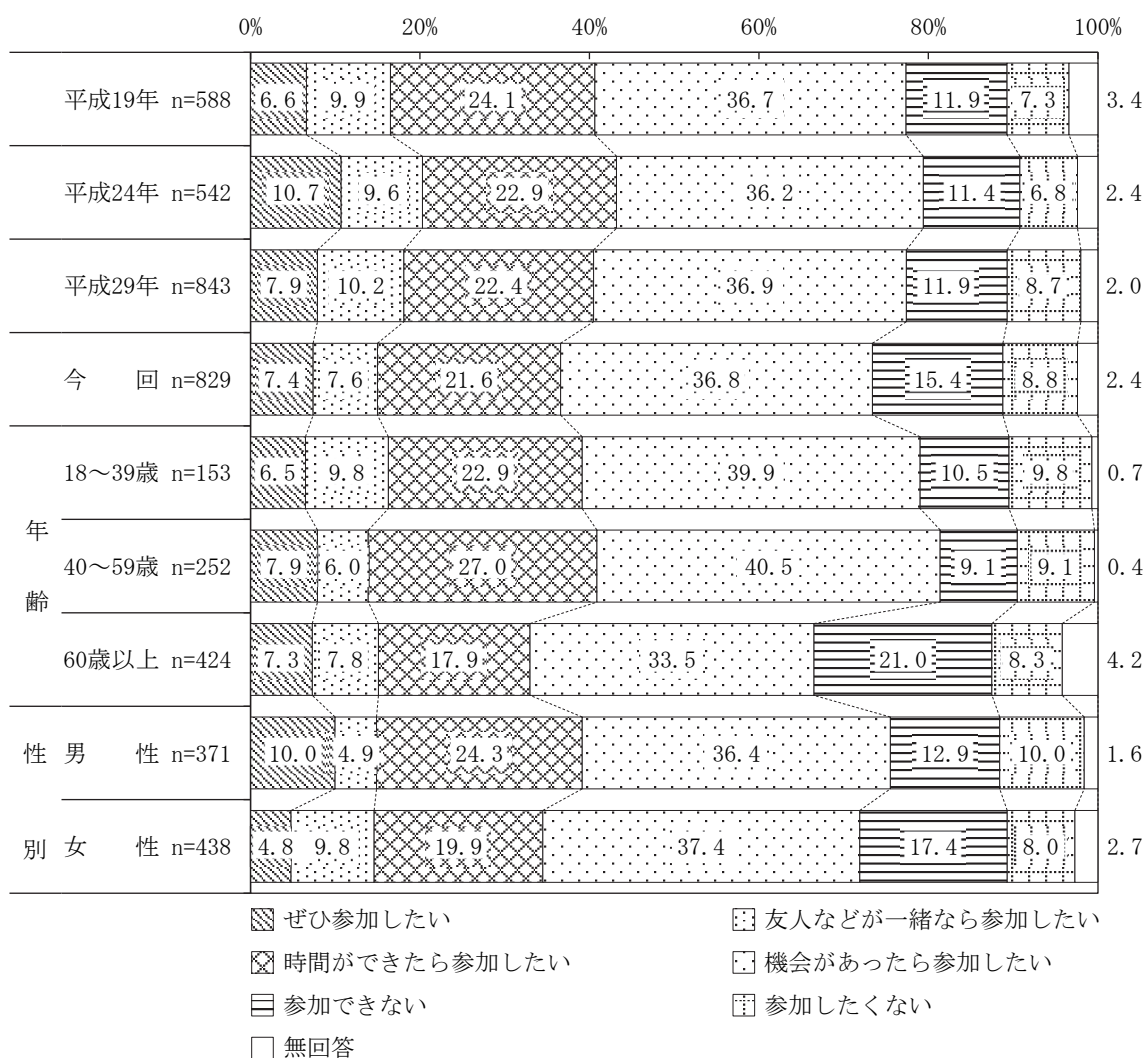


(4) ボランティア活動への参加意向と参加状況

今後、住民の福祉へのかかわりを広めていくために促進すべきボランティア活動への参加意向については、「機会があったら参加したい」が36.8%と最も高くなっています。これに「ぜひ参加したい」（7.4%）、「友人などが一緒なら参加したい」（7.6%）および「時間ができたら参加したい」（21.6%）を加えた参加意向は73.4%にもなります。前回より4.0ポイント低下していますが、何らかの動機づけ、機会があればより多くの人ボランティア活動に参加する可能性があることに変わりはないと考えます。

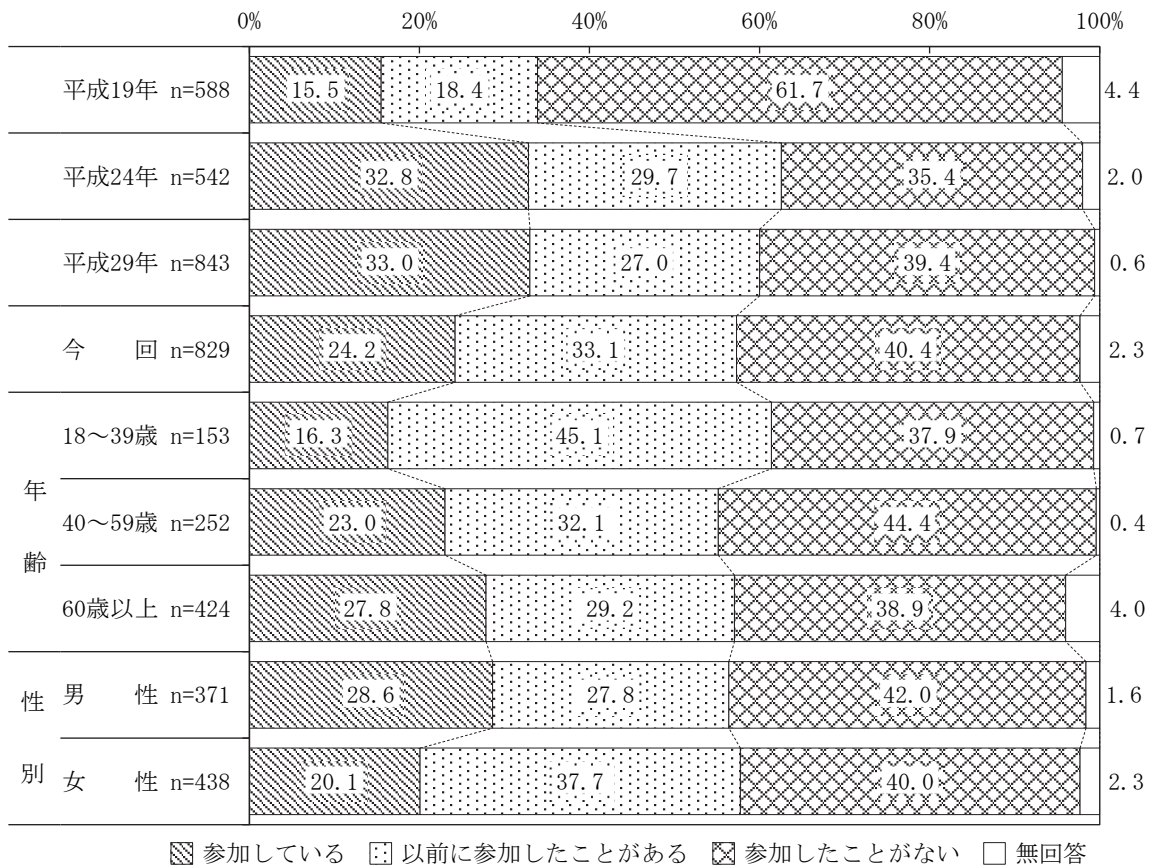
なお、「ぜひ参加したい」は性別の男性が、「参加できない」は年齢別の60歳以上、性別の女性が比較的高くなっています。

図表2-34 ボランティア活動への参加意向



今までにボランティア活動に参加したことがあるかをたずねたところ、「参加している」は24.2%、「参加したことがない」は40.4%です。「参加している」は、平成29年から8.8ポイント低下しています。年齢別にみると、「参加している」が高いのは高齢層ですが、「以前に参加したことがある」は若年齢層が高くなっています。若年齢層は、学校における体験学習等によるものと推測されます。

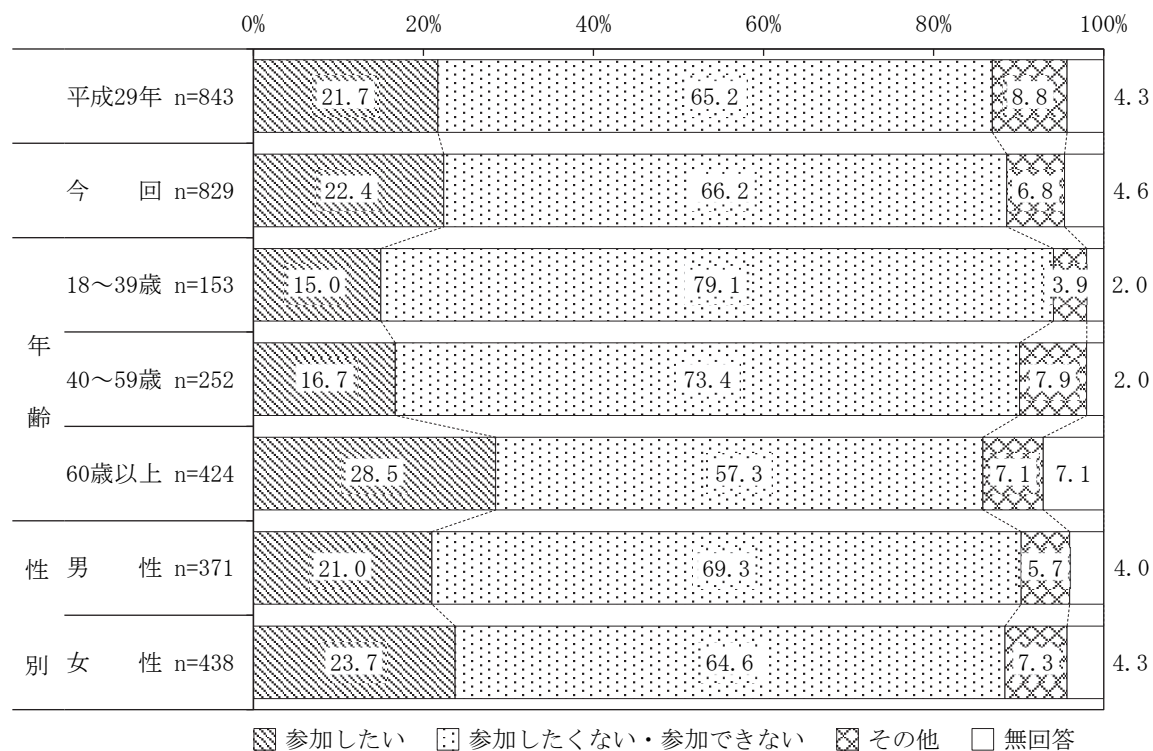
図表2-35 ボランティア活動への参加状況



(5) 「ふれあいサロン」の担い手としての参加意向

週2回程度実施する「ふれあいサロン」の担い手として参加意向についてもたずねたところ、22.4%の人が「参加したい」と答えています。「参加したい」は、年齢別では60歳以上が高くなっています。「参加したくない・参加できない」は66.2%と、「参加したい」とともに前回の調査とほぼ同率となっています。

図表2-36 「ふれあいサロン」の担い手としての参加意向



(6) 住民・ボランティアによる地域福祉活動

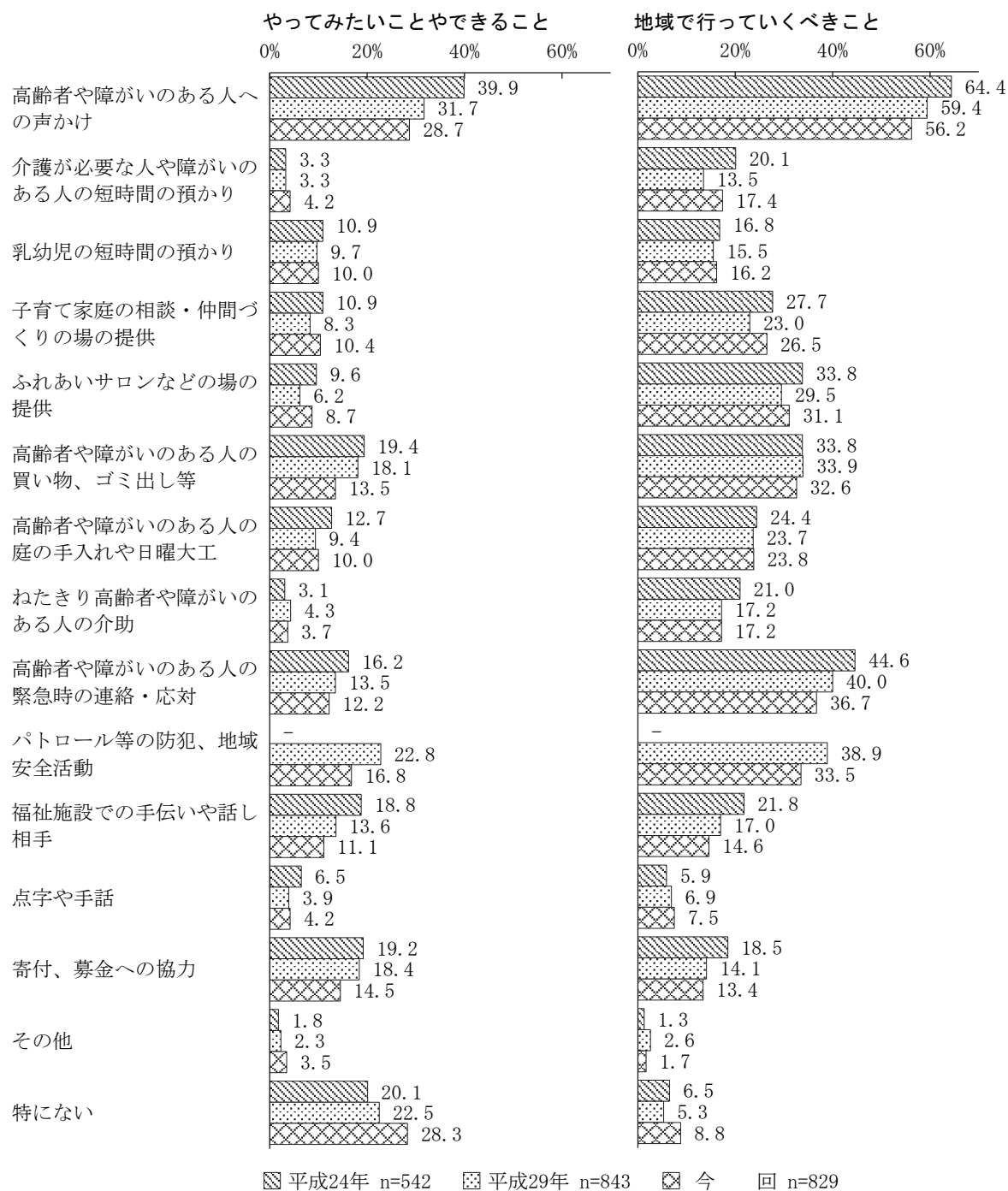
住民の福祉へのかかわりを広めていくためには、ボランティア活動に限らず、それぞれの地域で住民の参加や協力による地域福祉活動がより必要になると考えられます。図表2-37は、どのような地域福祉活動ができるか（やってみたいか）、またどのような地域福祉活動を行っていくべきかをたずねた結果です。

やってみたいことやできることとしては、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人への声かけ」「パトロール等の防犯、地域安全運動」などが比較的高い率となっていますが、過去の調査と比較すると、低下傾向にあります。その一方で、「特になし」が上昇傾向にあり、懸念されます。

地域で行っていくべきこととしては、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人への声かけ」「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の緊急時の連絡・対応」「パトロール等の防犯、地域安全運動」「高齢者や障がいのある人の買い物、ゴミ出し等」「ふれあいサロンなどの場の提供」などが高い率となっています。地域で行っていくべきことも全般的に過去の調査と比較すると、低下傾向にあります。

それぞれを比較すると、やってみたいことやできることとしてはあまり高くなかった「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の緊急時の連絡・対応」などが高くなっていますが、これは、生命にかかわることであることや、ひとり暮らし高齢者が増加していること、障がいのある人が地域で自立した暮らしを送るために必要であることなどが、必要性の高い活動となって現れたものと考えられます。

図表2-37 地域福祉活動（複数回答）



(注)「高齢者」＝「ひとり暮らし高齢者」

やってみたいことやできることを年齢別、性別にみると、多くの区分において「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人への声かけ」が最も高い率となっています。しかし、18～39歳では、「乳幼児の短時間の預かり」「子育て家庭の相談・仲間づくりの場の提供」「寄付、募金への協力」が「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人への声かけ」よりも高くなっています。

全体として上昇傾向にある「特にない」は、60歳以上が比較的高くなっています。

図表2-38 地域福祉活動【やってみたいことやできること】（年齢別・性別、複数回答）

区 分	年 齢			性 別	
	18 ～ 39 歳	40 ～ 59 歳	60 歳 以上	男 性	女 性
調査数	153	252	424	371	438
高齢者や障がいのある人への声かけ	20.3	28.6	31.8	27.8	29.5
介護が必要な人や障がいのある人の短時間の預かり	6.5	3.6	3.8	3.2	5.0
乳幼児の短時間の預かり	24.2	12.7	3.3	5.4	13.7
子育て家庭の相談・仲間づくりの場の提供	23.5	13.1	4.0	8.9	11.6
ふれあいサロンなどの場の提供	11.8	7.9	8.0	7.3	9.8
高齢者や障がいのある人の買い物、ゴミ出し等	13.1	15.1	12.7	11.1	15.5
高齢者や障がいのある人の庭の手入れや日曜大工	10.5	15.1	6.8	14.6	6.4
ねたきり高齢者や障がいのある人の介助	4.6	6.0	2.1	3.2	4.1
高齢者や障がいのある人の緊急時の連絡・応対	7.8	13.1	13.2	14.3	9.8
パトロール等の防犯、地域安全活動	22.2	19.8	13.0	24.5	10.5
福祉施設での手伝いや話し相手	13.7	11.5	9.9	7.5	14.2
点字や手話	7.2	7.1	1.4	1.9	6.2
寄付、募金への協力	24.2	16.7	9.7	15.4	13.9
その他	5.9	2.0	3.5	3.5	3.7
特にない	22.2	21.4	34.7	30.5	26.9

（注）「高齢者」＝「ひとり暮らし高齢者」

地域で行っていきべきことを年齢別、性別にみると、すべての区分で「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人への声かけ」が最も高くなっています。年齢別では、やってみたいことやできること同様に、18～39歳の「乳幼児の短時間の預かり」「子育て家庭の相談・仲間づくりの場の提供」が比較的高くなっています。

図表2-39 地域福祉活動【地域で行っていきべきこと】（年齢別・性別、複数回答）

区 分	年 齢			性 別	
	18 ～ 39 歳	40 ～ 59 歳	60 歳 以上	男 性	女 性
調査数	153	252	424	371	438
高齢者や障がいのある人への声かけ	51.0	56.7	57.8	51.8	60.3
介護が必要な人や障がいのある人の短時間の預かり	23.5	19.8	13.7	15.9	18.5
乳幼児の短時間の預かり	31.4	20.6	8.0	15.6	16.9
子育て家庭の相談・仲間づくりの場の提供	47.1	31.3	16.3	24.0	29.0
ふれあいサロンなどの場の提供	39.9	33.3	26.7	26.4	35.6
高齢者や障がいのある人の買い物、ゴミ出し等	32.7	39.3	28.5	27.2	37.2
高齢者や障がいのある人の庭の手入れや日曜大工	22.2	31.0	20.0	22.1	25.1
ねたきり高齢者や障がいのある人の介助	26.1	23.8	10.1	16.7	17.1
高齢者や障がいのある人の緊急時の連絡・応対	35.9	40.9	34.4	32.1	40.2
パトロール等の防犯、地域安全活動	35.9	35.3	31.6	36.9	30.6
福祉施設での手伝いや話し相手	16.3	17.1	12.5	12.1	16.7
点字や手話	15.0	9.9	3.3	4.3	10.0
寄付、募金への協力	17.0	17.9	9.4	14.8	12.3
その他	2.6	2.0	1.2	0.8	2.3
特にない	3.9	7.1	11.6	12.1	6.2

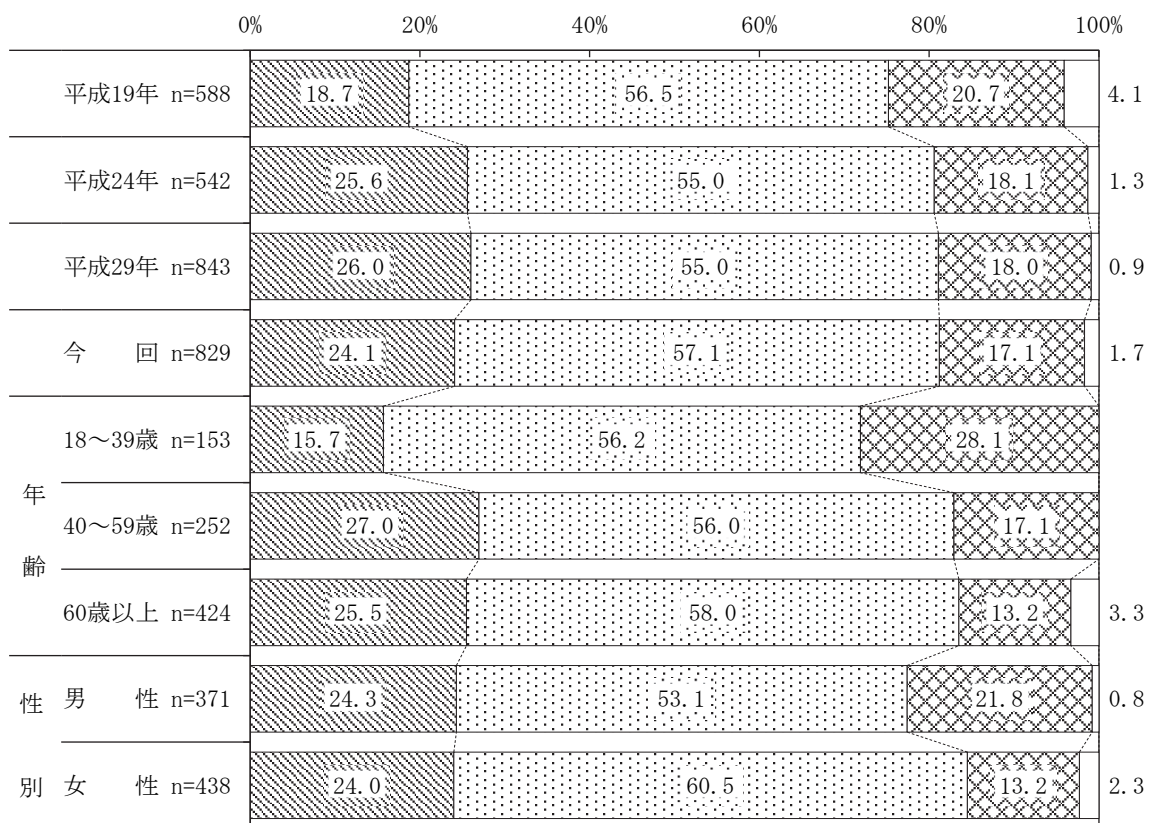
（注）「高齢者」＝「ひとり暮らし高齢者」

(7) 社会福祉協議会・民生児童委員等の認知度

住民の福祉への関心を高めるための福祉情報の提供について町とともに担う社会福祉協議会と、住民の身近な相談役である民生児童委員等についてたずねたところ、「名前（地域の担当委員）も活動内容も知っている」のは、社会福祉協議会（図表2-40）が24.1%、民生児童委員等（図表2-41）が15.2%でした。いずれも低年齢層の認知度が低くなっています。

地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられている社会福祉協議会、身近な相談役としての民生児童委員等の活動は十分理解されているとはいえません。これらの活動内容や役割を理解してもらうことにより、地域福祉への理解と協力がより進むと考えられることから、PR方法、活動拠点、住民との交流などについて検討する必要があります。

図表2-40 社会福祉協議会の認知度



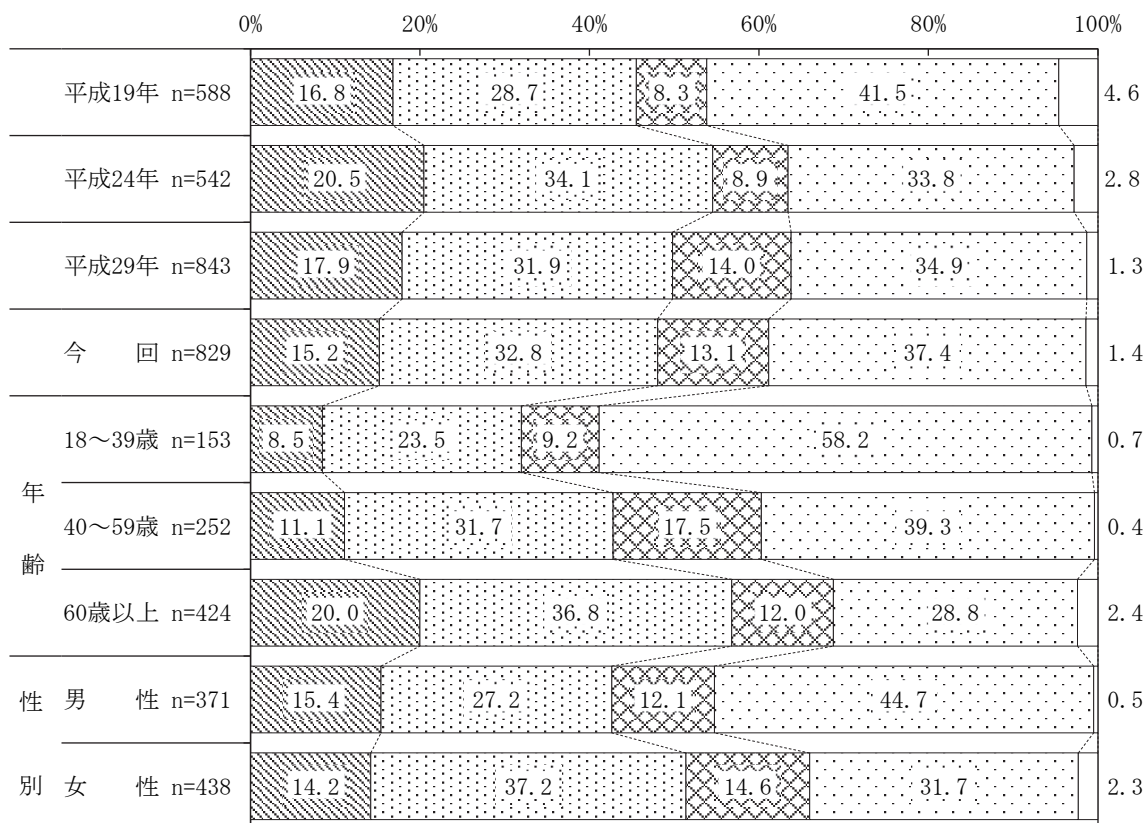
名前も活動内容も知っている

名前は聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない

名前も活動内容も知らない

無回答

図表2-41 民生児童委員等の認知度



■ 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている

▨ 地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容はよく知らない

▩ 地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている

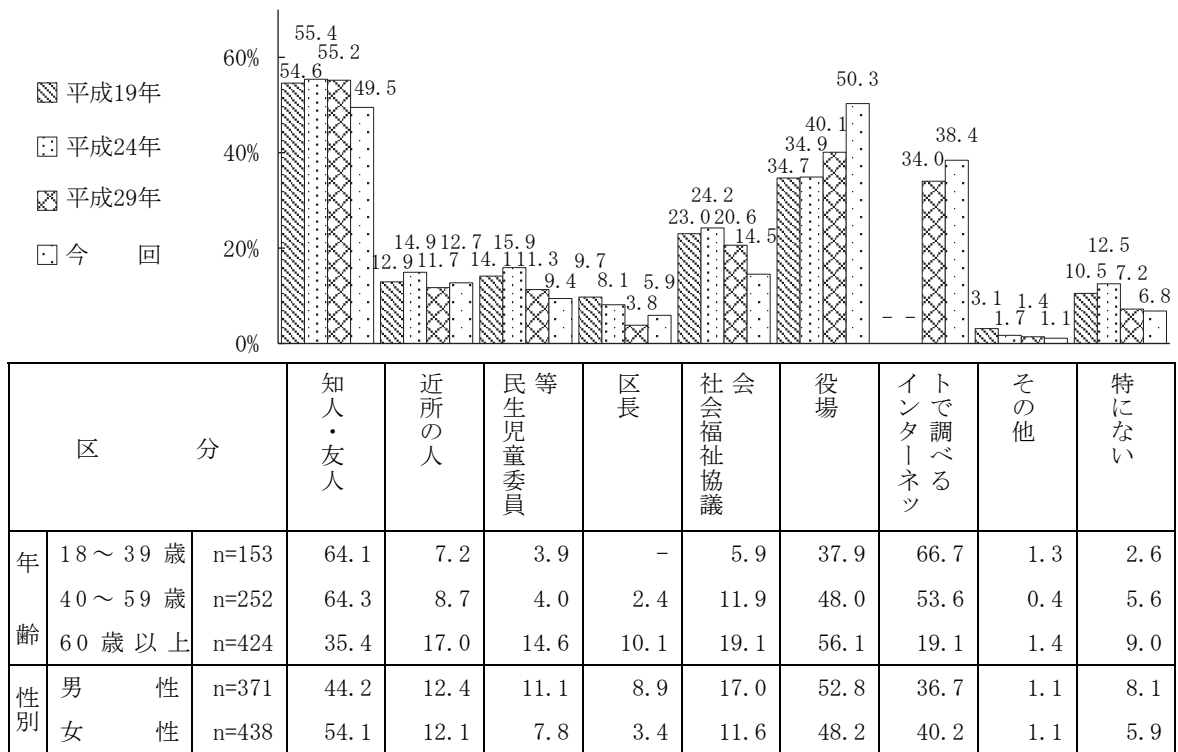
□ 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない

□ 無回答

(8) 生活上の問題の相談相手

介護・子育て・生活支援の問題で困った場合に、相談するのはどこ（だれ）か（ただし、家族・親族は除く）たずねたところ、「役場」（50.3%）が最も高く、次いで「知人・友人」（49.5%）、「インターネットで調べる」（38.4%）などとなっています。年齢別にみると、年齢が高くなるほど、「知人・友人」「インターネットで調べる」が低くなり、「役場」「社会福祉協議会」「民生児童委員等」「区長」が高くなる傾向がみられます。

図表2-42 生活上の問題の相談相手（複数回答）



（注）「インターネットで調べる」という選択肢は、平成19年・平成24年にはない。

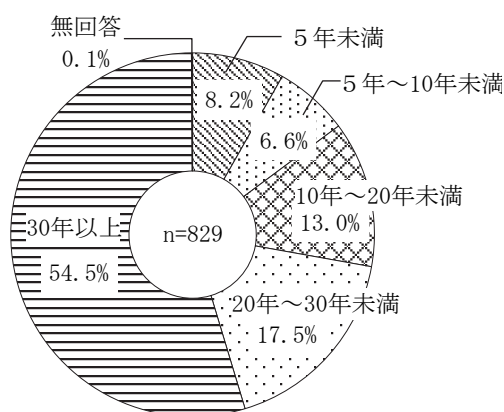
(9) 新しい互助システムの構築

住民の状況に関する結果についてみると、現在の住所に20年以上暮らしている人が7割以上と高い（図表2-43）のに対して、核家族世帯が7割を占め（図表2-44）、出生地「安八町」が4割程度となっています（図表2-45）。住居は「持ち家」が93.0%に及んでいます（図表2-46）。

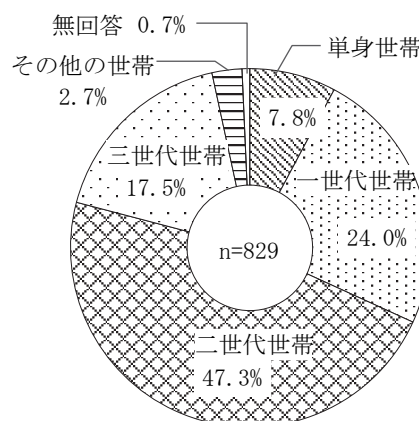
また、若年齢層ほど、近所づきあいが薄く、地域活動や行事に積極的ではないという傾向がみられます（図表2-47・図表2-48）。

子育て支援のように若い世代が若い世代を支援する、ふれあいサロンのように高齢者が高齢者を支援するといった同年代同士で助けあう地域活動を活性化しつつ、多世代が参加する地域活動、年代に関係のない環境保全・美化活動などを通して、新しい互助システムを築いていくことは、地域福祉のテーマといえます。

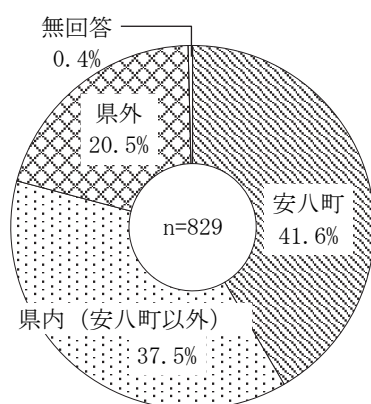
図表2-43 居住年数



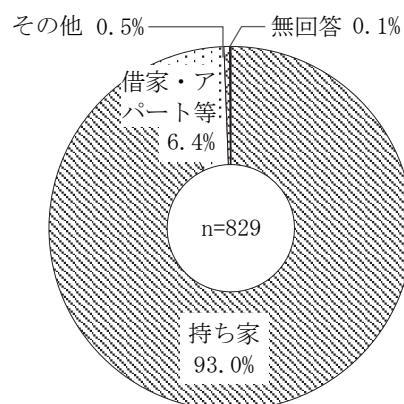
図表2-44 家族構成



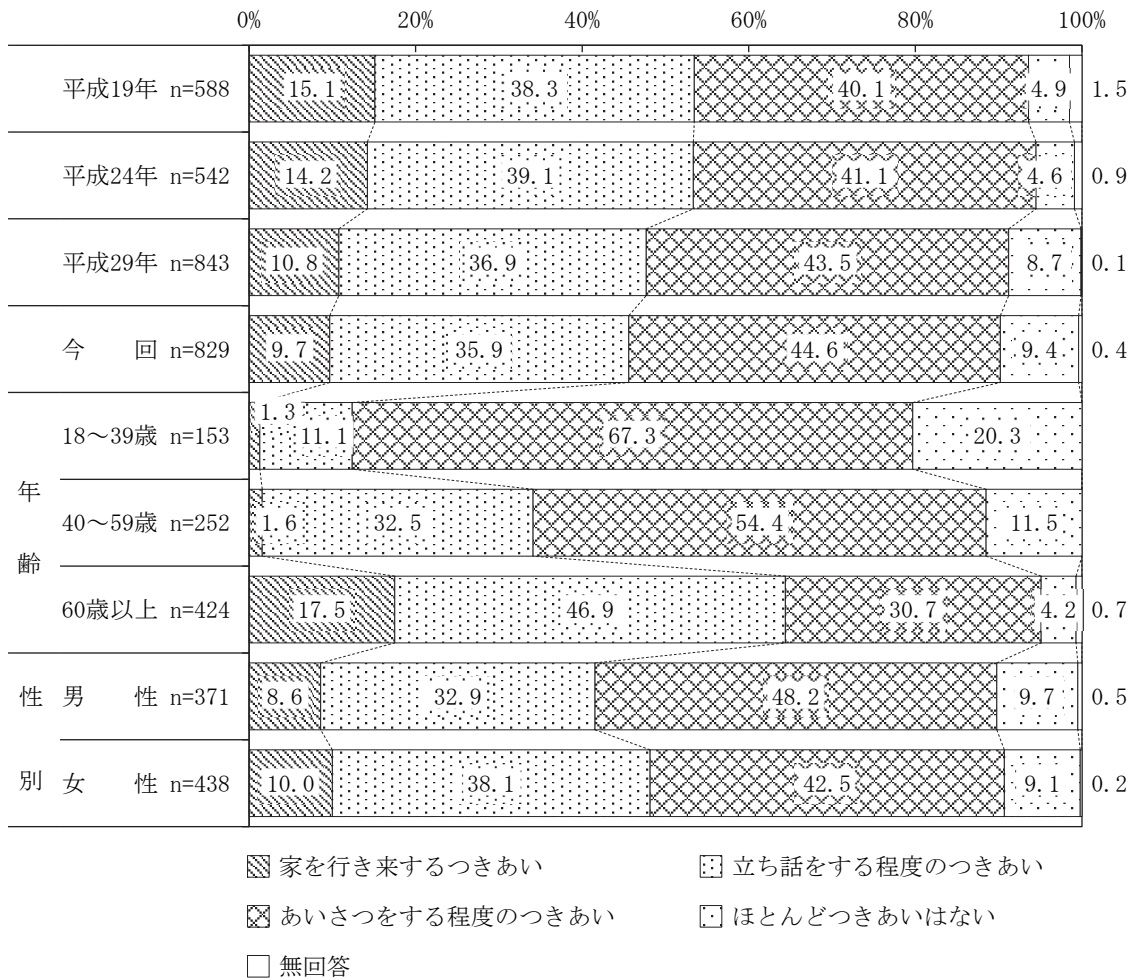
図表2-45 出生地



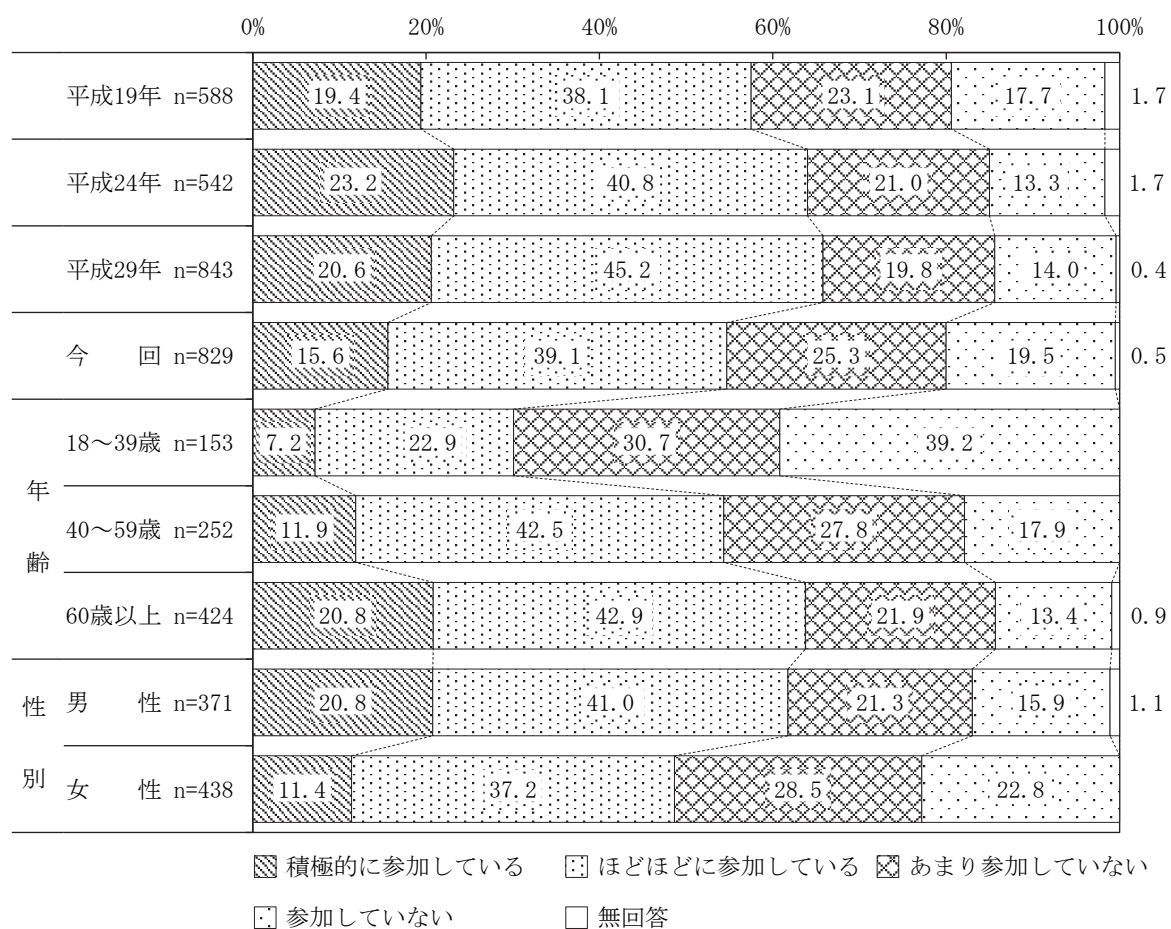
図表2-46 住居の形態



図表2-47 近所づきあいの程度



図表2-48 地域活動や行事への参加状況

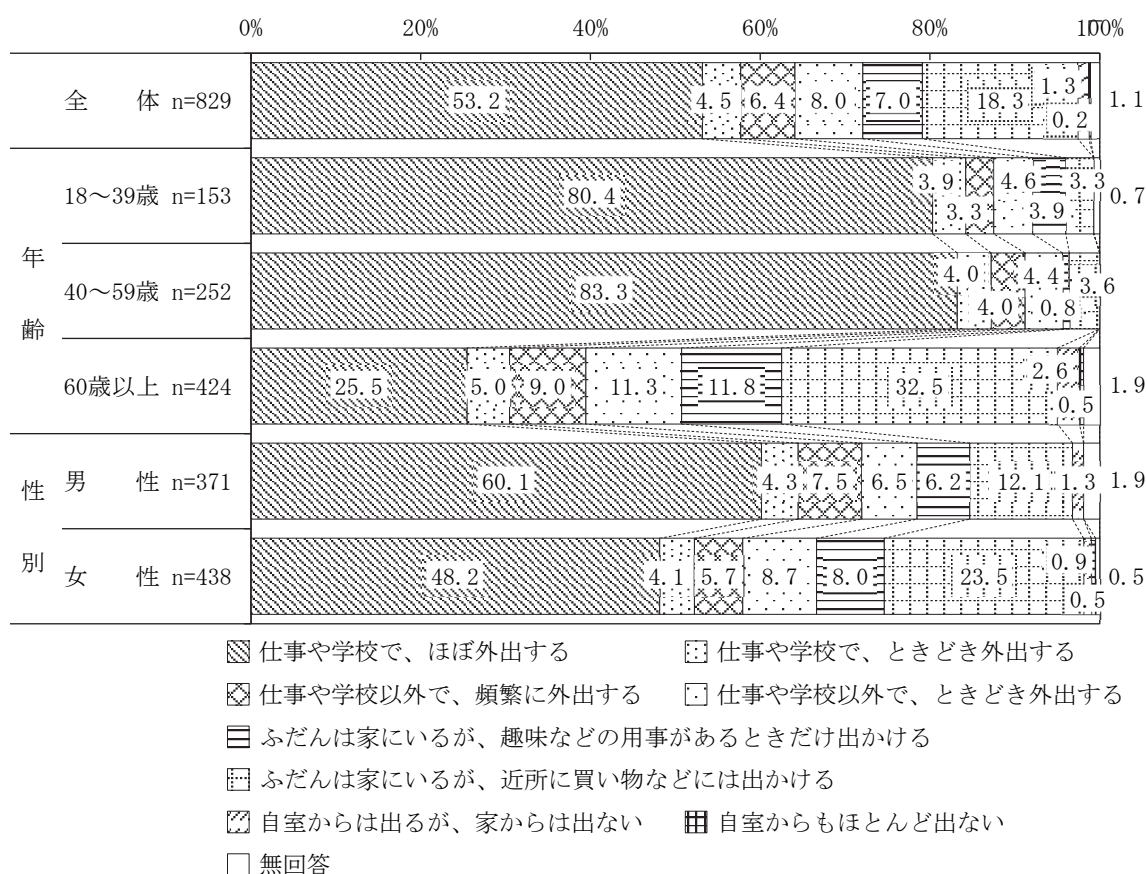


(10) ひきこもりの状況

ひきこもりは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業、平成22年5月）によると、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」とされています。

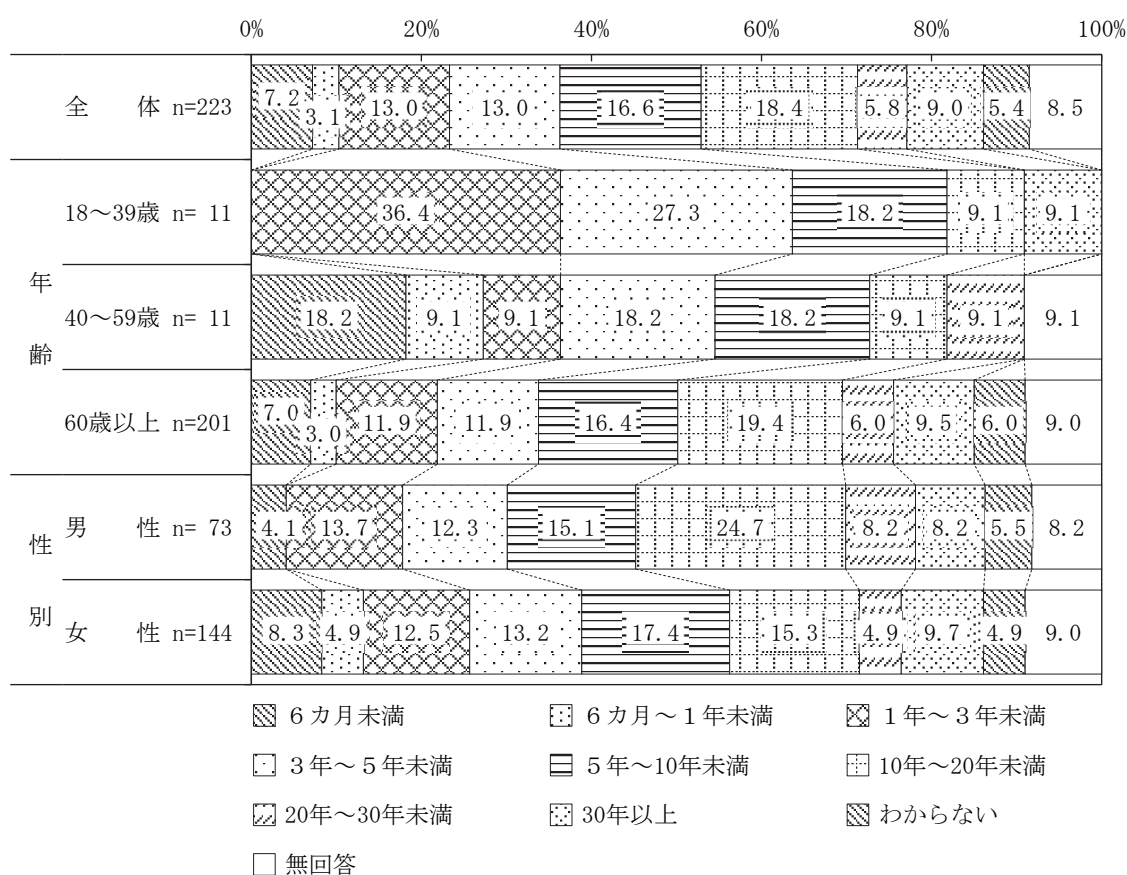
この定義にしたがい、まず、外出頻度についてたずねたところ、「自室からもほとんど出ない」は0.2%、「自室からは出るが、家からは出ない」は1.3%、これらに「ふだんは家にいるが、近所に買い物などには出かける」（18.3%）「ふだんは家にいるが、趣味などの用事があるときだけ出かける」（7.0%）を加えた＜ふだんは家にいる＞は26.8%となっています。＜ふだんは家にいる＞は、年齢別の60歳以上と性別の女性が比較的高くなっています。

図表2-49 外出頻度



続いて、〈ふだんは家にいる〉状態になってどの程度経つかをたずねたところ、「6カ月未満」が7.2%となっており、これ以外の約9割が「6カ月以上」という状況です。よって、「6カ月以上」〈ふだんは家にいる〉の割合は全体の25.0%となります。「自室からもほとんど出ない」と「自室からは出るが、家からは出ない」に限ってしてみると、全体の1.3%となります。この間、新型コロナウイルス感染拡大により外出自粛が呼びかけられていたことを考慮すると、ひきこもりの実態把握は、今後の課題といえます。

図表2-50 外出頻度が低くなってからの期間



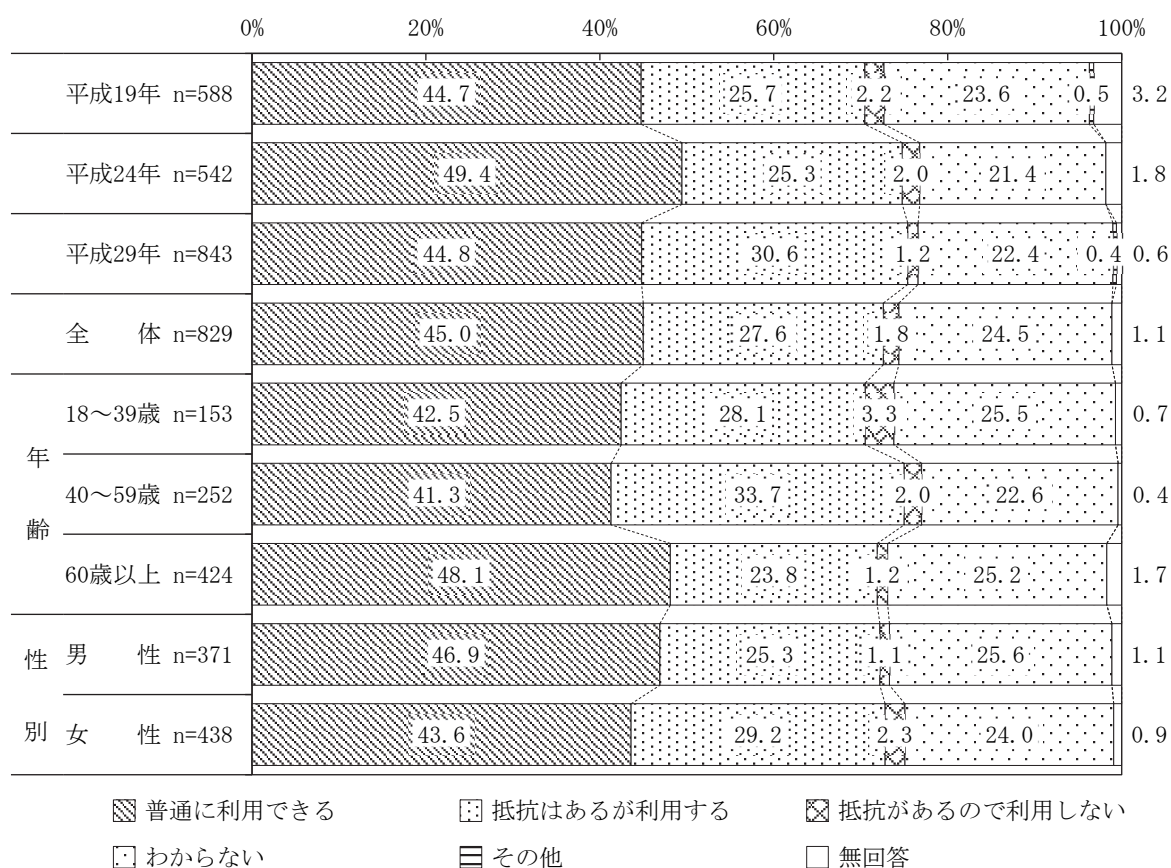
(11) 福祉サービスへの抵抗感

支援を必要としている個人・世帯が孤立等しないためには、状況に適した福祉サービスを活用していくことが重要です。福祉サービスに関しては、自分や家族がホームヘルプサービスなどの福祉サービスを必要としたとき、抵抗なく利用することができるかたずねています。「普通に利用できる」が45.0%、「抵抗はあるが利用する」が27.6%、「抵抗があるので利用しない」が1.8%という結果です。したがって、福祉サービスの利用に「抵抗がある」のは29.4%となり、再び3割を切りました。

介護保険制度や障害者総合支援制度の導入によるサービスの充実、住民の権利意識の高まり、福祉に関する知識の普及等により、福祉サービスの利用についての意識は変化してきていると考えられます。

なお、「抵抗がある」は、年齢別では40～59歳が比較的高くなっています。

図表2-51 福祉サービスへの抵抗感



2 記述式回答

ここでは、地域福祉に関する住民意識調査の記述式回答、民生児童委員等、ボランティア、福祉サービス事業者の意見・要望等調査の一部をとりあげて、コメントを加えています。破線内の各項目の末尾の（ ）内は、意見・要望等の出所を下表のとおり略して記載したものです。

地域福祉に関する住民意識調査	⇒	意識調査
民生児童委員・主任児童委員	⇒	民生児童委員等
ボランティア	⇒	ボランティア
福祉サービス事業者	⇒	事業者

(1) 地域福祉への関心を高めるために

① 情報の提供および発信

- ・ 知らなければ何もできない。知る機会をつくるのが大切だと思う。 (意識調査)
- ・ 福祉ボランティア活動を行い、どのような成果があったかなどの広報活動は大事だと思う。
今は高齢者もスマホを持っているのでITをもっと活用するとよいと思う。 (意識調査)
- ・ インターネット、スマホを持っていない人のことも考えてほしい。 (意識調査)
- ・ 活動に参加したことがない人は、どのような活動行われているかよく知らない。
(民生児童委員等)
- ・ 町の福祉活動をもっと町民にアピールしていく。 (民生児童委員等)
- ・ ボランティア団体が主催する活動は、広報などでお知らせをして、もっと地域住民に知らせていく。 (民生児童委員等)
- ・ 参加を迷っている人の後押しをする。参加してよかった体験談などを広報に載せる。
(ボランティア)

町や町社会福祉協議会から福祉に関する情報を単に提供していくのではなく、どのようにしたら地域福祉活動への参加が増えるのか考慮し、具体的な活動の事例や成果などもあわせて発信するよう求められています。また、デジタル技術を有効活用するとともに、だれもが情報を入手できるよう、あらゆる情報媒体を通じた情報の提供、発信についても求められています。

② 福祉教育の充実

- ・福祉活動を行っている企業や組織に協力を依頼し、職場体験を通して、子どもなりに現状を理解し、問題意識を持ってもらうことなどが有効でしょう。（意識調査）
- ・障がい者へのボランティアだけでなく、一緒にいることに抵抗感が生まれてしまわないように、学校で一緒に遊ぶ、行動する、助けるなど、子どものうちに共に生きることを学んでほしい。（意識調査）
- ・学校教育の中で、若いころにボランティア体験が位置付けられると気づきにつながると思います。（民生児童委員等）
- ・小中学生にノーマライゼーションのお話をし、共助の気持ちをもってもらおうとよい。（ボランティア）

子どものころからの体験の重要性が指摘されており、さまざまな体験を通じて子どもたちが福祉に関心を持つよう、学校における福祉教育の充実が求められています。とりわけ、福祉活動を行っている企業等での職場体験は、子どもたちの職業観や誇り意識の高まりが期待されるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学び、遊べるインクルーシブ教育の推進では、子どもたちの人生観や社会の価値観の変革が期待されます。

(2) 地域福祉へのかかわりを広めるために

① 地域福祉活動の促進

- ・住民も自分のこととして、できる範囲で関わるのが理想。（意識調査）
- ・住民一人ひとりが、自分のできる範囲の活動が何かを自覚することから相互扶助が始まると思う。（意識調査）
- ・地域住民が、他の人の困りごとを自分のこととして受け止め助けあうことが、これからは重要だと思う。（意識調査）
- ・地域活動は最初の一步が難しいので、少しでも声をかけて参加を促す。（意識調査）
- ・地域に拠点を置く企業に対する地域福祉活動への支援、参画の働きかけを強化。（意識調査）
- ・だれにでもできる活動内容にしていく。（民生児童委員等）
- ・話しあいの場をつくること。（民生児童委員等）
- ・交流の場をつくること。（民生児童委員等）
- ・若い人の意見を聞いて、他の市町村とも交流してほしい。（ボランティア）
- ・小さいことならば地域での活動も大切だと思いますが、行政がかかわる部分が大きいです。地域の願いが行政に届くことを願います。（事業者）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自助・互助・共助・公助」が必要です。「自助」とは、自らを支えること、「互助」とは、近隣の助けあい、ボランティアや

NPO等によるインフォーマルな支援、「共助」とは、社会保険制度、介護保険制度などの制度化された相互扶助、「公助」とは、生活保護などの行政による支援をいいます。

阪神・淡路大震災等により、「互助」「共助」の重要性が着目され、近所づきあいなど住民同士のつながりが薄くなったことから特に「互助」が必要とされており、地域福祉において解決すべき課題となっています。

② ボランティア活動の促進

- ・ボランティア活動には興味があるので、ボランティア団体の取り組み等を知ることができるとうれしい。(意識調査)
- ・自分たちの生活が安定して、時間の余裕をつくり出せるようになると、みんな動きやすくなるのではないのでしょうか。(意識調査)
- ・手伝ってくれた人に少しでも賃金があれば、協力してくれる人はいると思います。(意識調査)
- ・ボランティアでも少々の金額が発生したほうが、する方もされる方も気を遣わずに長続きするのでは。(意識調査)
- ・ボランティアの方々の保険料くらいは町に負担にしてもらえるとよい。(民生児童委員等)

「ボランティア」は、本来、有志者という意味です。したがって、ボランティア活動は、自ら行う、させていただくという意志、つまり、進んで何かを行おうとする積極的な気持ちを持った人が行う活動をいいます。しかし、経済が停滞し、あまり生活に余裕がないなかで、ボランティア活動を進んで行おうとすることは容易なことではありません。

ボランティア活動は無償で行うべきという考え方もありますが、交通費などをボランティアの持ち出しにすると、ボランティアおよびボランティアを受ける人双方に負担がかかるという考え方も示されています。その活動内容によって有償、無償を検討していくことが求められています。

(3) 地域福祉活動の推進に向けて

① 地域福祉活動の体制・場づくり

- ・各地域で話しあえる拠点づくり。(意識調査)
- ・空き家を開放して、皆（高齢者も子どもたちも）が集まって問題を解決できる場所があるとよい。(意識調査)
- ・福祉のみならず、教育、医療、保健、産業、司法などの連携、協力体制の推進、強化が必要だと思います。(意識調査)
- ・地域住民にもっと民生児童委員等のことをわかってもらう。(民生児童委員等)

- ・民生委員一人ではなく、地域で見守っていけることが大切だと思う。(民生児童委員等)
- ・さらに複眼的な見守り体制を築いていくため、福祉意識を高めていく必要がある。(民生児童委員等)
- ・自治会役員と民生委員の情報の共有。(民生児童委員等)
- ・自治会、他の組織と民生委員との交流。(民生児童委員等)
- ・後進指導をしていく体制づくりが必要。(民生児童委員等)
- ・指導者の育成。(民生児童委員等)
- ・地域福祉活動を推進するリーダーを育成してほしい。(ボランティア)
- ・地区の民生委員だけではとても大変、「福祉ボランティア」のような方が必要だと思います。(ボランティア)
- ・地域のいろいろな役員の方々とももっと話しあえる場があるとよい。(ボランティア)
- ・いつでもだれでも気軽に無料で利用でき、談笑できる場所の設置。(ボランティア)
- ・だれでも入室しやすい広域のステーションづくり。(ボランティア)
- ・近隣の方と何らかのイベント等で交流ができるとよい。(事業者)

地域福祉活動を活発にするためには、その拠点づくり、人づくり、関係づくりが求められています。

地域の要配慮者はもちろんのこと、日常生活において簡単な手助けが必要な人の情報を地域の関係者が共有し、地域で支えていくことが望まれています。そのため、地域の相談役である民生児童委員等の活動についてより多くの地域住民に知ってもらい、民生児童委員等と協力して地域の要配慮者等の見守り活動等を行う人が増えていくことが期待されます。それにあわせ、地域福祉活動の推進役の育成や活動に必要な拠点づくりに取り組んでいく必要があると考えられます。

② 地域福祉活動の好事例

- ・区長が主になり、困りごとなどの話しあいができている。(民生児童委員等)
- ・年に2回、民生児童委員等と区長さんが語る会がある。(民生児童委員等)
- ・一つの活動をするときに、一部の役員(当番)だけではなく、老人会や子ども会にも声かけをすることで、活動の輪が広がっている。(民生児童委員等)
- ・ふれあいサロンがあることはよい。(民生児童委員等)
- ・独居の高齢者は、隣近所で見守りをしてもらっています。(民生児童委員等)
- ・買いものの手伝い、樹木の剪定の助けあいなど。(民生児童委員等)
- ・区長が中心となり進めることがあり、とてもよい。(ボランティア)
- ・足の不自由な方のごみ出しを助けている方がいます。(ボランティア)
- ・認知症地域支援推進員の活動において、地域の情報交換ができており、そのことで問題解決できたりすることもあるため、よいと思います。(事業者)

今回の民生児童委員等、ボランティア、福祉サービス事業者の意見・要望等調査では、地域での支えあいや福祉活動の中で、よいと思う事例について記述していただきました。

地域福祉活動のための人づくりや関係づくりが求められるなか、地域の関係者が協力、連携して取り組んでいる事例が紹介されており、今後の地域福祉活動の推進に向け、情報発信するとともに、こうした地域との地域間交流を進めるなどし、地域福祉の輪が広がることが期待されます。また、この間、重点施策として取り組んできた「ふれあいサロン」や、地域の要配慮者等のゴミ出し、掃除、買い物、草取りなどを支援する「元気サポーター」の活動も一定の評価を得ています。

(4) 福祉サービス等の充実に向けて

① 福祉サービス等の向上

- ・福祉に携わっている人への支援と賃金を上げて、よりよいサービスにする。（意識調査）
- ・正当な対価による福祉サービスの充実（選択肢を多く）に重点を置くのが現実的。（意識調査）
- ・公的サービスがあれば、誰でも気兼ねなく利用できるのではないかと思います。（意識調査）
- ・他町に比べて、民間の介護施設が少ないので、補助金または助成金を出してでも施設の充実が望ましい。（ボランティア）
- ・元気サポーターはとてもよい着想だし、よい実践だ。（ボランティア）
- ・サポーター養成講座を毎年開いて、サポーター養成に力を入れているが、そういう働きかけは大切だと思う。（ボランティア）
- ・元気百梅体操、ほんわりカフェなど、一部の人だけでなく、どれだけ多くの人を巻き込むか。（ボランティア）
- ・フレイルチェックについて、フォローが手薄かと思います。前回と簡単に比較評価できるものがが必要です。また、評価についてはサポーターが助言指導するとか、何か工夫が必要かと思います。（ボランティア）
- ・道の駅のように、高齢者がつくった野菜を持ち寄って、販売できるような場所づくり。（事業者）

公的サービス利用に対する抵抗感は、徐々に減少してきていますが、まだ抵抗感のある人もいます（51頁参照）。ただし、安八町は、全国平均よりも要支援・要介護認定率が低いので、要支援・要介護の状態にもかかわらず、要介護認定を受けない人がいる可能性もあります。福祉サービスの質の向上等により、サービスを適切に受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

一方で、公的サービスを補完する活動については、元気サポーターの協力を得て、高齢者のみならず、町民の健康づくりに取り組んでおり、前述のとおり、その活動について一定の評価を得ているものの、元気百梅クラブ、ほんわりカフェへの参加やフレイルチェックの運用の改善などが求められています。

② その他の住民サービス等の充実

- ・ふれあいサロン、認知症カフェを利用するのはよいことだと思うが、その場所や施設へ行くための手段が少ないと思います。コミュニティバスをもっと利用しやすいように停留所の数を増やすなど、工夫が必要かと思います。(意識調査)
- ・子どもが安全に遊べる公園やスペースを充実してほしいです。(意識調査)
- ・犯罪防止のため、警察との連携強化が必要。(意識調査)
- ・災害時の支援。(意識調査)
- ・災害時対応マニュアル作成をしてほしい。(民生児童委員等)
- ・ファミリーサポートセンターの認知度が低く、サポーター育成などが行われていない。子育て支援にも力を入れてほしい。(民生児童委員等)
- ・公園や広場が少ない、活用されていない。(ボランティア)

福祉サービス等を利用するために必要な交通手段の改善が求められています。安八町では、コミュニティバス（アンビーバス）を運行しているほか、令和4年度から福祉タクシーの利用支援を行っています。これらのサービス等の利用状況を勘案しつつ、利便性の向上に努めていく必要があります。

また、安八町には、総合公園が2か所、地区公園が約30か所あり、小中学校の校庭を土・日曜日に開放しています。小さな子どもに対しては、こども園の園庭開放があります。これらの活用等について広報していく必要があります。

あわせて、子育て支援にあたり、ファミリーサポートセンターの周知を行うとともに、サポーターの育成が求められています。

災害時対応にあたっては、特に、要配慮者の避難支援について「安八町災害時要配慮者避難支援プラン全体計画」を平成30年にまとめました。この計画にもとづき、引き続き、避難行動要支援者一人ひとりの「個別計画」づくりを進めていきます。

(5) その他

① 計画の策定・推進

- ・地域福祉計画も回を重ね、充実しています。本来の願いである地域住民の意識を高めることに力を入れるときだと思います。(民生児童委員等)

計画の実効性をより高めるための工夫が求められており、その最も重要なポイントは、地域住民の地域福祉に対する意識の向上ということです。

② 新型コロナウイルス感染拡大による影響

- ・コロナの関係もあり、地域の行事がなくなり、住民同士のつながりが希薄になっている。(民生児童委員等)
- ・コロナ対策で集会もなく、人とかかわりがなくなり、情報も集めにくくなった。(民生児童委員等)
- ・コロナで行事が中止になり、皆で集まることがない。(民生児童委員等)
- ・「ふれあいサロン」は立ち上がっており、コロナ前までは2か月に1回開催されてはいたが、なかなか広がっていない。(民生児童委員等)
- ・コロナが終息したら、もっといろいろ意見交換をしたい。(ボランティア)
- ・コロナ禍ではなかなか積極的に地域との交流を深めることができない。(事業者)

令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特に感染による重症化が懸念される高齢者等を中心に活動の自粛が呼びかけられ、地域の行事や「ふれあいサロン」なども中止、縮小となり、住民同士のつながりが希薄になるなど、以前の日常が失われてしまいました。

今後、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた新たな日常を築き、再び皆がつながりあい、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、助けあいによる地域福祉活動が最も重要となります。

第3章 前期実施計画の評価

○表中の方向欄は、前期実施計画の方向性を示すものであり、次のとり決めにしたがって記入しました。

- ・「充実」……現在の事業等を継続して、必要に応じて改善を行うことをいいます。
- ・「継続」……現在の事業等を継続して、実施することをいいます。
- ・「推進」……現在の活動等をさらに充実させながら実施していくことをいいます。
- ・「促進」……対象者に活動や考え方等について理解を促すことをいいます。
- ・「検討」……新たな事業等についての実施を検討することをいいます。
- ・「実施」ほか…新たな事業等を実施、設立等することをいいます。

○表中の評価欄は、前期実施計画の評価であり、次のとり決めにしたがって記入しました。

- ・○……評価できる
- ・△……どちらとも言えない
- ・×……評価できない
- ・—……評価対象外

○表中の備考欄は、前記計画期間中に達成できたこと等を記入しました。

1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち

(1) 福祉の心を育む取組み

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 意識啓発	① 広報・啓発活動の推進			
	○福祉意識の浸透	推進	○	広報誌、ホームページ
	○企業の社会貢献への理解促進	推進	△	
(2) 福祉教育の推進	② 各種イベントの開催	充実	△	ふれあい祭り
	① 学校における福祉教育			
	○福祉体験活動や交流	充実	○	小学6年生児童の総合学習
	○福祉協力校の指定	継続	○	町内3小学校、2中学校
	○障がいのある児童との交流	実施	×	
	② 地域における福祉教育			
	○福祉講座	充実	○	老人クラブ向け講座
	○体験学習	充実	○	農業体験、親子料理教室
(3) ノーマライゼーションの浸透	○子どもと大人の交流	継続	○	
	① やさしさと思いやりの心の実践			
	○障がいのある人のバリアフリーについての理解	推進	○	公共施設への理解啓発
	○障害者補助犬の受け入れ	促進	—	

第2部 現状と課題

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(3) ノーマライゼーションの浸透	② ノーマライゼーション理念 ○ノーマライゼーション理念の普及 ○障害者差別解消法の浸透 ○差別や偏見に関する啓発	促進	○	広報誌
		推進	○	
		推進	○	

(2) ボランティア活動の推進

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) ボランティアセンターの強化	① ボランティアコーディネーターの活動強化	推進	○	元気サポーターの活動範囲の拡大 「ボランティアネットワーク交流会」として設立
	② 調査・研究等の実施	実施	—	
	③ ボランティア団体等の連絡調整	実施	○	
	④ 新たなボランティアメニューの開発	実施	○	
	⑤ ボランティア連絡協議会の設立	設立	○	
(2) ボランティア活動参加への動機づけ	① ボランティア情報の提供	推進	○	広報、社協だより、チラシ
	② ボランティア活動への支援	推進	○	
	③ ボランティア拠点の確保	実施	○	
(3) 人材の発掘・育成	① ボランティア養成講座の開催	推進	○	元気サポーター養成講座開催
	② ボランティアリーダーの育成	推進	○	元気サポーター会議開催

2 おたがいさまで共に暮らせるまち

(1) 身近でできる関係づくり

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) あいさつ・声かけの推進	① あいさつ運動	推進	○	学校安全サポーター
	② 子どもへの声かけ	推進	○	
(2) 交流・参加の機会づくり	① 世代間交流の推進 ○子どもと高齢者のふれあい ○子どもの親の親育ち	推進 充実	○ ○	ふれあい祭り
	② 障がいのある人との交流 ○障がいのある人となない人の交流 ○障がいのある人と児童・生徒の交流	促進 推進	○ △	
	③ 外国籍の人との交流	推進	△	
	④ 伝統行事・祭りを通じた交流	推進	○	

(2) 安心して暮らせる地域づくり

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 子育て支援	① 地域住民による子育てサークル	充 実	○	子育て支援センターでの活動
	② 子どもの遊び場	充 実	○	園庭開放
(2) 防犯対策	① パトロール事業等	推 進	○	学校安全サポーター
	② 登下校時見守り事業	推 進	○	
	③ 地域住民による見守り活動	推 進	○	
(3) 防災対策	① 避難行動要支援者の把握 ○避難行動要支援者リストの維持管理	充 実	○	「災害時要配慮者避難支援プラン全体計画」の策定 サロンでの図上訓練実施 交流会での研修会実施
	○避難行動要支援者支援マップの活用	推 進	○	
	② 災害救援体制の整備 ○避難行動要支援者の支援体制の構築	推 進	○	
	○訓練の実施や情報提供	充 実	○	
	○災害救援ボランティアの活動体制づくり	推 進	○	
	③ 避難行動要支援者への情報提供等	推 進	○	
	④ 災害ボランティアの養成	促 進	○	
	⑤ 住宅防火診断事業	継 続	○	

(3) 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 地域福祉活動の人づくり	① ボランティアの育成支援 ○ボランティアの育成	充 実	○	ボランティアネットワーク交流会の開催
	○ボランティア団体の立ち上げ支援	充 実	○	
	② 地域活動リーダー、コーディネーターの育成	推 進	○	
	③ ボランティア団体間の情報交換の場づくり	実 施	○	
(2) 地域組織づくり	① 福祉推進委員	設 置	○	元気サポーターの養成
	② 住民ネットワークづくり	実 施	○	
	③ 地域組織の活性化 ○地域住民への理解と協力の要請	推 進	○	
	○老人クラブのあり方	検 討	○	

(4) 小地域福祉活動の推進

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 地域住民による見守り活動等の推進	① 子育てサークル活動	推 進	○	

第2部 現状と課題

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 地域住民による見守り活動等の推進	② 日常生活支援事業 ○日常生活支援事業の推進 ○障がいのある人等への拡大	推進 実施	○ △	7団体 NPO団体
	③ ふれあいいきいきサロン ○ふれあいいきいきサロンの推進 ○利用者負担	継続 実施	○ ○	
	④ ふれあいカフェ ○ふれあいカフェの開設 ○障がいのある人等への拡大	4か所 実施	○ △	
	⑤ 要援護者の把握と支援 ○要援護者の把握 ○地域住民による声かけ ○地域活動参加への呼びかけ ○友愛訪問 ○障がいのある人の見守り、生活支援等	充実 推進 推進 継続 充実	○ ○ ○ ○ ○	
(2) 保育園・学校を基盤とした活動の推進	① 保育ボランティアの育成	推進	○	農業体験
	② 学校ボランティアの育成	推進	○	
	③ 学校を拠点とした地域活動 ○学校を拠点とした地域活動	充実	○	
	○地域住民と児童生徒との交流	充実	○	

3 誰もがいきいきと暮らせるまち

(1) きっかけづくりの推進と活動支援

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) ボランティア活動への参加促進	① 町民のボランティア活動への参加	促進	○	美化活動への参加
	② 職場のボランティア活動	促進	○	
(2) 退職者を地域のマンパワーとする取組み	① 退職者の居場所づくり	推進	○	
	② 退職者の地域福祉活動参加への動機づけ	推進	○	

(2) 新しいふるさとづくり

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 地元の文化を子どもたちに	① 地域住民が主体となった体験活動	推進	○	
	② 祭り・イベントへの支援 ○祭りによる地域間・世代間交流 ○新しいイベントづくり	推進 実施	○ ○	
	③ 地域行事の取捨選択	実施	—	

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(2) 住みよいまちづくりを考える場づくり	① 計画の広報	実施	○	
	② 住民懇談会の開催	実施	○	
	③ 計画の実施状況の確認	実施	○	

(3) 新たな活動への支援

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 地区別福祉活動計画の策定	○地区別福祉活動計画の策定	実施	○	検討の結果、町全体（本計画）で対応する方針を決定
(2) 地域福祉を推進する地域の活動への支援	① モデル校区の指定	実施	○	牧小学校
	② モデル校区福祉活動のPR	実施	○	

(4) 高齢者や障がいのある人にやさしいまちづくり

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 公共的建築物のバリアフリー化	① 公共建築物等のバリアフリー化	推進	○	
	② 民間建築物のバリアフリー化	推進	×	
(2) 住宅改善の促進	○要援護者世帯への住宅改善の周知	推進	○	
	○バリアフリー住宅に関する相談機能	充実	○	
(3) 移動・交通対策の推進	① 交通手段の確保	実施 検討 推進	○	路線や停留所の増加等による利便性の向上 福祉タクシー利用助成事業など
	○要援護者の要望に応じたコミュニティバスの運行		○	
	○車を運転できない人のための交通手段の確保		○	
(4) 障がいのある人の就労支援	② 道路・歩道等の整備	推進	○	
	① 公共施設の清掃等の委託	実施	×	
	② 就労継続支援（A型）事業所の誘致	推進	×	
(5) 高齢者の健康・いきがづくり	③ 共生型サービスの導入	促進	×	むずぶテラス等の活用 「元気百梅クラブ」に変更 「ふれあいサロン」で実施 「ほんわりカフェ」に変更
	① 耕作放棄地の利用	実施	×	
	② 健康づくりの場の整備	実施	○	
	③ 元気百梅体操	推進	○	
	④ 元気百梅カフェ	推進	○	
	⑤ 認知症カフェ	充実	○	
	⑥ シルバー人材センターの充実	充実	△	

4 充実した福祉サービスと情報のあるまち

(1) 相談・情報提供体制の充実

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 総合的な相談体制の構築	① 相談窓口の充実			
	○高齢者・子育て家庭・障がいのある人の相談体制	充 実	○	
	○心配ごと・児童相談および法律相談	充 実	○	
	○しあわせ相談サロン・しあわせ発見パーティ	充 実	○	
	○各種相談員の能力向上	推 進	○	
	② 地域包括支援センターの移転	実 施	△	
(2) 要援護者の人権擁護	③ ケースマネジメントシステム	充 実	○	
	① 成年後見制度等の周知			
	○成年後見制度の周知と利用支援	推 進	○	
	○日常生活自立支援事業の周知	推 進	○	
	② 虐待の防止			
	○虐待、DVの早期発見	推 進	○	
(3) サービス情報の紹介	○関係機関の連携強化	推 進	○	
	○相談機関の充実	推 進	○	
	① 正確な福祉情報の伝達	推 進	○	
	② サービス事業所の情報提供	推 進	○	

(2) きめ細やかなサービス事業

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 各種福祉施策の充実	① 各種福祉施策の見直しと充実	推 進	○	
	② ニーズに応じた福祉施策の展開			
	○関係部署間の連携	推 進	○	
	○分野別の計画への反映	実 施	○	
(2) 住民ニーズの充足	○住民、ボランティアへの働きかけ	推 進	○	
	① 住民ニーズの把握	推 進	○	
	② 各種調査結果の公表	実 施	○	

(3) 社会福祉事業の健全な発達

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) サービス事業の拡大	① 民間事業者の参入促進			
	○福祉サービスへの民間活力導入	推 進	○	
	○指定管理者の導入	推 進	○	
	○町とサービス事業者との情報交換	推 進	○	

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) サービス事業の拡大	② NPO法人の参入	促進	○	日常生活支援サービス (ワンコインサービス)
	③ 住民参加型サービスの育成	推進	○	
(2) サービスの質の確保	① 事業者の指導・監督	推進	○	
	② 苦情の解決	推進	○	
	○苦情解決や困難事例への支援		○	
	○介護相談員派遣等事業	充実	○	
	③ 専門的な人材の育成	推進	○	

(4) 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

取組みの方向	事業・活動	方向	評価	備考
(1) 社会福祉協議会の機能強化	① 町と社会福祉協議会との連携強化	推進	○	
	② 社会福祉協議会事務局体制の強化	実施	△	
	③ 社会福祉協議会の活動拠点の整備	検討	○	
(2) その他の地域資源との連携	① 民生児童委員活動の活性化	推進	○	元気サポーター
	② 福祉推進委員との連携	実施	○	
	③ 学校との連携	推進	○	
	④ 保健・医療機関との連携	推進	○	
	⑤ 企業との連携	推進	○	
	⑥ サービス事業者との連携	推進	○	
	⑦ 共同募金運動の活性化	推進	○	

第4章 安八町の地域特性と課題の整理

第1章および第2章の地域特性と課題を抽出して、箇条書きにしてみました。

- 少子化等の影響により、人口の減少が続いています。
- 本町へ転入する人より他市町へ転出する人が多くなっています。
- 核家族化が進行しています。
- 本町は、全国・岐阜県平均より平均世帯人員が多く、持ち家率が高くなっています。
- 本町は、全国・岐阜県平均より第2次産業の比率が高くなっています。
- 就業・就学者の多くは、他市町を就業・就学先としています。
- 団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、高齢者人口が急増しています。
- 本町は、全国・岐阜県平均より要支援・要介護認定率および生活保護率が低くなっています。
- 町社会福祉協議会は、事務局体制の強化が課題となっています。
- 住民参加による地域福祉の推進が求められているものの、住民の福祉への関心やかかわりが高まっています。
- 地域福祉の推進には「地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が求められています。
- 地域福祉の推進には「福祉情報の提供の充実」「ボランティアなどの地域活動への支援」の必要性が高まっています。
- ボランティア活動への参加意向は決して低くありませんが、実際の参加状況は減少傾向にあります。
- 週2回程度実施する「ふれあいサロン」の担い手として、60歳以上の参加意向がほかの年代に比べて高くなっています。
- やってみたい・できる地域福祉活動のうち、「乳幼児の短時間の預かり」「子育て家庭の相談・仲間づくりの場の提供」は18～39歳の関心が比較的高くなっています。
- やってみたい・できる地域福祉活動が「特にない」人の割合が高まっています。
- 地域福祉の推進役である社会福祉協議会、民生児童委員等は十分に知られていません。
- 町民の6割程度が町外生まれの人です。
- 地域のつながりが希薄になってきています。
- ひきこもりについては、今後、さらなる実態把握が必要です。

○福祉に関する情報を単に提供していくのではなく、具体的な地域福祉活動の事例や成果などもあわせて発信するよう求められています。

○地域福祉活動を活発にするためには、その拠点づくり、人づくり、関係づくりが求められています。

○「ボランティア」は、その活動内容によって有償、無償を検討するよう求められています。

○地域によっては、関係者が協力、連携して取り組んでいる好事例が見受けられます。

○重点施策として取り組んできた「ふれあいサロン」や「元気サポーター」の活動が一定の評価を得ています。

第 3 部
計 画

第1章 基本理念・基本目標等

1 基本理念と計画の名称

少子高齢化、家族形態の変化、生活様式の変化、人口の流出入などの影響によって、家庭や地域が有していた相互扶助機能が弱くなってきています。このことは、地域の課題を地域が解決していく力をなくしてきているとも言い換えることができます。かつてあったご近所の密接なかかわりを取り戻すべきとの声もありますが、現実には難しく、また多くの人は昔そのままのかかわりを求めていると考えられます。このような時代にあって、新しい地域のつながり、課題解決の仕組みづくりが必要です。

元国際連合人間居住計画（ハビタット）親善大使で異文化コミュニケーターとして活躍しているマリ・クリスティーヌさんは、「ボランティア」の日本語訳として「おたがいさま」と言いました。若い人や元気な高齢者が心身の弱った高齢者の手助けをする、心身が弱ってきたら地域の若い人や元気な高齢者の手助けを受ける、これが「おたがいさま」です。地域福祉とは、地域で「おたがいさま」関係を築くことだと考えます。

地域住民みんなが、「おたがいさま」という共通の認識をもち、新しいかかわり方や支えあいの仕組みを考えていくことが、誰もが安心して暮らせるまち、すなわち地域共生社会を築くことになります。そのためには、住民一人ひとりが地域福祉の推進役として参加し行動することが不可欠であり、それは同時に住民自身が地域における新しい役割や居場所を見つけ、いきいきと暮らすことにもつながります。

住民主体の新しい福祉コミュニティの創造をめざし、基本理念と計画の名称を次のように定めます。

基本理念

だれもが 住み慣れた地域で
共に支えあい いきいきと暮
らせるまちづくり

計画の名称

安八町おたがいさま計画

2 基本目標

「だれもが 住み慣れた地域で 共に支えあい いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、めざすまちの姿として次の4つの基本目標を描き、活動を推進します。

(1) 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち

地域の課題の共有、共に暮らすための地域福祉の必要性への理解、障がいについての理解をはじめとしたノーマライゼーションやインクルージョンの普及など福祉の心を育むため、あらゆる機会を活用して広報活動や福祉教育を推進します。

さらに、ボランティアセンター（社会福祉協議会内）を中心として、ボランティアの育成や住民活動を推進し、みんなで行動できるまちをめざします。

(2) おたがいさまで共に暮らせるまち

地域における支えあいは、お互いを知ることが重要であり、さまざまな交流の機会づくりを進めることにより新しいかかわりを築きます。そして、地域それぞれの課題を話しあい、地域にある資源、すなわち地域住民、地域組織・団体、学校などの資源の活用や見直しを図りながら、地域福祉を推進するために必要な「活動」「人・組織」「場」「システム」づくりに結びつけることにより、支えあい、共に暮らせるまちをめざします。

(3) 誰もがいきいきと暮らせるまち

男性も女性も、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、日本人も外国人も、地域住民のだれもが地域福祉推進の主人公、当事者となって活動に取り組み、それぞれの居場所を見つけ、いきいきと暮らせるまちをめざします。特に、今後も増加する高齢者の居場所づくりや、将来、安八町をふるさととする子どもたちに、心に残る地域活動、体験活動の場を提供する取組みを推進します。町および社会福祉協議会は、それらの活動を支援します。

(4) 充実した福祉サービスと情報のあるまち

社会福祉事業の健全な発達を促し、必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。また、地域福祉推進の主体である社会福祉協議会の機能強化を図るとともに、地域の社会資源との連携・協働に努めます。

3 成果指標

「だれもが 住み慣れた地域で 共に支えあい いきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて活動を推進していても、地域住民みんなの意識や地域の状況がどのように変わったのか成果がわかりにくいと、何を続けて何を見直す必要があるのか判断することがむずかしくなります。

そこで、5年後に取り組んできた活動の成果を把握し、それを地域住民みんなで共有して何を続けて何を見直すのか話しあい、その後につなげていくことにより、効果的な地域福祉活動の展開が図られるよう、次の4つの成果指標を設定します。

指 標	現 状（令和4年）	方向性（令和9年）
①ボランティア活動に参加している・参加したことがある人の割合	57.3%	
②やってみたい・できる地域福祉活動が特にない人の割合	28.3%	
③地域全体で支えあっていると感じている人の割合	20.3%	
④まちの福祉水準（公的・非公的福祉サービスを含む）が進んでいる・普通と感じている人の割合	38.6%	

（注）指標（活動）の進捗（成果）は、「住民意識調査」により把握します。

4 計画の体系

基本理念	基本目標	中 項 目	取組みの方向
だれもが 住み慣れた地域で 共に支えあい いきいきと暮らせるまちづくり	第1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち	1 福祉の心を育む取組み	(1) 意識啓発 (2) 福祉教育の推進 (3) ノーマライゼーションとインクルージョンの浸透
		2 ボランティア活動の推進	(1) ボランティアセンターの強化 (2) ボランティア活動参加への動機づけ (3) 人材の発掘・育成
	第2 おたがいさまで共に暮らせるまち	1 身近でできる関係づくり	(1) あいさつ・声かけの推進 (2) 交流・参加の機会づくり
		2 安心して暮らせる環境づくり	(1) 子育て環境の充実 (2) 防犯対策 (3) 防災対策 ●
		3 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり	(1) 地域福祉活動の人づくり (2) 地域組織づくり
		4 小地域福祉活動による地域づくり	(1) 個別の地域づくり活動の充実 ★ (2) 学校等を基盤とした活動の推進
	第3 誰もがいきいきと暮らせるまち	1 きっかけづくりの推進と活動支援	(1) ボランティア活動への参加促進 (2) 退職者を地域のマンパワーとする取組み
		2 新しいふるさとづくり	(1) 地元の文化を子どもたちに (2) 住みよいまちづくりを考える場づくり
		3 新たな活動への支援	(1) 地域福祉を推進する地域の活動への支援
		4 人にやさしいまちづくり	(1) 公共的建築物のバリアフリー化 (2) 住宅改善の促進 (3) 移動・交通対策の推進 (4) 障がいのある人の就労支援等 (5) 高齢者の健康・いきがいづくり (6) 社会復帰をめざす人への支援 ◆
	第4 充実した福祉サービスと情報のあるまち	1 相談・情報提供体制の充実	(1) 包括的な相談支援体制の充実 ★ (2) 継続的な支援の推進 ★ (3) 要配慮者の人権擁護 ■ (4) サービス情報の提供
		2 きめ細やかなサービス事業	(1) 各種福祉施策の充実 (2) 住民ニーズの充足
		3 社会福祉事業の健全な発達	(1) サービス事業の拡大 (2) サービスの質の確保
		4 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携	(1) 社会福祉協議会の機能強化 (2) その他の地域資源との連携

(注) ★は「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」、●は「安八町災害時要配慮者避難支援プラン（全体計画）」、◆は「安八町再犯防止推進計画」、■は「安八町成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけます。

5 重点施策

(1) 一人ひとりの暮らしと生きがいに着目した地域づくり

少子高齢化の進行や高齢者のみの世帯の増加に加え、地域のコミュニティ機能が脆弱化しているため、地域で孤立している人や世帯が多くなっています。そのため、孤独死や高齢者、障がいのある人、子どもに対する虐待、ひきこもり、貧困などが社会的問題となっています。高齢者には介護保険サービス、障がいのある人には障害福祉サービスや障がい児支援サービス等、児童には子ども・子育て支援事業等がありますが、これら公的サービスだけでは、サービスの狭間となった人や世帯の困りごとには十分に対応できません。

住民や地域福祉の推進者、ボランティア団体、サービス事業者等と地域の問題を共有し、福祉のまちづくりに参画してもらう機会を増やししながら、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざします。

① 見守り活動の充実

平成30年度に開始した「元気サポーター」の活動は、高齢者を対象とした介護保険を補完する活動ですが、こうした公的サービスを補完する担い手として、障がいのある人や児童にもサポーター活動を拡大・充実していきたいと考えています。こうしたサポーターが、地域において、区長や民生児童委員等と連携し、福祉に関する問題、要望等を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役となることが期待されます。町社会福祉協議会のコーディネーター機能を充実し、地域の見守り・声かけ活動とともに、ふれあいカフェの勧誘等により小地域福祉活動を推進していきます。

② ふれあいカフェ

ふれあいサロンは、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者等が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、地域住民（ボランティア等）と協働で活動内容を企画し、ふれあいを通じていきがい・仲間づくりの輪を広げ、その結果、参加した高齢者の介護予防にもつながることを目的として実施しています。すなわち、ふれあいサロン活動とは、ひとり暮らし高齢者、閉じこもりがちな高齢者、虚弱高齢者等の「居場所」をつくる活動です。

これに対し、ふれあいカフェは、こうした高齢者の「居場所」づくりだけでなく、地域や属性にかかわらず、より小単位での仲間づくりを広げるための取り組みで、今後、増設を図っていきます。地域での孤独・孤立を避けるためには、年齢や障がいの有無にかかわらない「居場所」づくりが必要であると考えています。

③ 日常生活支援事業（ワンコインサービス）

日常生活支援事業は、日常生活に不自由しているひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問して、草取り、ゴミ出し、部屋の掃除等の家事をワンコイン（100円・500円）で行うサービスです。この日常生活支援事業も、高齢者に限定せず、障がいのある人、ひとり親家庭等も対象にしていきたいと考えています。

(2) 重層的支援体制整備事業の推進

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、複雑化、複合化した地域生活課題を抱えたり、制度の狭間にある支援を必要とする人や世帯を支援していくため、包括的に相談を受け止め、関係機関が連携して支援する体制づくりを進めるとともに、その支援に切れ目が生じないように継続的に取り組みます。また、そうした人や世帯が地域社会とのつながりを段階的に回復できるよう支援体制を整備するなど、地域社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(3) ノーマライゼーションとインクルージョンの普及

インクルージョンとは、障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、ノーマライゼーションとは、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法です。わが国では、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認めあいながら、共に生きる社会をつくることをめざして、「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されています。安八町にも、男性・女性、背の高い人・低い人、肥った人・やせた人、高齢者・若い人、障がいのある人・ない人、日本人・外国人などさまざまな人が生活しています。そのことを理由にした差別や偏見は、人権侵害にあたることがあります。何よりも、差別することや偏見を持つことは、恥ずべきことなのです。

町および町社会福祉協議会は、福祉教育や広報・啓発活動により、ノーマライゼーションとインクルージョンの普及に努めていきます。

(4) ボランティアセンターの強化

ボランティアセンター（社会福祉協議会内）の業務は、ボランティア情報の収集と発信、ボランティア活動をしたい人と受けたい人のコーディネート、ボランティアに関する教育・研修、ボランティアの情報交換の場、広報誌の発行などです。本町のボランティアセンターは、有名無実の状態が続いてきました。しかし、本格的なボランティアである「元気サポーター」が誕生し、ボランティア活動のコーディネート業務をはじめとした取り組むべき業務が増大しつつあります。今後の安八町の地域福祉の推進のため、「元気サポーター」を草分けとして、新たなボランティア活動の開発と、ボランティアおよびボランティア団体の養成に努めます。

第2章 基本計画

◆◆◆ 第1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち ◆◆◆

1 福祉の心を育む取り組み

地域福祉活動とは、地域住民が「私たちのまちをよくしたい」という思いを持って自主的に取り組むことです。地域福祉に関する住民意識調査（以下「意識調査」といいます）において、住民参加による地域福祉の推進が求められていますが、地域住民の福祉への関心は高まっていません。すべての住民への啓発活動とともに、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動など福祉を身近に感じることでできる福祉教育を推進し、福祉の心を育てていきます。

取り組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 意識啓発	① 広報・啓発活動の推進 ○広報あんぱち、あんぱち社協だより、町や社会福祉協議会のホームページ、Instagram、Facebook等のSNS、講演会などを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めていきます。 ○地域組織を通して、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を育てていきます。 ○町は、商工会等関係機関と協力して、子育て支援、障がいのある人の就労支援、バリアフリー化の推進、募金など、企業の社会貢献（フィランスロピー）についての理解促進を図ります。	町・社協・委嘱型地域福祉推進者・企業
	② 各種イベントの開催 社会福祉協議会は、町、ボランティア団体等と協力して、住民の福祉意識を高め、地域福祉活動への参加を動機づけることなどを目的とした各種イベントを開催していきます。	町・社協・ボランティア団体

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(2) 福祉教育の推進	① 学校における福祉教育 ○小学校・中学校は、社会福祉協議会、社会福祉施設等との連携を図り、総合的な学習の時間や道徳の時間において、福祉体験活動や交流を行い、児童生徒の福祉の心を育てていきます。 ○社会福祉協議会は、福祉協力校を指定し、児童・生徒の福祉意識の醸成を図ります。 ○町内小中学校、特別支援学級、特別支援学校の児童生徒の交流を図ります。 ② 地域における福祉教育 ○生涯学習において、福祉に関する講座の開設を検討します。 ○社会福祉協議会は、子どもの思いやりの心を育てることを目的とした障がいのある人とのふれあいやボランティア活動の体験学習を行います。 ○小学生等の農業体験、小学生の親子料理教室、中学生の奉仕体験事業への参加などを通して、地域の大人たちとの交流を図ります。	学校・社協・福祉施設・住民 町・社協・こども園・学校
(3) ノーマライゼーションとインクルージョンの浸透	① やさしさと思いやりの心の実践 思いやりの心はあるが、知識不足や対応の仕方がわからないためにバリアをつくっていることがあります。障がいのない人の車いす使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画への駐車、視覚障がい者誘導用ブロック上の駐輪など、障がいのある人にとってのバリアはハード面だけではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、住民にそれら施設・設備の意義についての理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。また、盲導犬をはじめとする障害者補助犬の受け入れについては、公共施設における対応はもちろん、民間事業者についても協力を呼びかけていきます。 ② ノーマライゼーション理念の普及 さまざまな障がいについて知ることにより、障がいのある人についての誤解や偏見をなくし、障がいのある人が地域で普通に暮らせる社会をめざすノーマライゼーション理念の普及を促進します。	町・社協・学校 町・社協・学校・企業・障がい者団体、人権擁護委員

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	③ インクルージョンの普及 ○すべての国民が障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することとを目的とする「障害者差別解消法」の浸透に努めます。 ○障がいのある人だけでなく、外国人や身体的特徴などに対する差別や偏見を持つことは恥ずかしいことであるという考え方の普及・啓発に努めます。	町・社協・学校・企業・障がい者団体、人権擁護委員

2 ボランティア活動の推進

意識調査では、ボランティア活動への参加意向は決して低くありませんが、実際の参加状況は減少傾向にあり、実際のボランティア活動に結びつけていく必要があります。このため、気軽に参加できる地域のボランティア活動を立ち上げたり、身近な地域の子育てサークルやふれあいカフェの開催を促進することによって、「友人などが一緒なら参加したい」「機会があったら参加したい」と考えている人の参加を促進していくなど、ボランティア活動への動機づけを行っていきます。また、活動に必要な知識や技術を習得するための講座を開催し、人材の育成を図ります。これらの事業を推進するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会内）の強化に努めます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) ボランティアセンターの強化	① ボランティアコーディネーターの活動強化 「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人と「ボランティア活動の支援を受けたい」という人を結びつける役割を担うボランティアセンターのボランティアコーディネーターの活動を活発化します。	ボランティアセンター
	② 調査・研究等の実施 ボランティアセンターにおいては、地域におけるボランティアに関するニーズの集約やボランティア活動についての研究等を実施します。	ボランティアセンター
	③ ボランティア団体等の連絡調整 ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア団体や関係機関などとの連絡調整に努めます。	ボランティアセンター

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	④ 新たなボランティアの創造 地域包括支援センターやNPO法人、福祉施設などと積極的に情報交換し、必要とされる新たなボランティアメニューの開発に取り組むとともに、有償・無償など運用のあり方についても検討します。 ⑤ ボランティアネットワーク交流会における連携強化 本町では、多くのボランティアが活動しています。しかし、ボランティア同士の横のつながりがあまりないため、他のボランティアがどこで何をしているのかわからないことや、同じような活動を重複して実施していることなどもある場合があります。そこで、ボランティアやボランティア団体同士の情報交換の場として、また、ボランティアやボランティア団体同士の連携を強化するため、ボランティアネットワーク交流会を開催します。	ボランティアセンター・ボランティア団体 ボランティアセンター・ボランティア団体・NPO法人
(2) ボランティア活動参加への動機づけ	① ボランティア情報の提供 ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町および社会福祉協議会の広報紙やホームページ、Instagram、Facebook等のSNSなど、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。 ② ボランティア活動への支援 ボランティアセンターは、ボランティア団体の立ち上げ、運営などについて、そのノウハウを活用して支援していきます。 ③ ボランティア拠点の確保 ボランティアが必要な時に集まることができる場の確保に努めます。	町・社協・ボランティアセンター・ボランティア団体 ボランティアセンター 町・社協
(3) 人材の発掘・育成	① ボランティア養成講座の開催 住民のボランティア活動への高い参加意向を実際のボランティア活動に結びつけるためには、参加へのきっかけづくりが重要であることから、ボランティアセンターは、ボランティア養成講座を開催し、地域福祉を担うボランティアを育成していきます。	ボランティアセンター・ボランティア団体

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	② ボランティアリーダーの育成 ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、推進役となるボランティアリーダーの役割が非常に重要です。ボランティアセンターは、ボランティアリーダーの育成に努めます。	ボランティアセンター

◆◆◆ 第2 おたがいさまで共に暮らせるまち ◆◆◆

1 身近でできる関係づくり

まちづくりは人と人とのつながりから始まります。現在は、「向こう三軒両隣」が唱えられていた頃の濃密な近所づきあいを再現することは不可能ですが、地域に暮らす一人ひとりが、おたがいさまという考えで取り組んでいくことにより、新しい地域関係が生まれてきます。現代の生活様式に合った身近でできる関係づくりを進めていきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) あいさつ・声かけの推進	① あいさつ運動の推進 住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって支援が可能になり、犯罪の抑止にもつながります。さまざまな地域活動を通じてお互いの顔がわかり、誰とでもあいさつを交わすことのできる地域づくりを進めます。	住民・学校
	② 地域の子どもへの声かけ 子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たないことから、児童・生徒に対するパトロール、登下校時の見守り、交通安全指導などを通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めていきます。	住民・学校・ボランティア団体
(2) 交流・参加の機会づくり	① 同世代・多世代交流の推進 ○家庭教育学級や子育てサークル等での子育て世代の交流、ふれあいサロン等での高齢者間の交流を進めます。 ○こども園や小学校、地域行事等において、祖父母や地域の高齢者とのふれあい事業を推進するとともに、ふれあいカフェでの多世代交流について検討します。	町・社協・学校・こども園・区・住民
	② 障がいのある人との交流 ○地域住民にとって、ひとり暮らしの高齢者や子育て世代への理解や交流の機会がありますが、障がいのある人への理解や交流は、十分とはいえません。ひかりの里等の催しものへの地域住民の参加協力、障がいのある人の地域行事への参加などを促進し、障がいのある人とない人の交流を深めていきます。	住民・区・社協・障がい者団体・福祉施設・学校

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	○社会福祉協議会は、福祉協力校の指定を行い、障がいのある人たちと児童・生徒の交流を推進します。 ③ 外国籍の人との交流 本町には多くの外国籍の人が暮らしています。在学期間の短い人も多く、地域とのつながりを築くことは難しいかもしれませんが、誰もが参加できる交流活動・地域活動の場の提供に努め、国籍・言語などに関係なく、ともに暮らせる地域づくりを推進します。 ④ 伝統行事・祭りを通じた交流 町内には多くの伝統行事があります。子どもたちがこれらに参加することによって、地域の歴史や文化を学び、さまざまな感動を体験しながら地域の大人や異年齢の子どもとのふれあいができます。また、転入してきた人との交流のきっかけともなります。さらに、新しい祭り・イベントづくりを通じて、地域の人々の新しいつながりが生まれます。これらの伝統行事やイベントを通じた交流を進めます。	住民・区・町・社協 住民・区

2 安心して暮らせる環境づくり

少子化・核家族化が進む中で、子どもやその親を取り巻く環境は大きく変わってきており、地域で安心して子どもを育てられる仕組みづくりが必要となっています。また、近年は、大規模災害や重大事件・事故が発生するたびに、防災・防犯に関する住民の関心も高まっています。子どもや高齢者を災害や事故、犯罪から守り、だれもが安心して暮らしていくために、住民が協力して良好な地域環境を守る取組みを進めていきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 子育て環境の充実	① 子育ての仲間づくりの推進 子育て不安の解消や子育ての仲間づくりの場として、こども園において園庭開放事業を開催しています。さらに、子育ての仲間づくりや同じ年齢の子どもたちとの交流のため、身近な公民館等を利用した地域住民やボランティアが中心となって行う子育てサークルづくりを進めていきます。	住民・区・ボランティア・町
	② 子どもの遊び場の充実 地域の中の公園を整備し、子どもが地域で安心して遊べる場を確保します。子どもが集まる公園は、子育て中の親や近所の高齢者の身近なふれあいの場となります。	町・区
(2) 防犯対策	① パトロール事業等の推進 子どもを事故や犯罪から守るため、児童・生徒に対する校内パトロール事業、夜間街頭パトロール事業、下校時地域巡回パトロール事業および子ども110番の家設置事業を実施しており、今後もその推進を図っていきます。	学校安全サポーター・社協・住民・ボランティア・学校
	② 登下校時見守り事業の推進 各校区では登下校時の児童・生徒を見守っており、今後もこの登下校時見守り体制の充実・強化に努めていきます。	PTA・老人クラブ・交通安全協会員・住民・ボランティア団体・学校・社協
	③ 地域住民による見守り活動の推進 住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを実施し、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。	住民・ボランティア

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	④ 避難行動要支援者の避難所支援 ○避難所においては、避難行動要支援者に対し、相談窓口を設けるとともに、トイレやスロープ、プライバシー確保のための設備など必要な環境整備に取り組みます。 ○避難行動要支援者がより安心して生活を送ることができるよう、福祉避難所の確保に向けて、福祉施設との事前協定の締結に努めます。	町・社協・区・区自主防災組織・民生児童委員等・福祉施設
	⑤ ハザードマップの活用 避難行動要支援者およびその避難支援者をはじめ、広く住民に対し、洪水ハザードマップ等により、避難場所や避難経路等を平時より確認するよう啓発に取り組みます。	町・社協・区・区自主防災組織
	⑥ 災害ボランティアの養成 災害ボランティア養成講座の受講促進などを行い、災害に対応できるボランティアの育成を図ります。	ボランティアセンター

3 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり

暮らしやすく安心できる地域社会を構築するためには、地域の中でそれぞれが協力しあう地域福祉活動の仕組みをつくることが重要であり、地域が一つになって実践された行動には大きな力が発揮されます。この仕組みこそが地域の新しい住民関係となり、お互いが安心して暮らしていくための新しいつながりになると考えます。そのため、地域福祉活動の原動力である「地域の福祉力」を高めていきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 地域福祉活動の人づくり	① ボランティアの育成支援 子育てサークル、ふれあいカフェなど、より身近な場所での地域福祉活動を推進していくため、ボランティアセンターは、ボランティアの育成、ボランティア団体の立ち上げを支援します。	住民・ボランティア団体・ボランティアセンター
	② 地域活動リーダー、コーディネーターの育成 地域には、ボランティア活動に参加したいと考えている人は多いものの、自らグループを立ち上げ、活動し、継続させていくことは容易ではありません。このため、県の養成講座の紹介やボランティアセンター独自の養成講座を開催し、人材の発掘・養成に努めます。	ボランティアセンター・ボランティア団体
	③ 情報交換の場づくり ボランティア団体の多くは独自に活動しており、PRや情報提供が十分でなく、横の連携がありません。受け手も担い手も地域住民といったボランティア活動の推進を図るため、身近な地域でボランティアの交流、情報交換が行える場づくりを推進していきます。	ボランティアセンター・ボランティア団体・住民
(2) 地域組織づくり	① 地域福祉の推進役としての元気サポーターの育成 元気サポーターは、ワンコインサービスやフレイルチェックなど高齢者を対象とした介護保険サービスを補完する活動をしています。今後は、より多くの元気サポーターを養成するとともに、民生児童委員等と連携して、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもの見守りなどに活動を広げ、地域福祉の推進役となるよう、育成に努めます。	社協・元気サポーター

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	② 住民ネットワークづくりの推進 具体的な地域の福祉課題の解決に取り組むことができる区長、民生児童委員等、元気サポーター等の連携を密にして、住民による地域福祉のネットワークづくりを推進します。	住民・区・社協
	③ 地域組織の活性化 ○身近な地区での地域福祉活動を進める上で、地域住民の理解と協力は非常に大きな推進力となります。 また、地域住民が中心となって活動を行うこともできます。このため、区長会などを通じて、地域福祉の必要性、地域福祉活動への理解と支援を働きかけていきます。 ○企業等の多くが65歳定年になりつつあり、人生80年時代の老人クラブのあり方が問われています。老人クラブは地域を支える貴重な社会資源です。地域福祉の担い手としてその力を発揮できるよう情報の提供、地域福祉活動への協力依頼などを行います。	住民・区・社協 ・老人クラブ

4 小地域福祉活動による地域づくり

すべての地域住民がおたがいさまという共通の認識をもつことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。住民は一人ひとりが主人公となる必要があります。地域のさまざまな福祉課題を住民が共有し、課題解決のためのネットワークを築き、サロン活動や創作活動、学校等を拠点とした活動など、個別の小地域福祉活動に結びつけられるよう推進していきます。さらに、こうした個別の活動やニーズをコーディネートし、交流やつながりを創出することにより、住民主体の地域づくりを進めていきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 個別の地域づくり活動の充実 ※「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」	① 子育て支援活動の推進 「子育て支援センター」において、子育ての不安や悩みなどについての相談に応じるとともに、こども園において、就園する前の子どもとその保護者を対象として、ボランティア等が中心となって、子育て中の親	住民・ボランティア・ボランティアセンター・こども園・町

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(地域づくり事業)	子の仲間づくりの場、保護者のリフレッシュの場を提供する子育てサークルの開催を促進していきます。 ② 介護予防活動の推進 ○元気サポーターが、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのゴミ出し、掃除、買い物、話し相手などをワンコインで行う「日常生活支援事業」を推進します。なお、事業対象について、障がいのある人の世帯、ひとり親世帯などへの拡大を検討します。 ○「ふれあいサロン」は、現在7団体が開催しており、その活動を継続します。 ○フレイルサポーターの研修を受講した元気サポーターが、地域の集まりの場で実施する「フレイルチェック」を推進します。 ○「生活支援コーディネーター」と社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー等が連携し、地域のネットワークを活かした地域のニーズと地域資源のマッチングなどに取り組みます。なお、「就労的活動支援コーディネーター」の配置について検討します。	住民・ボランティア・ボランティアセンター・社協
	③ 障がい者地域生活支援活動の推進 障がいのある人が「地域活動支援センター」に通い、創作的活動や生産活動、地域社会との交流を行うため、サービス提供事業所に事業を委託して実施します。	町
	④ 生活困窮者自立支援活動の実施 県やハローワークなどの関係機関、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー等と連携し、生活困窮者の地域社会とのつながりの確保に取り組みます。	町・社協
	⑤ 交流活動の推進 ひとり暮らし高齢者等の日中の居場所を確保する「ふれあいカフェ」は、現在2団体が開催しており、さらなる開催を促進します。また、事業の対象者については、障がいのある人や子どもに拡大していきます。	ボランティア・ボランティアセンター

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(2) 学校等を基盤とした活動の推進	① 保育ボランティアの育成 園庭開放事業、親子料理教室、子育てサークル等で活動している保育ボランティアのさらなる育成に努めます。	住民・こども園・ボランティア・ボランティアセンター
	② 学校ボランティアの育成 子どもをもつ親だけでなく、地域で子育て・子育てを支援する観点から、先進事例の紹介などを通じて学校ボランティアの育成に取り組みます。さらに、放課後児童クラブへの支援、地域のボランティアの立ち上げなどへつなげていきます。	住民・学校・ボランティア・ボランティアセンター
	③ 学校を拠点とした地域活動の推進 ○学校、特に小学校は、防犯活動、運動会等のイベントを通じて、地域住民と密接なつながりを有しています。この学校を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、地域の学校の特性に応じた活動が展開できるよう、学校、地域に働きかけていきます。子どもの減少によって教室に余裕がある場合には、子育てサークルやふれあいサロン、生涯学習の場として活用を検討します。それらの活動の中から新しいつながりが生まれると考えられます。 ○地域住民と児童生徒との交流を推進していきます。	住民・学校・ボランティア・ボランティアセンター

◆◆◆ 第3 誰もがいきいきと暮らせるまち ◆◆◆

1 きっかけづくりの推進と活動支援

意識調査によると、ボランティア活動への参加意向は決して低くありませんが、実際の参加状況は減少傾向にあります。気軽に参加できる地域のボランティア活動を立ち上げたり、身近な地域で子育てサークルやふれあいカフェを開催することによってボランティア活動への動機づけを行うことなどにより、「友人などが一緒なら参加したい」「機会があったら参加したい」と答えた人の参加を実現していくことができると考えます。なお、「ふれあいサロン」の担い手としては、60歳以上の参加意向がほかの年代に比べて高くなっています。60代や70代前半の人の多くは、まだまだ体力もあり時間も豊富です。昭和22年から昭和24年生まれの団塊の世代が高齢者の仲間入りをしており、地域福祉推進の担い手として力を発揮していただくことを期待します。そのきっかけづくり、環境づくりを推進していきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) ボランティア活動への参加促進	① 町民のボランティア活動への参加促進 町民のボランティアへの参加意向は高いものの、現在ボランティア活動に参加している人はあまり多くありません。町民のボランティアに対する関心を高め、活動に結びつくような活動メニューを用意し、町民のボランティア活動への参加を促進していきます。 ② 職場のボランティア活動の促進 職場においても、企業町民として積極的にボランティア活動に取り組んでいただけるよう呼びかけを行います。	町・ボランティアセンター 企業・町・ボランティアセンター
(2) 退職者を地域のマンパワーとする取組み	① 退職者の居場所づくり 退職者は、家庭と並んで最も重要な「職場」という居場所を失います。仕事からリタイアした場合の居場所としては、趣味・学習の場なども考えられますが、社会とのつながりという点ではもの足りないのではないのでしょうか。仕事からリタイアした場合の居場所として、地域活動・ボランティア活動は有力な選択肢となります。その活動場所、活動機会づくりを推進します。	町・ボランティアセンター

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	② 退職者の地域福祉活動参加への動機づけ 地域福祉への意識を高めるとともに、定年退職後における地域福祉活動への参加を促進するため、定年退職前後の年齢を対象としたボランティア養成講座やシンポジウムなどを開催していきます。	町・ボランティアセンター

2 新しいふるさとづくり

だれもが生まれ育ったふるさとをもっています。意識調査によると、本町の住民で他市町村生まれの人が6割程度いると推定されます。他方で、安八町に暮らす今の子どもたちにとっては安八町がふるさとになります。体験型活動、世代間等の交流活動、あるいは地域の祭りなどは、子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、さまざまな感動を体験する機会となり、その体験こそがふるさととなります。

自分たちのまちは自分たちでつくっていくという考え方を基本として、まちづくりを推進していきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 地元の文化を子どもたちに	① 地域住民が主体となった体験活動の推進 体験型の活動や交流活動は、子どもの育ちにとって非常に重要であるため、地域の協力を得ながら、地域の自主的な活動を促進していきます。活動の実施にあたっては、地域の大人の協力に加え、中学生や高校生などの若い世代に小学生のリーダー、サポーターとしての参画を求め、さらに次の世代のリーダー、サポーターを育てていきます。同時に、これらの活動の推進は、中学生・高校生の活動の場づくりとなることが期待できます。	住民・ボランティア団体・町・社協
	② 祭り・イベントへの支援 ○子どもが地域に伝承されている祭りへ参加することを通して、地域間・世代間の交流を広げていくことを期待します。	区・住民・ボランティア団体・町・社協

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	○地域におけるイベントを新しくつくる活動を通じて地域住民のつながりを築く機会としていきます。町および社会福祉協議会はそれらイベントづくり等の動機づけおよび必要な支援を行っていきます。	
(2) 住みよいまちづくりを考える場づくり	① 計画の広報 住民一人ひとりが地域福祉の推進役となっただけよう、この計画の概要版を全戸配布するとともに、広報あんぱち、あんぱち社協だより、ホームページなどを通して、計画内容の周知に努めます。 ② 住民懇談会の開催 地域住民が福祉課題を出しあい、共有し、自らその解決策を共同作業によって考えていく場である住民懇談会を開催します。 ③ 計画の実施状況の確認と情報提供 今回策定した計画は、順調に取り組まれているか、成果はどの程度上がってきているのかなどといった評価を定期的に行い、見直しを検討する必要があります。町および社会福祉協議会は、この計画の成果を報告・検証していきます。	町・社協 住民・社協・民生児童委員等・町 町・社協

3 新たな活動への支援

意識調査と民生児童委員等、ボランティア等の意見・要望等調査を通じて得たことは、まちづくりはそこに住む地域住民が行動することにより果たせるということです。したがって、小地域を単位にまちづくりを展開する活動が重要になってきます。しかし、地域によっては、住民参加型の地域福祉活動がイメージできない、立ち上げのノウハウがない、当初に必要な資金がない、進め方がわからないといったことが考えられることから、新たな仕組みや活動を始めるために必要な支援を行います。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 地域福祉を推進する地域の活動への支援	① モデル校区の指定 小学校区を単位とするモデル校区を指定し、地域福祉を推進する校区の活動に対して支援を行います。具体的には、子育てサークルの開催や地域で子育て・子育てを支援する活動、地域でのふれあいカフェの開設、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者の見守りや災害時の支援体制づくり、小学校を拠点とする地域福祉活動、地域組織が地域住民を巻き込んでいく地域福祉活動など、地域の状況に応じた活動を推進します。	住民・ボランティア団体・学校・社協
	② モデル校区福祉活動のPR あらゆるの機会を利用して、モデル校区などにおける先進的な取組みを発表し、住民の意識を高めていきます。	社協

4 人にやさしいまちづくり

建築物、道路、公共交通機関等のバリアフリー化が進んでいますが、足腰の弱った高齢者や障がいのある人、妊産婦等が気軽にまちに出かけ、すべての公共的施設を利用できる状態にあるとは言えません。バリアフリー化は、これらの人たちが地域で暮らし、さまざまな活動に参加していく上での基礎的条件となります。さらに、これらの人たちに配慮したまちは、すべての人が利用しやすいまちであるという認識のもと、バリアフリーを一步進めたユニバーサルデザインの考え方による生活環境の整備を進めます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 公共的建築物のバリアフリー化	① 公共建築物等のバリアフリー化 町が新たに建設する施設については、バリアフリーに取り組み、既存の施設については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。 また、主な公共施設に車いす使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画を整備します。	町
	② 民間建築物のバリアフリー化 バリアフリー化を積極的に進めるため、不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」にもとづき、建築主に対する必要な指導および助言等を行うとともに、優良建築物に対する助成、税制上の特例措置および公的融資による支援策を広報し、バリアフリー化を積極的に誘導します。 なお、乳幼児から妊産婦、車いす使用者や高齢者まで広く使用できる多目的トイレ・オストメイトトイレの普及も推進します。	県・町・民間事業者
(2) 住宅改善の促進	○要介護高齢者や障がいのある人がいる世帯の住宅改善を促進するため、介護保険の住宅改修および高齢者・障害者いきいき住宅改善費助成事業の周知に努めます。 ○建築士会、岐阜県福祉のまちづくりインストラクター等との連携を図り、具体的な住宅改造の方法や建築時の配慮など、バリアフリー住宅についての相談機能の充実を図ります。	町・県・安八郡広域連合

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(3) 移動・交通対策の推進	① 交通手段の確保 ○コミュニティバスは、すべての人が安心して乗降できるよう努めるとともに、高齢者や障がいのある人の要望に応じた運行経路を検討します。 ○車を運転できない人や自動車運転免許証を自主返納した人の交通手段を確保するため、福祉タクシー利用助成を行います。	町・社協
	② 道路・歩道等の整備 主要道路については、車いすがすれ違うことができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道を整備することを目標とします。 なお、住居・商業地域における通過交通を抑制し、車優先から人優先の道路へとシフトし、すべての人が安心して安らげる道路空間の整備を図ります。 また、福祉施設や医療機関に通いやすくするため、施設周辺の交通環境を安全で快適なものに改善・整備を進めます。 このほか、看板、放置自転車等の歩道上の障害物の排除、目の荒いグレーチング・排水穴の改善等に、交差点等の危険か所については視覚障がい者誘導用ブロックの敷設に努めます。	町・県
(4) 障がいのある人の就労支援等	① 障害者就労施設等からの優先調達の推進 障がいのある人の働く場を確保するため、町の物品の購入や施設等の清掃や維持管理等の委託について検討します。	町
	② 就労継続支援（A型）事業所の誘致 障がいのある人が働く事業所であって一般雇用に近い形態の就労継続支援（A型）事業所の誘致に努めます。	町
	③ 共生型サービスの導入 共生型サービスとは、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に位置付けられたものです。対象サービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、グループホーム等があります。本町には、障がいのある人が利用するグループホームを提供するサービスがないので、介護保険サービスのグループホー	町・サービス事業者

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	ムを障がいのある人も利用することができるよう、介護保険サービス提供事業所に要望していきます。	
(5) 高齢者の健康・いきがいづくり	① 耕作放棄地の利用 高齢者のいきがい・健康づくりのため、耕作放棄地を町が借り上げて実施している貸し農園の一部について、高齢者を優先するなどの方策を検討します。また、町は、現在の耕作放棄地となっている農地の借り上げに努めます。 ② 健康づくりの場の整備 公共施設等を再利用した健康づくりの場の整備に取り組めます。 ③ 元気百梅クラブの推進 元気百梅クラブは、元気サポーターの運営補助のもと、高齢者の運動機能向上、認知症予防を目的とした体操教室で、町内3か所11教室を週1回開催しており、この体操の普及推進に努めます。 ④ ほんわりカフェ（認知症カフェ）の推進 ほんわりカフェは、元気サポーターの運営補助のもと、認知症についての啓発活動を町内3か所で月3回開催しており、この活動の普及推進に努めます。 ⑤ シルバー人材センターの充実 シルバー人材センターは、退職者で就労意欲のある人の受け皿となれるよう、その充実をめざします。	町・住民 町 町・ボランティア 町・ボランティア シルバー人材センター・町
(6) 社会復帰をめざす人への支援 ※「安八町再犯防止推進計画」	① 更生保護への理解の啓発 「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪や非行をした人の更生についての理解を深める啓発活動に取り組めます。 ② 更生保護に携わる関係機関等との連携 更生保護に携わる保護司会や司法関係機関と連携し、必要な福祉支援に結びつけることにより、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	町 町

◆◆◆ 第4 充実した福祉サービスと情報のあるまち ◆◆◆

1 相談・情報提供体制の充実

加齢や病気、けがなどで、誰もが何らかの援助を必要とする時があります。その時に困りごとや不安を受けとめ、必要な情報ととるべき手段を教えてくれる窓口があれば安心できます。住民が安心して受けることができる相談体制と、適切な情報提供に努めます。また、介護を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など、支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、複雑化、複合化、孤立が進む困難事例に対しても、包括的・継続的に取り組んでいきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 包括的な相談支援体制の充実 ※「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」 （包括的相談支援事業・多機関協働事業）	① 相談窓口の充実 ○高齢者に関しては地域における総合的な相談窓口である「地域包括支援センター」、子育てについては子育てサークルの育成や子育て不安の解消等を図る「子ども家庭総合支援センター」の充実に努めます。 障がいのある人については、当事者やその家族からの相談窓口である「基幹相談支援センター」事業（社会福祉協議会に委託）の充実を図ります。各センターのPRを行うとともに、活動の充実を図ります。 ○このほか、生活困窮の自立支援など多岐にわたる相談に、また、ひきこもりやヤングケアラーなど複雑化、複合化が進む困難事例に対応するため、福祉課に「福祉総合相談窓口（プラットホーム）」を設置し、上記機関等への橋渡しや連絡調整を行います。 ○民生児童委員等を相談員とした心配ごと・児童相談、弁護士を相談員とした法律相談の充実に取り組みます。 ○社会福祉協議会においては、結婚相談を受ける「しあわせ相談サロン」を毎月開催しており、この事業の充実を図っていきます。また、未婚男女の出会いが結婚に結びつくよう、PRやセミナー等の充実に努めます。 ○研修会への参加等により、相談・指導機関の担当者、各種相談員の相談・指導能力の向上を図ります。	町・社協・民生児童委員等・弁護士・サービス事業者

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	② 地域包括支援センターの移転 現在、役場に設置している地域包括支援センターは、多くの高齢者が集まり、気軽に相談できる施設に移転できないか検討します。 ③ ケースマネジメントシステムの充実 ○地域包括支援センターを中心として、高齢者や障がいのある人の地域における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供を総合的に行い、包括的・継続的ケースマネジメントシステムの充実に努めます。 ○「福祉総合相談窓口（プラットフォーム）」を中心として、複雑化、複合化が進む困難事例に対応し、調整するため、多様な支援機関と連携して「重層的支援調整会議」等を開催し、重層的・継続的ケースマネジメントシステムの充実に努めます。	町 町・社協・サービス事業者
(2) 継続的な支援の推進 ※「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」（継続的支援事業・参加支援事業）	① 相談からの継続的支援 各センターや「福祉総合相談窓口（プラットフォーム）」において受けた相談のうち、複雑化、複合化が進む困難事例については、地域社会からの孤立等がその背景にあり、各種支援制度の枠組みからこぼれ落ち、必要な支援が届かないことがあります。そのため、これまでの支援機関を通じた支援に加え、訪問等を通じて本人やその家族と話しあい、寄り添い、つながり続ける支援（伴走型支援）に取り組みます。 ② 要配慮者の把握と支援 ○ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、今後さらに増加していくと予測されます。後期高齢者であっても、わずかの支援があれば暮らし続けることができる人は多いと考えます。課題は、加齢とともに地域社会とのつながりが少なくなり、閉じこもりがちになることです。地域社会とのつながりを保ち、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域住民による声かけ・地域活動参加への呼びかけ、高齢者同士の友愛訪問などの推進を図ります。 ○障がいのある人ができる限り地域で自立した暮らしが営めるよう、地域住民による見守り活動や日常の軽微な生活支援等を促進します。	町・社協・サービス事業者 社協・民生児童委員等・住民・ボランティア

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	○ひきこもりは、学校や職場などに居場所がなくなることにはじまり、一旦ひきこもると、だれにも相談できず、地域社会とのつながりを失い、その状態が継続してしまうことに問題があります。したがって、できるだけ早い段階で状況を把握し、地域社会とのつながりを保つよう、関係機関と連携して取り組みます。 ○ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいうとされています。ヤングケアラーに該当するかどうかは、その子がおかれている状態のみから判断することは容易ではありません。真に困っている場合だけでなく、その子自身が困っていることに気づいていない、または、困っていない場合もあります。したがって、学校や民生児童委員など周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握し、県など関係機関と連携して対応していきます。 ○生活困窮者については、県および県社会福祉協議会が中心となって相談に応じ、抱える課題を把握して支援プランを作成し、生活の安定や就労など、自立に向けた支援が実施されています。県など関係機関と連携し、相談や地域社会とのつながりづくりに取り組みます。	
(3) 要配慮者の人権擁護 ※「安八町成年後見制度利用促進基本計画」を含む	① 成年後見制度の利用促進 ○認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について広く周知を図るとともに、特に支援する側が理解を深めるよう取り組みます。 ○福祉課に「成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の利用に関する相談に対応します。 ○被成年後見人の財産管理や身上保護を着実に行うため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や支援機関と連携し、ネットワークの構築をめざすとともに、不正防止に努めます。なお、市民後見人等の養成については、周辺自治体とともに検討します。 ○必要に応じて、町長による申し立てのほか、申立費用や後見人への報酬の助成などの支援を行います。	町・社協・サービス事業者

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	○社会福祉協議会においては、成年後見制度を補完する事業として、認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がいのある人の地域生活への移行を推進するために必要性が高まる事業と考えられることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。 ② 虐待の防止 ○地域住民やサービス事業者、医療機関等が協力して、児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待、あるいは配偶者への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。 ○子どもの虐待については、子ども家庭総合支援センター、児童相談事業など、身近で利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、要保護児童対策協議会、保健センター、こども園、学校、医療機関など、子どもと直接関わる部署において早期発見に努めるとともに適切な対応に努めていきます。 ○障がいのある人および高齢者の虐待については、障害者相談支援事業や地域包括支援センター事業において、相談および早期の対応に努めていきます。	町・子ども相談センター・社協・サービス事業者・住民
(3) サービス情報の提供	① 正確な福祉情報の発信 近年になって、福祉制度が目まぐるしく変わってきています。町や社会福祉協議会は制度情報を的確に集約し、住民や関係機関へ正確な情報を伝えるとともに、それを取り巻く動向を把握し対処することに努めます。 ② サービス事業所の情報提供 サービス利用者が主体的にサービス事業所を選択・決定できるよう、サービス提供事業所等の情報提供に努めます。	町・社協 町・安八郡広域連合

2 きめ細かなサービス事業

福祉の枠組みが大きく変化する中であって、新たな課題やニーズが生じてきており、介護保険法の地域支援事業や障害者総合支援法の地域生活支援事業など、町がサービスメニューを選択・決定していくようになってきています。また、支援を必要とする人たちの生活課題は複雑化、複合化が進み、個別対応が求められている面もあります。その課題解決のためには、福祉施策やさまざまなサービスを効率よく使い、きめ細かな対応が望まれます。常に福祉課題や住民のニーズを把握するとともに、本人や家族の意向を大切にした自立支援・介護予防の援助を実践していきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 各種福祉施策の充実	① 各種福祉施策の見直しと充実 住民ニーズの充足度は各分野での評価を十分に行うことが必要です。その上で、各施策が適切に実施されているか振り返り、課題が残されていれば、町に任せられた権限の中で町独自の施策を検討していきます。	町
	② ニーズに応じた福祉施策の展開 ○住民ニーズに応じたきめ細やかな福祉施策をすすめるため、一人の利用者にも関係部署が互いに連携し、一体となって解決に向け取り組んでいきます。縦割り行政を見直し、横の連携を強化します。 ○把握した福祉ニーズや課題に対応するため、町においては事業化が必要なものについては分野別の計画に反映していきます。また、インフォーマルサービスがふさわしい課題については、社会福祉協議会が中心となって、住民、ボランティアに働きかけを行います。	町・社協
(2) 住民ニーズの充足	① 住民ニーズの把握 町および社会福祉協議会は、ボランティア団体との意見交換、障がいのある人等の当事者団体との意見交換、住民へのアンケート等を行い、住民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。	町・社協
	② 各種調査結果の公表 町や社会福祉協議会が実施したニーズ調査やサービスの満足度調査の結果について、町民はもちろん、サービス事業者へ情報提供をしていきます。	町・社協

3 社会福祉事業の健全な発達

社会福祉事業においても規制緩和が進み、多くの福祉分野に株式会社をはじめとするさまざまな事業者の参入が進んできています。町の役割として、不足しているサービスの事業者参入促進やサービスの質の確保を図ります。また、町民がサービス提供者となる住民参加型のサービスの育成に努めます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) サービス事業の拡大	① 民間事業者の参入促進 ○町が行っているさまざまな福祉サービスについて、民間活力の導入を図っていきます。 ○公の施設の管理は、期間を定めて指定管理者に行わせることができることとなっています。指定管理者には、民間事業者等が幅広く含まれます。多様化する住民のニーズに効果的、効率的に対応するため、町の福祉施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図っていきます。 ○町とサービス事業者との情報交換の場を設け、不足しているサービス等への参入促進を図ります。	町・サービス事業者
	② NPO法人の参入促進 町や社会福祉協議会は、ボランティア団体やNPO法人を立ち上げようとしている人たちとの情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの開発・推進を図っていきます。また、町および社会福祉協議会は、福祉関係のNPO法人の立ち上げに必要な支援等を行います。	町・社協
	③ 住民参加型サービスの育成 住民自らがサービス提供者となる住民参加型サービスの育成に努めます。	町・社協
(2) サービスの質の確保	① 事業者の指導・監督 介護保険サービス、障害福祉サービスなど、多くのサービスは民間が提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保から質の確保に変わってきています。良質なサービスが適切に提供されるようサービス提供事業者およびケアマネジャー等の指導・監督に努めていきます。	町・安八郡広域連合・県

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	② 苦情の解決 ○サービス利用者からの苦情解決や、提供事業者が抱える困難事例への支援に努めます。 ○一定の研修を受けた介護相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行うことによって、利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつ、サービスの質の向上に寄与することを目的とする介護相談員派遣等事業を安八郡広域連合において実施しており、この事業の充実に努めます。	町・安八郡広域連合・サービス事業者
	③ 専門的な人材の育成 町、社会福祉協議会およびサービス事業者においては、必要な専門職の確保ならびに職員の資格取得の奨励、研修の実施などにより専門技術・知識の向上を図ります。	町・社協・サービス事業者

4 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

要配慮者を支えるのは福祉施策やサービス事業者だけではありません。社会福祉協議会の機能強化を図り、民生児童委員等はもちろん、学校、企業なども、地域を支える一員として協働して地域福祉を推進していきます。

取組みの方向	事業・活動	実施主体
(1) 社会福祉協議会の機能強化	① 町と社会福祉協議会との連携強化 地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられている社会福祉協議会には、住民のニーズや課題を把握し、住民とともに解決策を考え、より住みやすい地域づくりを進めることが期待されています。町と社会福祉協議会は、連携して地域福祉を推進していきます。 ② 社会福祉協議会事務局体制の強化 福祉活動専門員が本来の業務を推進できる環境を整えるなど、社会福祉協議会事務局体制の強化を図ります。	町・社協 社協

取組みの方向	事業・活動	実施主体
	③ 社会福祉協議会の活動拠点の整備 ボランティア室や相談室などを備えた活動拠点の整備に取り組みます。	社協
(2) その他の地域 資源との連携	① 民生児童委員等活動の活性化 地域の福祉活動の相談役、推進役としての重要な役割を担う民生児童委員等の機能が発揮できるよう、関係機関との連携を強化し、地域での支援活動が活発化するように支援します。	町・民生児童委員等
	② 学校との連携 地域住民と子ども・教職員との交流、地域住民による学校ボランティア、さらには学校を地域福祉活動の拠点の一つとするなど、学校と地域との協働による取組みを推進します。	町・学校・住民
	③ 保健・医療機関との連携 地域で福祉課題を抱えている人の中には、保健・医療を必要とするケースが少なくありません。包括的な支援ができるよう保健・医療機関との連携を図ります。	町・医療機関
	④ 企業との連携 企業は地域の一員として、子育て支援をはじめさまざまな社会貢献活動（フィランソロピー）を行っています。企業と地域の交流活動を促進し、協働して地域福祉活動を推進します。	企業・社協・町
	⑤ サービス事業者との連携 地域で支援を必要としている人の多くがサービスの利用者であることから、サービス事業者と連携を図り、必要な支援が届くよう努めます。また、入所施設から地域生活へという流れの中で、福祉施設は機能の強化を図り、地域で暮らす人の相談や交流の場としての役割が期待されます。	サービス事業者・町・社協
	⑥ 共同募金運動の活性化 共同募金は、市町村を基盤とした活動として改革を進めており、今後更に地域福祉活動との連携を強化し、運動の活性化を図ります。また、地域福祉活動の財源の一つとして大きな期待が寄せられます。	町・社協・民生児童委員等

第3章 実施計画

表中の年度欄は、次のとおり決めにしたがって記入しました。

- 「充実」……………現在の事業等を継続して、必要に応じて改善を行うことをいいます。
- 「継続」……………現在の事業等を継続して、実施することをいいます。
- 「推進」……………現在の活動等をさらに充実させながら実施していくことをいいます。
- 「促進」……………対象者に活動や考え方等について理解を促すことをいいます。
- 「検討」……………新たな事業等についての実施を検討することをいいます。
- 「実施」……………新たな事業等を実施することをいいます。

◆◆◆ 第1 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち ◆◆◆

1 福祉の心を育む取組み

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 意識啓発	① 広報・啓発活動の推進					
	○広報活動	推 進				
	○住民の福祉意識の浸透	促 進				
	○企業の社会貢献への理解促進	促 進				
(2) 福祉教育の推進	② 各種イベントの開催	充 実				
	① 学校における福祉教育					
	○福祉体験活動や交流	充 実				
	○福祉協力校の指定	継 続				
	○障がいのある児童との交流	実 施				
	② 地域における福祉教育					
	○福祉講座	充 実				
	○体験学習	充 実				
(3) ノーマライゼーションとインクルージョンの浸透	○子どもと大人の交流	継 続				
	① やさしさと思いやりの心の実践	推 進				
	② ノーマライゼーション理念の普及	促 進				
	③ インクルージョンの普及					
	○障害者差別解消法の浸透	促 進				
	○差別や偏見に関する啓発	促 進				

2 ボランティア活動の推進

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) ボランティアセンターの強化	① ボランティアコーディネーターの活動強化	推進				
	② 調査・研究等の実施	継続				
	③ ボランティア団体等の連絡調整	継続				
	④ 新たなボランティアの創造	推進				
	⑤ ボランティアネットワーク交流会における連携強化	充実				
(2) ボランティア活動参加への動機づけ	① ボランティア情報の提供	推進				
	② ボランティア活動への支援	推進				
	③ ボランティア拠点の確保	継続				
(3) 人材の発掘・育成	① ボランティア養成講座の開催	推進				
	② ボランティアリーダーの育成	推進				

◆◆◆ 第2 おたがいさまで共に暮らせるまち ◆◆◆

1 身近でできる関係づくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) あいさつ・声かけの推進	① あいさつ運動の推進	推進				
	② 地域の子どもへの声かけ	推進				
(2) 交流・参加の機会づくり	① 同世代・多世代交流の推進 ○同世代交流	推進				
	○多世代交流	実施				
	② 障がいのある人との交流 ○障がいのある人とない人の交流	促進				
	○障がいのある人と児童・生徒の交流	推進				
	③ 外国籍の人との交流	推進				
	④ 伝統行事・祭りを通じた交流	推進				

2 安心して暮らせる環境づくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 子育て環境の充実	① 子育ての仲間づくり	推進				
	② 子どもの遊び場	充実				
(2) 防犯対策	① パトロール事業等	推進				
	② 登下校時見守り事業	推進				
	③ 地域住民による見守り活動	推進				
(3) 防災対策 ※「安八町災害時要配慮者避難支援プラン（全体計画）」	① 避難行動要支援者情報の把握及び共有	推進				
	② 避難支援プラン（個別計画）の策定	推進				
	③ 避難行動要支援者の避難支援 ○避難行動要支援者の支援体制の整備	充実				
	○避難行動要支援者の避難訓練	充実				
	④ 避難行動要支援者の避難所支援 ○避難所のバリアフリー化	推進				
	○福祉避難所の確保	実施				
	⑤ ハザードマップの活用	促進				
	⑥ 災害ボランティアの養成	促進				

3 地域福祉活動に取り組む仕組みづくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 地域福祉活動の人づくり	① ボランティアの育成支援 ○ボランティアの育成	充実				
	○ボランティア団体の立ち上げ支援	充実				
	② 地域活動リーダー、コーディネーターの育成	推進				
	③ ボランティア団体間の情報交換の場づくり	充実				
(2) 地域組織づくり	① 元気サポーターの育成	推進				
	② 住民ネットワークづくり	推進				
	③ 地域組織の活性化 ○地域住民への理解と協力の要請	推進				
	○老人クラブのあり方	検討				

4 小地域福祉活動による地域づくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 個別の地域づくり活動の充実 ※「安八町重層の支援体制整備事業実施計画」 (地域づくり事業)	① 子育て支援活動	推進				
	② 介護予防活動					
	○日常生活支援事業	推進				
	○ふれあいサロン	推進				
	○フレイルチェック	推進				
	○生活支援コーディネーター	継続				
(2) 学校等を基盤とした活動の推進	○就労的活動支援コーディネーターの配置	検討	実施			
	③ 障がい者地域生活支援活動	推進				
	④ 生活困窮者自立支援活動	実施				
	⑤ 交流活動（ふれあいカフェ）	推進				
	① 保育ボランティアの育成	推進				
	② 学校ボランティアの育成	推進				
	③ 学校を拠点とした地域活動					
	○学校を拠点とした地域活動	充実				
	○地域住民と児童生徒との交流	充実				

◆◆◆ 第3 誰もがいきいきと暮らせるまち ◆◆◆

1 きっかけづくりの推進と活動支援

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) ボランティア活動への参加促進	① 町民のボランティア活動への参加	促進				
	② 職場のボランティア活動	促進				
(2) 退職者を地域のマンパワーとする取組み	① 退職者の居場所づくり	推進				
	② 退職者の地域福祉活動参加への動機づけ	推進				

2 新しいふるさとづくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 地元の文化を子どもたちに	① 地域住民が主体となった体験活動	推進				

第3部 計 画

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	② 祭り・イベントへの支援 ○祭りによる地域間・世代間交流 ○新しいイベントづくりへの支援	促進 継続				
(2) 住みよいまちづくりを考える場づくり	① 計画の広報 ② 住民懇談会の開催 ③ 計画の実施状況の確認と情報提供	継続 継続 実施				

3 新たな活動への支援

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 地域福祉を推進する地域の活動への支援	① モデル校区の指定 ② モデル校区福祉活動のPR	継続 継続				

4 人にやさしいまちづくり

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 公共的建築物のバリアフリー化	① 公共建築物等のバリアフリー化 ② 民間建築物のバリアフリー化	推進 促進				
(2) 住宅改善の促進	○住宅改善費助成事業の周知 ○バリアフリー住宅に関する相談	推進 充実				
(3) 移動・交通対策の推進	① 交通手段の確保 ○要配慮者の要望に応じたコミュニティバスの運行 ○福祉タクシー利用助成 ② 道路・歩道等の整備	充実 実施 推進				
(4) 障がいのある人の就労支援	① 障害者就労施設等からの優先調達 ② 就労継続支援（A型）事業所の誘致 ③ 共生型サービスの導入	推進 推進 促進				
(5) 高齢者の健康・いきがいくづくり	① 耕作放棄地の利用 ② 健康づくりの場の整備 ③ 元気百梅クラブ ④ ほんわりカフェ（認知症カフェ） ⑤ シルバー人材センター	検討 継続 推進 推進 充実	実施			

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(6) 社会復帰をめざす人への支援 ※「安八町再犯防止推進計画」	① 更生保護への理解の啓発	継 続				
	② 更生保護に携わる関係機関等との連携	充 実				

◆◆◆ 第4 充実した福祉サービスと情報のあるまち ◆◆◆

1 相談・情報提供体制の充実

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 包括的な相談支援体制の充実 ※「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」 (包括的相談支援事業・多機関協働事業)	① 相談窓口の充実					
	○地域包括支援センター	充 実				
	○子ども家庭総合支援センター	充 実				
	○基幹相談支援センター	充 実				
	○福祉総合相談窓口	充 実				
	○心配ごと・児童相談等	充 実				
	○結婚相談	充 実				
(2) 継続的な支援の推進 ※「安八町重層的支援体制整備事業実施計画」 (継続的支援事業・参加支援事業)	○各種相談員の能力向上	推 進				
	② 地域包括支援センターの移転	検 討				
	③ ケースマネジメントシステムの充実					
	○包括的・継続的ケースマネジメントシステム	充 実				
(3) 要配慮者の人権擁護 ※「安八町成年後見制度利用促進基本計画」を含む	○重層的支援調整会議等の運用	実 施				
	① 相談からの継続的支援	実 施				
	② 要配慮者の把握と支援					
	○ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯	継 続				
	○障がいのある人	継 続				
	○ひきこもり	実 施				
	○ヤングケアラー	検 討				
(4) サービス情報の提供	○生活困窮者	実 施				
	① 成年後見制度の利用促進					
	○成年後見制度の周知	促 進				
	○成年後見支援センターでの相談	充 実				
	○ネットワークの構築	充 実				
	○町長申立および申立支援	継 続				
	○日常生活自立支援事業の周知	推 進				
(5) サービス情報の提供	② 虐待の防止					
	○虐待、DVの早期発見	推 進				
	○関係機関の連携強化	推 進				
	○相談機関の充実	推 進				
(6) サービス情報の提供	① 正確な福祉情報の発信	推 進				
	② サービス事業所の情報提供	推 進				

2 きめ細かなサービス事業

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 各種福祉施策の充実	① 各種福祉施策の見直しと充実	推進				
	② ニーズに応じた福祉施策の展開	推進				
	○関係部署間の連携 ○分野別の計画への反映	継続				
(2) 住民ニーズの充足	① 住民ニーズの把握	推進				
	② 各種調査結果の公表	継続				

3 社会福祉事業の健全な発達

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) サービス事業の拡大	① 民間事業者の参入促進	推進				
	○福祉サービスへの民間活力導入	推進				
	○指定管理者の導入	推進				
	○町とサービス事業者との情報交換	推進				
	② NPO法人の参入	促進				
(2) サービスの質の確保	③ 住民参加型サービスの育成	推進				
	① 事業者の指導・監督	推進				
	② 苦情の解決	推進				
	○苦情解決や困難事例への支援	推進				
	○介護相談員派遣等事業	充実				
	③ 専門的な人材の育成	推進				

4 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1) 社会福祉協議会の機能強化	① 町と社会福祉協議会との連携強化	推進				
	② 社会福祉協議会事務局体制の強化	実施				
	③ 社会福祉協議会の活動拠点の整備	継続				
(2) その他の地域資源との連携	① 民生児童委員等活動の活性化	推進				
	② 学校との連携	推進				
	③ 保健・医療機関との連携	推進				

取組みの方向	事業・活動	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	④ 企業との連携	推進				
	⑤ サービス事業者との連携	推進				
	⑥ 共同募金運動の活性化	推進				

第4部

資料

1 安八町おたがいさま計画策定経緯

年 月 日	内 容
令和4年6月1日 ～21日	○地域福祉に関する住民意識調査の実施 ・配布数1,800 有効回答数829 有効回答率46.1%
8月24日	○第1回策定委員会 ・第3次安八町おたがいさま計画について ・地域福祉に関する住民意識調査の結果報告について
9月	○地域福祉推進者意向調査の実施 ・民生児童委員等 配布数27 回答数20 ・ボランティア 配布数73 回答数25 ・福祉サービス事業者 配布数10 回答数5
11月29日	○第2回策定委員会 ・第3次安八町おたがいさま計画（素案）について
12月9日 ～23日	○パブリックコメント募集 ・第3次安八町おたがいさま計画（案）
令和5年2月27日	○第3回策定委員会 ・第3次安八町おたがいさま計画（最終案）について

2 安八町おたがいさま計画策定体制

(1) 安八町地域福祉計画策定委員会設置要綱

制定 平成24年12月1日

改定 平成29年7月1日

(設 置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的とする安八町地域福祉計画及び住民参加による地域福祉活動を計画的に推進することを目的とする安八町地域福祉活動計画を策定するため、安八町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は計画の策定に関し必要な事項を審議する。

(委 員)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、地域福祉に優れた見識を有する者を町長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該計画策定完了の日までとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、計画策定に関する調査、研究、調整及び検討をするため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、福祉課職員及び社会福祉協議会職員で構成する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(2) 安八町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	所 属
議 会	◎ 渡 邊 裕 光 坂 悟	令和4年10月31日まで 令和4年11月1日から } 民生文教委員長
社会福祉活動関係者	○ 金 森 憲 宇 野 啓 子 説 田 哲 夫 富 田 忠 市	令和4年11月30日まで 令和4年12月1日から } 民生委員児童委員協議会会長 老人クラブ連合会会長 身体障害者福祉協会会長
社会福祉施設関係者	山 中 美恵子 加 藤 正 人 大 橋 みどり	サンライズ長良理事長 ひかりの里所長 あすなろの園園長
地域関係者代表	棚 橋 清 隆 梶 井 壽雅子 長谷川 紘 子 渡 邊 智 子 辻 直 人 長谷川 博 棚 橋 玲 子 小 川 初 美	区長会会長 保護司代表 こども園保護者会連合会会長 つくしんぼの会会長 NPO法人かがやけ安八代表 サロン会代表 元気サポーター代表 ファミリーサポート代表

◎＝委員長 ○＝副委員長

3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

委嘱型地域福祉推進者 町や県、国などの行政機関や社会福祉協議会の委嘱により、地域において要援護者等の見守り活動等を行う人をいう。具体的には、民生児童委員、食生活改善協議会員、身体障害者相談員などが該当する。

居場所 「居場所」という言葉は、いきがいの持てる場所、役割のある場所、生きる喜びや満足感を得られる場所、帰属意識の持てる場所、居心地のいい場所などを指している。具体的には、家庭、仕事・会社、地域・近隣、趣味・学習の場などが考えられるが、「居場所」の条件としては、本人の主体性のある場所といえる。

インクルージョン [inclusion] 「社会的包摂」という意味。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であるという考え方である。障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を「インクルーシブ社会」と呼び、この「共生社会」の実現は、障害者差別解消法等の目的となっている。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

SNS [social networking service] ソーシャルネットワークサービスサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サー

ビスのことをいう。近年、LINEやInstagram、FacebookなどのSNSの利用が急速に広まっている。

NPO [Non-Profit Organization] 非営利団体をいう。ボランティア団体もNPOである。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。

園庭開放事業 未就園児の親子の交流の場として、町内のこども園で園庭の開放を行っている。

オストメイト 人工肛門・人工膀胱保有者。

親子料理教室 小学生の親子を対象に、夏休みに調理実習を行い、子どもに食の大切さを理解させる教室。

介護支援専門員 ⇒ ケアマネジャー

介護相談員 介護保険事業の保険者である市町村（本郡の場合は「安八郡広域連合」）の委託により、介護保険サービスを提供している施設を訪問し、サービス利用者の相談等に応じ、苦情に至る事態を未然に防いだり、利用者の不平、不満や不安に対応して、それらの改善の途を探ったりする人をいう。

介護保険事業計画 介護保険法に基づき、保険者である市町村（本郡の場合は「安八郡広域連合」）が、厚生労働大臣の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

に即して、3年ごとに定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。その基本的な性格は、サービス基盤整備の行動計画であるとともに、サービス給付と保険料負担のバランスを決めるものとなる。

介護保険施設 介護保険法による施設サービスを行う施設。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）及び介護療養型医療施設（療養病床等）の3種類がある。なお、介護療養型医療施設は、2023年度までに「介護医療院」に転換される。

介護保険法 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

介護保険料 市町村が徴収すべき介護保険事業に要する保険料は、公費負担分と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）が負担すべき保険料を除いた第1号被保険者分（65歳以上の人）である。第2号被保険者については、医療保険の保険料と一括徴収される。第1号被保険者の保険料の徴収方法は、年金からの特別徴収（天引き）と市町村が直接徴収する普通徴収の方法がある。

介護予防 高齢者が要介護状態にならないよう予防すること。

介護予防・生活支援サービス事業 介護保険法の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、①要支援認定者の訪問介護を含む訪問型サービス、②要支援認定者の通所介護を含む通所型サービス、③配食等の生活支援サービス、④介護予防ケアマネジメント、から成り立っている。平成26年6月の介護保険制度の改革により、地域

包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業の見直しが行われた。安八郡広域連合が介護予防・生活支援サービス事業に移行したのは、平成29年度である。

核家族化 核家族とは、夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるものを含む。いわゆる三世代世帯や四世代世帯の減少を表す言葉として「核家族化」が用いられる。

学校安全サポーター 子どもたちの登下校の時間帯にあわせて、自宅周辺を見守り、あいさつや交通安全の呼びかけを行うボランティア団体。結見守り隊と登龍校区子どもサポート隊がある。

基幹相談支援センター 市町村における障がいのある人への相談支援の中核的な役割を担う機関であり、①総合的・専門的な相談支援、②地域の相談支援体制の強化、③地域移行・地域定着の促進、④権利擁護・虐待の防止の業務を行っている、本町では、社会福祉協議会に委託し、開設している。

岐阜県福祉のまちづくりリインストラクター 高齢者や障がいのある人に配慮した建物の計画、改修等に関する相談に応じるための県内の建築士のボランティア活動。市町村や福祉関係団体等が実施する事業等への派遣も行っている。

共生型サービス 要支援・要介護認定者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両方に「共生型サービス」が位置付けられた。対象サービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等が想定されている。介護保険優先原則の下では、障がいのある人が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所が利用できなくなるケースがあり、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、共生型サービスが創設された。

行政サービス 国・県・市町村が法律等の制度に基づき実施する各種サービスをいう。法律等の制度に関係なく、住民・ボランティアが行うサービスをインフォーマルサービスという。

協 働 協力して働くこと。この計画は、住民・行政・町社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者が協働して推進することとしている。

居宅介護 ⇒ ホームヘルプサービス

居宅介護支援 居宅要介護認定者の依頼により、その心身の状況、置かれている環境、要介護認定者や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいてサービス事業者等との連絡調整などの支援を行うことをいう。居宅介護支援はケアマネジメントともいわれ、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う。

居宅サービス 介護保険法における居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類の居宅要介護認定者（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）が利用可能なサービスをいう。

グループホーム 介護保険法においては、比較的軽度の認知症の状態にある要介護認定者等が5～9人で共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う入居施設をいう。障害者総合支援法にも同様のグループホームがある。

グレーチング 表面排水を目的として、道路や歩道の排水路にかける蓋。車いすの補助輪がグレーチングに挟まりやすいなどのことから、最近では格子を細かくしている。

ケアマネジメント ⇒ 居宅介護支援

ケアマネジャー（介護支援専門員） 要介護認定者の相談に応じ、要介護認定者がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人。ケアマネジャーは、要介護認定者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであり、介護サービスの要となることから、その倫理性や質が求められる。

ケースマネジメント 要援護者の個別支援という意味ではケアマネジメントと同義であるが、ケアマネジメントは主として介護を要する人に用いられ、ケースマネジメントはより広く、例えば母子家庭への支援なども含まれる。

元気サポーター 介護予防・生活支援サービス事業の担い手として、平成29年度から活動している本町のボランティア。元気サポーターは、日常生活支援事業（ワンコインサービス）、元気百梅クラブ・ほんわりカフェの運営補助など、さまざまなボランティア活動を行っている。

元気百梅クラブ 安八町地域包括支援センターの高齢者の運動機能向上、認知症予防を目的とした体操で、介護保険法の介護予防・生活支援サービス事業として行っている。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

公益法人 公益を目的とする事業を行う法人をいう。狭義には、公益社団法人及び公益財団法人をいうが、広義のものとして、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等がある。

後期高齢者 高齢者を65歳以上と定義する場合、90歳、100歳以上に至るまでの幅広い年齢層を包含することになるが、そのうち75歳以上の人を後期高齢者（オールド・オールド）という。それに対し

て、65歳以上75歳未満は前期高齢者（ヤング・オールド）と区分している。

更生保護 犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防止し、社会復帰と自立を助支援する活動のことをいう。

高齢化率 高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

高齢者 一般的には65歳以上の人をいう。

コーディネーター〔coordinator〕 仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちとの調整が必要となる。

互 助 互いに助け合うこと。地域福祉活動は、互助活動である。

個人情報保護法 平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」の略称。この法律による「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされているために、町の把握している地域の要援護者の情報等を地域福祉推進者に知らせることができないなど、地域福祉の推進の阻害要因になる場合もある。

子育て 「子育て」は親が主語であるが、「子育て」は子どもたちが主体的に育ちの模索を行うことをいう。

子育てサークル こども園に就園する前の子どもとその保護者が集い、子育て中の親子の仲間づくり、保護者のリフレッシュの場を提供するもので、本町においては地域子育て支援センターで行っている。

子育て支援センター 子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサークルの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う機関。本町には、ひ

まわり（中央こども園）とたんぼぼ（結こども園）の2か所がある。

こども会 小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが活動する団体をいう。

子ども家庭総合支援センター 平成28年の児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点として、市区町村に設置するよう努めることとされたもので、子どもとその家庭、妊産婦などを対象に、相談対応、調査、継続的支援などを行う機関で、本町では福祉課内に設置している。

子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画。子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度を初年度とする5年計画で、全市町村が定めなければならない。本町では、平成26年度に「第3期あなばちっ子すくすくプラン」を策定した。

子ども110番の家 子どもを犯罪から守るため、通学路周辺の民家や商店等に「子ども110番の家」になってもらい、子どもが不安を感じて駆けこんできた時、子どもを保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらう制度。

コミュニティ〔community〕 居住地域を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。

コミュニティ・ソーシャルワーカー〔community social worker〕 地域の高齢者や障害のある人、生活困窮者で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのためのコーディネートを行う人のこと。社会福祉協議会に属していることが多く、それ以外の組織や団体に属し

ている場合は地域福祉コーディネーターと呼ばれることもある。

災害時要配慮者避難支援プラン ⇒ 避難行動要支援者

再犯防止推進計画 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）により、地方公共団体（都道府県または市町村）は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進するための「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないとされている。

サポーター〔supporter〕 本来は関節部などを保護するスポーツ用サポーターをいうが、本計画においては、「支持者」を指す。

しあわせ相談サロン（結婚相談） 民生児童委員を相談員として、町社会福祉協議会が毎月1回（第2土曜日）行っている。

しあわせ発見事業 結婚を希望する男女の集団見合いの場をいい、町社会福祉協議会が開催している。

自主防災組織 地域の人たちが自分たちの町を災害から守るため、日頃から話し合いや訓練などを行い、防災活動を効果的に行うための組織。市町村単位で結成されている。

次世代育成支援対策行動計画 平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられた子育て支援等に関する計画。同時期に公布された少子化社会対策基本法とともに、出生率の上昇をめざしたが、その効果はあまりあがっていない。次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法であったが、10年間延長され、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業計画と並行して策定することになった。

施設サービス 要介護者が施設に入所して受けるサービス。施設の種類の、老人福祉法では、養護

老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームが該当し、介護保険法では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設が該当する。以上のほかに、生活保護法、障害者総合支援法、児童福祉法等に規定されている施設がある。

指定管理者制度 地方公共団体が外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度。地方自治法の改正により、平成15年9月に施行された。小泉元総理大臣の「民間でできることは民間で」を具現化した例の一つといえる。

児 童 児童福祉法等においては、18歳未満の人を児童と定義し、心身に障がいがある人については20歳未満の人まで範囲を広げている。児童福祉法では、1歳に満たない人を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの人を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの人を「少年」と分けている。母子及び寡婦福祉法においては、20歳未満を児童としている。また、労働基準法では、15歳に満たない人を児童とし、原則としてその使用を禁止し、18歳未満の人は年少者という。

社会教育 学校教育による教育活動でなく、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）をいう。小、中学校の児童、生徒に対する社会教育（少年教育）、両親に対する児童の育成に関する教育（家庭教育）、放送大学、大学公開講座などの成人教育、生涯教育、老人大学等も社会教育の一環である。

社会貢献活動 「フィランソロピー」の日本語訳で、企業が行う社会貢献活動をいう。「フィランソロピー」とは、「人間愛」「人類愛」と訳され、人間が本来持っている助け合いの精神まで含んでいるとされている。企業人もこうした精神を持つべきであるとしたのが、「フィランソロピー」の概念である。

社会資源 福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

社会福祉基礎構造改革 介護保険法の成立を機に、昭和26年制定の社会福祉事業法による半世紀にわたる措置制度と社会福祉法人による社会福祉のあり方を、「サービス利用者と提供者の対等な関係の確立」「利用者本位の考え方に立った地域での総合的な支援」の方向に改革すべく、平成12年6月障がい関係の法改正を含む社会福祉法の成立へと進み、さらに平成15年4月からの「措置から契約へ」の改革による支援費制度の導入などの一連の流れを社会福祉基礎構造改革という。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

社会福祉事業 社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。第1種社会福祉事業としては、入所施設を営む事業等があり、その営む主体は、国、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されている。第2種社会福祉事業としては、通所サービス、訪問系サービス等が列挙されており、その営む主体には、国、地方公共団体、社会福祉法人等のほかに、株式会社、NPO法人などが含まれる事業がある。

社会福祉法 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的と

する他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。

社会を明るくする運動 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国が中心となって呼びかけている全国的な運動のことで、昭和26年から実施されている。

重層的支援体制整備事業 市町村において、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業をいう。

重層的支援体制整備事業実施計画 令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により創設された重層的支援体制整備事業を、市町村において、適切かつ効果的に実施するための計画。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

住民参加 地域社会の住民の積極的な参加・協力により社会福祉活動を推進することをいう。ここでの住民とは、欧米の市民（シチズン）に当たるもので、社会的に無関心な住民とは区別される。地域福祉活動の場合、地域の住民が、地域の福祉問題を自らの手で解決しようとする性格のため、住

民の積極的な参加・協力は不可欠であり、その開発も重要である。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つ。一般企業への就職が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などを行う。就労継続支援にはA型とB型があり、A型は障がいのある人と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの「雇用型」であり、B型は雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「非雇用型」である。

就労的活動支援コーディネーター 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等のコーディネートを行う人のこと。

主任児童委員 児童福祉法に基づき、児童委員と一体となって、乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や、児童の福祉に関する活動を行う民間奉仕者。主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名することとされている。

障害支援区分 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分といていた。

障害児通所支援等 障がいのある児童が通所して受けるサービス等をいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援をいう。

障害児福祉計画 平成28年6月の児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が都道府県・市町村に義務づけられた。障害児福祉計画は、障害

児通所支援や障害児相談支援等を計画的に進めていくことを目的としており、障害福祉計画と一体化して策定する。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人等をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者差別解消法 平成28年度から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者、に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者総合支援法 平成17年に公布された障害者自立支援法を改称して、平成25年4月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会をめざすことを目的とし、障がいのある人が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

障害者相談支援事業 障害者総合支援法に定める相談支援事業は、①福祉サービスの利用援助（情

報提供、相談等)、②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介等である。

障害者手帳 障がいのある人に交付される証票。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳がある。

障害者補助犬 身体障害者補助犬法においては、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

障がいのある人 障害者基本法では、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人等としているが、障害者総合支援法には、難病患者等が加えられている。

障害福祉計画 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を計画的に推進するため、平成18年度を初年度に3年を1期として作成されている。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活支援(グループホーム)とされている。

少子高齢社会 子どもが少なく、高齢者が多い社会をいう。出生数の減少と高齢者の増加したわが国の人口構造について述べる場合に使用される。

小地域福祉活動 町内などの小地域において、民生児童委員、福祉推進委員などが中心となり、地域住民の抱えるニーズに対する援助活動を行うことをいう。

食生活改善協議会 食生活講習会の開催などの食生活改善活動を地域において推進しているボランティアである食生活改善推進員(ヘルスメイト)

の合議機関。

自立支援 福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

シルバー人材センター 定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として市町村単位に設立された(公益)法人。

人権 人としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のこと。

人権擁護委員 人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けて問題解決を支援したり、法務局と連携して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権についての啓発活動を行う、法務大臣が委嘱する民間の人で、任期は3年。本町では6人が活動している。

人口動態 人口の増減、人口構成の変化の状態は、出生、死亡、移住等によって常に変動するが、この変動を人口動態という。出生及び死亡を「自然動態」、転入及び転出を「社会動態」という。

身体障害者相談員 身体障害者福祉法に基づく身体に障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として、身体に障がいのある人のなかから、市町村長が委嘱する。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障

がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設や事業所で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活保護率 人口あたりの生活保護を受けている人数。通常は、千分率で表される。

青少年育成地区推進委員 青少年の見守りや自立の促進など、青少年の健全な育成を支援するために町が委嘱した民間活動者。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

生活支援コーディネーター 「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（資源開発やネットワーク構築など）を行う人のこと。

成年後見支援センター 成年後見に関する相談に応じるとともに、成年後見制度の普及・啓発等を

行う機関で、本町では福祉課内に設置している。

成年後見制度 知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする民法に定める制度。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情や本人の身上に配慮すべき義務、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度利用促進基本計画 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）により、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

総合計画 地方自治法に基づく市町村経営の最上位計画。本町の第六次総合計画は、令和5年度から令和14年度を計画期間としている。

団塊の世代 第二次大戦直後、我が国の出生数は年間260～270万人に及んでおり、この時期を第1次ベビーブームと呼び、この時代（昭和22～24年）に生まれた人たちは「団塊の世代」といわれる。また、この第1次ベビーブームの人たちが出産しはじめ、第2次ベビーブームと呼ばれたのは、昭和46～49年の出生数が年間200万人を超えたころの時期であった。

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。介護保険法にも同じサービスがある。

地域共生社会 平成28年6月の閣議決定では「子ど

も・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」としていたが、平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

地域支援事業 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防する介護予防・生活支援サービス事業、介護予防拠点である地域包括支援センターに関する包括的支援事業、家族介護者等を支援する任意事業等から成っている。地域支援事業に要する経費は、介護保険から支払われる。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の任意事業も実施することができるとされている。

地域生活への移行 長期の入所が常態化している身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人の施設入所者や、精神科病院の社会的入院者が、グループホーム、一般住宅

等での生活へ移行することをいう。

地域福祉 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こととしている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域福祉活動計画 社会福祉協議会が策定する地域の福祉に関する計画。この安八町おたがいさま計画は、安八町地域福祉計画と安八町地域福祉活動計画を一体化して策定したものである。

地域福祉計画 社会福祉法に定められた地域福祉の推進に関する市町村の計画。その内容は、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項を満たさなければならない。

地域包括ケアシステム 地域において、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようということ。

地域包括支援センター 地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。本町では福

祉課内に設置している。

知的障害者相談員 知的障害者福祉法に基づく知的障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として、知的障がいのある人の保護者のなかから、市町村長が委嘱する。

昼間人口 ⇒ 夜間人口

DV（ドメスティックバイオレンス） 家庭内暴力。

特定非営利活動法人 ⇒ NPO法人

特別支援学校 児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年4月から、盲・聾・養護学校は障がい種別を超えた特別支援学校に一本化された。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされており、地域の特別支援教育のセンター的な機能を担う。

難病 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として366疾患・症候群の難病を指定しており、難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費の公費負担の対象となる難病として、333疾患・症候群を指定している。

日常生活支援事業（ワンコインサービス） 元気サポーターが、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのゴミ出し、掃除、買い物、話し相手などをワンコイン（100円・500円）で行うサービスで、介護保険法の介護予防・生活支援サービス事業として行っている。

日常生活自立支援事業 知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助などを行うもので、都道

府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

認知症 脳の器質的障がいにより、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障がいの結果生ずる脳血管性認知症、アルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。

認知症カフェ ⇒ ほんわりカフェ

ねたきり 一般に、ねたきりで6か月以上を経過し、日常生活を行う上で介護を必要とすることをいう。

ネットワーク〔network〕 関係する人々のつながり。地域福祉のネットワークづくりとは、関係する他の役割を持つ人々や団体と、情報の共有、意見交換、それぞれの役割の確認などを行う場を持つことである。

ノーマライゼーション〔normalization〕 デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱えた理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。このノーマライゼーションの思想は、世界中の障がいのある人に対する考え方の基本となっている。

バリアフリー 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するということをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ひかりの里 正式名称は「安八町社会就労センターひかりの里」。障害福祉サービスの就労継続支援（B型）を提供している事業所で、安八町社会福祉協議会が運営している。

ひきこもり ひきこもりは、単一の疾患や障がいの概念ではなく、「様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」とされている。

避難行動要支援者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人たちをいう。一般的に乳幼児、妊婦、高齢者、障がいのある人、傷病者、外国人等があげられる。なお、避難行動要支援者への避難支援等については、平成30年に「安八町災害時要配慮者避難支援プラン全体計画」を策定したが、令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村に個別避難計画を作成するよう努めることとされたため、順次、個別避難計画の作成を進めているところである。

避難行動要支援者支援マップ 町の避難行動要支援者を一覧できる地図。避難行動要支援者が必要とすることなども記入されている。

ファミリーサポートセンター 育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

フィランスロピー ⇒ 社会貢献活動

福祉 広くは福利、幸福を表す言葉。宗教的意味で危急からの救い、生命の繁栄を意味する。また、社会福祉と同義に使われたり、社会福祉、公衆衛生、社会保障を包括した概念として使われるなど、必ずしも定義は定まっていないが、社会福祉の目的概念として、健康で文化的な最低限度の生活を積極的に表すものとして使われている。近年になって、当事者の意思を含んだより前向きな「自立支援」という言葉が用いられるようになった。

福祉活動専門員 社会福祉協議会に配置され、民間社会福祉活動の推進方策の調査、研究、企画立案、広報、指導等を担当する専門職。

福祉教育 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の役割は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉協力校 児童・生徒にボランティア活動を通じて、福祉の実践学習を行うことを目的に、町社会福祉協議会が福祉協力校の指定を行っている。地域の高齢者や障がいのある人との交流などを通じ、共に生きる地域社会の身近な福祉課題に関心を持ってもらうことをねらいとしている。

福祉推進委員 地域において、区長及び民生児童委員と連携し、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役である。本町では、地域福祉の推進役として元気サポーターを置いている。

福祉総合相談窓口（プラットホーム） 重層的支援体制整備事業の一環として、複雑化、複合化が進む困難事例に対応し、機関等への橋渡しや連絡調整を行う機関で、本町では福祉課内に設置している。

福祉タクシー利用助成 福祉タクシーとは、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送サービスや障がいのある人等の運送に限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送サービスのことをいい、本町では、車を運転できない障がいのある人や自動車運転免許証を自主返納した高齢者等の交通手段を確保するため、福祉タクシーの利用助成を実施している。

ふれあいサロン（旧ふれあいきいきサロン） 家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、公民館等において、生きがい活動や食事を提供す

ることにより、高齢者の孤独感の解消を行っている。社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

ふれあいカード 災害時に支援を受けたいひとり暮らし高齢者等が町に提出する書類。これにより、町の避難行動要支援者リスト・避難行動要支援者マップに記載される。

ふれあいカフェ ふれあいサロンのような家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等の居場所づくりに限らず、年齢や障がいの有無等にかかわらず、より小単位で仲間づくりを広げるための取り組みをいう。

フレイル 健康な状態と要介護の状態の間で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことをいう。

フレイルチェック 地域の集まりの場で、高齢者の心身の活動の度合いを測定し、フレイルの兆候をチェックする取組み。元気サポーターが一定の研修を受けてフレイルサポーターとなり行っている。

ベビーブーム世代 ⇒ 団塊の世代

放課後児童クラブ 昼間、保護者のいない小学校児童を学校の空室等を活用し、放課後の児童の育成・指導に対応するサービスを提供するもの。学童保育、学童クラブなどともいう。

放課後等デイサービス 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

奉仕体験事業 本町の中学生が老人福祉施設の清掃活動や町のイベント等にボランティアとして参加する事業をいう。

訪問介護 ⇒ ホームヘルプサービス

ホームヘルプサービス 居宅において介護を受ける人に対し、ホームヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活

活上の世話をいう。介護保険制度では訪問介護といい、障害者総合支援制度では居宅介護という。

母子・父子世帯 現に児童（20歳未満）を扶養している配偶者のない母親または父親と児童のいる世帯をいう。近年の離婚等の増加により増える傾向にある。

ボランティア〔volunteer〕 本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人又はグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障がいのある人・児童・高齢者等の介護や話し相手、おむつたため、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

ボランティアコーディネーター 社会福祉協議会のボランティアセンターに配置され、ボランティア活動の受け手のニーズと担い手のニーズを調整する役割を担う専門職。

ボランティアセンター 社会福祉協議会に置かれ、ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

ボランティア連絡協議会 ボランティアは、それぞれ独自のボランティア活動を行っており、他のボランティアとの横のつながりが少ない。ボランティアの交流・意見交換等の場がボランティア連絡協議会である。

ほんわりカフェ（認知症カフェ） 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家な

どが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動をする場所。元気サポーターが運営補助を行っており、共生社会に向けた取組みの一つである。

マリ・クリスティーヌ 父はイタリア系米国人、母は日本人。上智大学在学中にスカウトされ、タレントとして活躍。その後、国際会議やコンサート司会、講演会などを通し、国際異文化交流の橋渡し役として幅広く活動している。平成6年東京工業大学大学院修了。平成8年横浜にNPO法人「AWC・アジアの女性と子どもネットワーク」設立。平成12年国際連合人間居住計画（ハビタット）親善大使。「女性にやさしいまちづくり（平成16年ユック舎）」「お互い様のボランティア（平成17年ユック舎）」など著書多数。

マンパワー〔manpower〕 人的資源。

民生児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業の経営者やボランティア団体と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務するため、民生児童委員という。

向こう三軒両隣 自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家。日頃親しく交際している近隣。隣組の単位ともなった。

夜間人口 夜間の人口。国勢調査とほぼ同じ人口である。これに対して、昼間働いている場所の人口を昼間人口という。大都市は、夜間人口より昼間人口が多く、ベッドタウンはその逆である。本町は、昼間人口より夜間人口が多い。

ヤングケアラー ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいうとされている。

友愛訪問 ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の孤独感の解消等を目的に、その家庭へ赴いて、会話などをする活動。訪問するのは、老人クラブ会員、民生児童委員、福祉推進委員などである。

有償ボランティア 利用者から交通費など実費を受け取って行うボランティア活動又はその活動を行う人。

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要介護認定者 介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は介護の必要度により5段階に区分（要介護状態区分）されている。

要配慮者 配慮を必要とする人。生活保護受給者、母子家庭等で生活に困っている人、要支援・要介護認定者、重度の障がいのため日常生活に困っている人などがある。

要保護児童対策協議会 虐待を受けた子どもを

じめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うために協議する場であり、市町村に設置されている。

ライフスタイル [life style] 衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び社会の行動や様式を形づくる考え方や習慣。特定の社会・集団の中で共通してみられるものから、地域や民族、階層の違いによるもの、個々人のもつものまで、幅広くとらえられる。少子化、長寿化、核家族化、人口の流入、就労女性の増加、豊かな社会の実現などにより、ライフスタイルは変化しつつある。

療育手帳 児童相談所（岐阜県は「子ども相談センター」）又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。岐阜県では、A（過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人）、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）及びB2（軽度）の5種類に区分している。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

老人クラブ 会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以

上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。

老人福祉計画 平成2年に公布された老人福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県及び市町村に老人保健福祉計画の策定が義務づけられた。市町村の老人保健福祉計画においては、老人福祉法に基づくサービス及び老人保健法に基づく医療等以外の保健事業の確保すべき目標その他必要な事項を定めることとされていた。介護保険法の成立により、要介護、要支援に該当する高齢者等の介護サービス量等については、介護保険事業計画で定めることとされ、平成20年度からは、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、老人保健計画は保険者が策定する特定健康診査等実施計画に変更されたため、老人福祉計画となった。

老々介護 高齢者が高齢要介護者を介護すること。核家族化や長寿化などの要因により、老々介護が増加している。

我が事・丸ごと 地域住民が地域で起きているさまざまな問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、市町村は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想をいい、厚生労働大臣を本部長とする『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が提唱している。

ワンコインサービス ⇒ 日常生活支援事業

第3次安八町おたがいさま計画

第4期 安八町地域福祉計画

第3期 安八町地域福祉活動計画

発行年月 令和5年3月

安八町

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014

URL <http://www.town.anpachi.lg.jp>

発行者

安八町社会福祉協議会

〒503-0115 岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕400番地

TEL 0584-47-7704 FAX 0584-64-5775

URL <http://www.haroro.com/an-8syakyo>

第3次 安八町おたがいさま計画

第4期 安八町地域福祉計画

第3期 安八町地域福祉活動計画